

令和4年第8回定例会

上士幌町議会会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月23日 閉会

上士幌町議会

令和4年第8回上士幌町議会定例会会議録目次

第1号（令和4年12月6日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
所管事務調査報告	5
一般質問	7
江波戸 明 議員	7
小 椋 茂 明 議員	26
馬 場 敏 美 議員	35
早 坂 清 光 議員	47
山 本 和 子 議員	60
中 村 哲 郎 議員	78
延会の宣告	91
署名議員	92

第2号（令和4年12月7日）

出欠席議員	93
職務のため出席した者の職氏名	93
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
議事日程	94
開議の宣告	96
同意第3号の上程、説明、採決	96
同意第4号及び同意第5号の上程、説明、採決	97

議案第55号から議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託	98
議案第60号から議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第64号から議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
散会の宣告	127
署名議員	128

第3号（令和4年12月23日）

出欠席議員	129
職務のため出席した者の職氏名	129
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	129
議事日程	130
開議の宣告	132
議会運営委員会の報告	132
教育長就任挨拶	132
議案第55号から議案第59号の委員長報告、質疑、討論、採決	134
意見書案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
会議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
報告第8号の上程、説明、質疑	140
議案第70号から議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
監報告第4号及び監報告第5号の上程、報告	160
閉会中の継続調査の申出について	161
閉会の宣告	161
署名議員	162

1 2 月 6 日

令和 4 年 第 8 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 6 日								
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場								
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 4 年 1 2 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	杉 山 幸 昭	
	延 会	令 和 4 年 1 2 月 6 日 午 後 4 時 2 1 分					議 長	杉 山 幸 昭	
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 欠 員 一 名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○			
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○			
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○			
	4	野 村 恵 子	○	1 0	馬 場 敏 美	○			
	5	早 坂 清 光	○	1 1	杉 山 幸 昭	○			
	6	小 椋 茂 明	○						
会 議 録 署 名 議 員	2 番 山 本 和 子 議 員				1 0 番 馬 場 敏 美 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透			
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋			
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二			
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修			
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗			
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行			
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 会 長	高 木 裕 巳			
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一			
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			消 防 課 長	西 垣 隆 泰			
農 林 課 長	林 峰 之			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				

令和4年第8回上士幌町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 (産業経済建設常任委員会調査報告)
所管事務調査報告 公共工事の調査に関すること
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 7 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第 5号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第55号 上士幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 上士幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第58号 上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第59号 上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第60号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第61号 上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第63号 上士幌町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止について
- 日程第18 議案第64号 令和4年度上士幌町一般会計補正予算(第7号)

- 日程第 19 議案第 65 号 令和 4 年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 66 号 令和 4 年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 67 号 令和 4 年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 68 号 令和 4 年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 69 号 令和 4 年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、令和4年第8回上土幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員会委員長、2番、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、12月1日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告を申し上げます。

1点目は、日程第6、同意第3号から日程第8、同意第5号は人事案件でありますので、議案の上程の前に本会議を休憩し、休憩中に全員協議会を開催いたします。

2点目は、日程第9、議案第55号から日程第13、議案第59号までは関連がありますので、一括上程及び質疑を行い、産業経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

3点目は、日程第14、議案第60号から日程第16、議案第62号までは関連がありますので、一括上程及び質疑を行い、議案ごと討論、採決を行うことといたします。

4点目は、日程第18、議案第64号から日程第23、議案第69号までの令和4年度上土幌町一般会計一般会計補正予算（第7号）並びに5特別会計補正予算は関連がありますので、6会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、山本和子議員、10番、馬場敏美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月23日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に、令和4年9月1日から令和4年11月30日までの議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の1第1項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

◎所管事務調査報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、所管事務調査報告、公共工事の調査に関することを議題といたします。

産業経済建設常任委員会が閉会中も調査を行ってまいりました所管事務調査、公共工事の調査に関することについて、会議規則第77条の規定により報告書の提出がございま

したので、委員長の報告を求めます。

産業経済建設常任委員会委員長、8番、江波戸明議員。

○産業経済建設常任委員長（江波戸 明議員） ただいま上程されました所管事務調査報告書、産業経済建設常任委員会についてであります。

調査事項につきましては、公共工事の調査に関する令和4年9月22日承認議決事項であります。

調査年月日につきましては、令和4年10月21日、計1回であります。

調査地、町内一円工事現場であります。

説明員及び随行員（同行者）、杉原副町長、建設課、渡部課長、巴主査、新堀主査、近藤技師、町民課、青木課長、大塚主査、教育委員会、小堀教育長、須田課長、鳥本主査でございます。

現地調査工事名等につきましては5点ありまして、①上士幌町共同墓地道路整備工事、②清進6号橋橋梁長寿命化修繕工事、③清進5号橋橋梁長寿命化修繕工事、④上士幌小学校空調設備設置工事、⑤上士幌中学校空調設備設置工事であります。

調査結果であります。

令和4年度発注の公共工事のうち5件の施設整備・補修工事について、施工状況や完成現場等の現地調査を、委員外議員の出席をいただき、実施いたしました。

①上士幌町共同墓地道路整備工事につきましては、道路の陥没による路盤改修工事が昨年実施されており、道路陥没調査の結果と合わせ、工事内容等について担当課の説明を受け、現場確認を行いました。その結果、懸念された道路状態は良好を保ち、アスファルト舗装及び排水対策が施されていまして。

今後においても、路盤及び周辺の排水状況の定期点検が必要であります。重ねて、墓地全体の緑化を伴う環境整備やアクセス道路の整備検討も必要と認識したところであります。

②清進6号橋橋梁長寿命化修繕工事及び清進5号橋橋梁長寿命化修繕工事は、事前点検により伸縮継手装置の老朽化があり、更新工事と附帯工事を行い、橋梁の長寿命化に対応した工事を完了させていたところであります。

本町には101橋梁があり、現在、99橋梁の点検等が完了していると報告も受けたところであります。あわせて、大型化した農業機械などに対応した橋梁の在り方なども課題になると認識したところであります。

次に、③上士幌小学校及び④上士幌中学校における空調設備設置工事は、温暖化対策として整備され、エアコンの設置工事が行われ、予定どおり整備が完了しました。

今後においては、これらの整備の効果を確認し、教育環境に係る温暖化対策等を含めた対応を進めるべきと認識したところであります。

上記の工事については、現地において担当職員より工事内容・施工状況の説明を受け、調査した結果、工事は良好に実施されていました。

今後においても、産業経済建設常任委員会の所管事務調査として、議員全員参加による公共事業調査に取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告に代えていきたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたが、所管事務調査報告に対する質疑は、議会運用例第96条の4の規定により省略いたします。

産業経済建設常任委員会の所管事務調査報告、公共工事の調査に関することについては、委員長報告をもって報告済みといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時09分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、6名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のことと思えますので、省略いたします。

◇ 江波戸 明 議員

○議長（杉山幸昭議長） それでは、順次発言を許します。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議長） 町民が「書かずに済むワンストップ」申請手続き及び「地域担当職員制度」の導入について。

町民において、役場での様々な申請手続は煩わしいことの一つです。また、最近、役場職員の顔が分からないという町民からの声を聞く機会があります。

これらの改善の糸口について、町長の考え方をお伺いいたします。

1、役場窓口で「書かずに済むワンストップ申請」について。

町は、様々な登録関係や申請等に関する事務の取扱いを行っていますが、現在は各担当課・部署で対応していますので、来庁者はその都度の担当窓口で申請等を行っています。

この煩わしさの状況に対し、北見市においては、業務の改善を積極的に実施し、来庁舎の手続が簡素になり、職員は確認の手間がなくなるなど、事務時間削減にもつながっています。

本町においても、デジタル化による行政改革を推進していますので、北見市方式の「書かずに済むワンストップ申請」の調査と検討を行い、早急に導入を行うべきであります。

2、「地域担当職員制度」の導入について。

地域担当職員制度は、町内会等の単位で職員を配置し、通常の相談事の窓口や担当職員における町からの情報提供など、地域との交流により地域における実情と課題などを知り、今後における町役場と町民との理解を共有できる形成に役立つものです。

早急に地域担当職員制度の導入を行うべきであります。

大きな2点目、町単独による物価高騰支援対策の実施について。

今日、様々な要因により物価高が続き、町民生活に大きな不安が生じております。このような急激な諸物価の高騰は、近年経験のないことであります。

このことについて、町として、当面の物価高騰の捉え方と、町民に対する対策と支援について、どのように認識し判断しているのか及び、その上で具体的な対策を行うのか、その考え方と対応についてお伺いいたします。

3点目になります。

大雪山国立公園東大雪地域の景観等に係る支障木撤去を、国の構造改革特区に申請することについて。

東大雪地域には「北海道遺産」として、「十勝三股の樹海」及び「旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋梁群」が選定されています。しかし、森林や山岳景観、登録有形文化財であるコンクリートアーチ橋梁などに対し、その景観を妨げるほどに樹木が成長している課題があります。

一方、国有林及び国立公園内での立木の伐採は、森林法、国立公園法などにより、支障木撤去への対応は厳しい規制があります。

町は、この東大雪地域の大森林帯を景観機能及び脱炭素吸収機能として活用し、あわせて、コンクリートアーチ橋梁群を歴史遺産として、積極的にまちづくりに活用すべきとしているところです。

この課題に対応する一つとして、「構造改革特区」申請により、景観維持等に係る支障木等の撤去対応を進める手だても可能ではないかと考えています。このことについて、町長にお伺いいたします。

以上であります。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 町民が「書かずに済むワンストップ」申請手続き及び「地域担当職員制度」の導入について、江波戸議員のご質問にお答えいたします。

1点目の役場窓口で「書かずに済むワンストップ申請」についてであります。

本町では、町民課の総合窓口において、ワンストップで用件が済むよう、関係課と連携を密にした対応を心がけ、町民に寄り添った住民サービスの提供に努めているところですが、来庁者が「書かずに済むワンストップ」には至っておりません。

「書かない窓口」を導入している先進自治体の事例では、申請者の個人情報を窓口で聞き取り、またはマイナンバーカードや運転免許証等をスキャンすることによってシステムに取り込み、申請書等の作成を支援するものであります。最初の窓口で登録した電子情報が次の手続にも引き継がれることで、町民の皆様にとっては、手続ごとに申請書を記入する手間が省かれることとなります。

また、総合窓口業務においても、記入漏れ等の対応に要する時間が短縮されるだけでなく、電子情報を各課が共有することで、ワンストップサービスもさらに円滑になり、様々な住民サービスにつながる事が可能となると考えております。

「書かない窓口」は、アナログとデジタルが融合したすばらしい取組であり、本町においても導入を検討すべき内容であると認識しておりますが、導入に当たりましては、現在の基幹業務システムを改修し、新たなデータ連携基盤を構築する必要があることから、多額の改修費と準備期間が必要になることなどの課題があります。

さらに、国においては、令和7年度末までに地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を行うこととしており、本町においても段階的に基幹業務システムの標準化作業を行っていくことが必須となり、本町を含む多くの自治体では、標準化のための改修が最優先事項となっております。

この基幹業務システムの標準化作業前に「書かない窓口」とのデータ連携基盤を構築してしまうと、標準化作業後の令和8年度以降においても、再度データ連携基盤の改修・構築作業が発生してまいりますので、町としては二重投資、手戻りのないようにするためにも、基幹業務システムの標準化後に新たな窓口システムを導入することが適当と考えております。

その際には、自宅のパソコンやスマートフォンから申請手続を可能とする「オンライン窓口」を目指すことについても検討すべきと考えており、窓口のオンライン化を進めることにより、お体の不自由な方、忙しくて役場に足を運ぶいとまのない方、また、ふだんから通信機器を使いこなしている方については、自宅にいながら手続を行うことが可能となります。

このように、デジタルを活用した多様な選択肢を示すことで、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができる、「誰一人取り残さないデジタル社会」を目指すべきと考えております。

2点目の地域担当職員制度の導入についてであります。

行政への日常的な相談事は、多岐にわたるあらゆるものが想定されます。このため、町民の皆様の困り事等に対しては、それぞれの行政サービス分野あるいは施策分野を所掌する担当課において、細やかに対応するよう心がけております。内容が多分野にわたる場合などは、個々の職員や担当課だけではなく、関係課・部局が横断的に情報共有しながら対応することに努めております。

町からの周知や意見要望の把握につきましては、広報・広聴活動の充実が重要であると考えており、これまで各団体との日常的な意見交換や、事業に応じて町民報告説明会、ワークショップなどを開催し、住民への理解や意見を政策に反映してきております。

行政情報の発信に関しましては、広報はもとより、ホームページや一斉情報配信システム（インフォカナル）を通じ、スピーディーな提供を心がけ、あわせて、受信機やタブレットの貸出しを行い、その利用に関する説明・相談等も行っているところであります。

また、出前講座では、町民の皆様のご要望に応じて、町長をはじめ関係職員を派遣し、町が進める施策や制度の内容等を周知してきております。

コロナ禍で行動制限が求められ、そもそも対面の機会が少ない昨今ですが、その中でも感染対策を講じつつ、地域課題の把握と解決に全力を傾注しているところであります。

協働や住民参加のまちづくりにつきましては、町長就任当初から政策の中核に据えて、まちづくりを進めてきております。ボランティアやNPO活動の育成と支援、最近では、町民の困り事をコンセプトに、行政と住民をつなぐ新たなセクターとして「生涯活躍のまち」など、多くの町民の皆様の参加の下で、一人一人が輝くまちづくりが着実に深化しているものと理解しております。

行政といたしましては、行政区・町内会は自治の原点であるとの認識から、まずは自主活動を基本としつつ、今後とも情報の共有や連携を密にして、地域課題の把握と解決

に向け、従来どおり全課・全職員による総合力で対応してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、町単独による物価高騰支援対策の実施についてであります。

急激な物価高騰により、生活者や事業者が多大な影響を受けており、このことは世界的に喫緊の課題となっております。

国の統計においては、北海道における本年10月の令和2年同月比消費者物価指数のうち、食料は8.1%、光熱費は20.0%、総合指数で4.6%上昇しており、食料・エネルギー等を中心に、様々な物価の高騰が町民生活に大きな影響をもたらしております。

そのような中、国は新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の中に、今年度新たに「原油価格・物価高騰対応分」「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の重点支援」を加え、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな対応ができるよう対策を講じております。

本町におきましては、臨時交付金の活用はもとより、町の一般財源を投入しつつ、大きな影響を受けるとされる低所得者や高齢者、子育て世帯、農業者、商工業者など、広く町民に対して支援事業を実施してきております。

11月24日開催の総務文教厚生常任委員会において協議させていただきましたが、本定例会におきまして予算補正を提案し、実施予定の事業も含め、次の対策を行ってまいりたいと考えております。

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、非課税世帯以外の厳しい生活を強いられている高齢者世帯等に対しての支援金給付、また、食費等の増加による生活支援対策として、18歳以下の子供のいる子育て世帯に対する支援金の給付を行うこととしております。

そのほか、商工業者に対しては、燃料費高騰による負担の軽減、エネルギー・食料品等の上昇の影響を緩和するための給付金支給、農業者に対しては、生産資材、特に飼料・肥料の高騰が著しいことから、物価高騰による影響緩和策を講じることとしております。

また、町が実施する宿泊割引に合わせ、観光関連事業所等で使用のできる買物券を配布し、観光消費の拡大を図ることで、事業所等の支援をする取組も行っております。さらに、広く町民の生活支援を図ることを目的に、プレミアム率20%の商品券の販売など、様々な対策を実施してきております。

これらの町独自の支援対策につきましては、関係課・部局において町内の状況を把握し、関係団体や町民の皆様からのご意見、要望等をいただきながら、支援内容、有効性

などを検証の上、生活不安の解消や経済対策として予算化し、実施させていただいております。

コロナ禍や物価高騰が長期化するような事態となれば、町民生活や地域経済はさらに大きな影響を受けると思われますので、国・道に対して対策の充実を要望するとともに、引き続き必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、脱炭素先行地域に選定された本町には、再生可能エネルギーの地産地消に対する国からの手厚い支援制度があることから、電気料や燃料費の高騰が続く中で、農林業や商工業の経営改善、将来にわたって電気料の大幅削減に寄与するものと考えております。

次に、大雪山国立公園東大雪地域の景観等に係る支障木撤去を、国の構造改革特区に申請することについてであります。

日本の国立公園の中で最も広い大雪山国立公園に包含される本町の良好な景観につきましては、その多くが国有林内に位置しており、樹木の成長により景色の見え方が変化している箇所や阻害されている景勝地があることについては認識しているところであります。

これらの景勝地につきましては、良好な景観の維持・向上を図ることが必要ですが、国立公園区域内であり、かつ、国道用地や環境省の直轄地以外のほとんどが保安林指定されている国有林であります。

国立公園につきましては、自然公園法において、特別地域は4つの区分に分けられ、樹木等の伐採行為が規制されております。

本町の国立公園全体面積の約17%が、特別保護地区及び第1種特別地域であり、伐採行為に関して厳しい規制が設けられております。また、その他の約83%が第3種特別地域及び第4種特別地域に当たり、規制はあるものの、条件付で伐採が認められております。

このように、国立公園地域内の観光景勝地としている多くの部分については、条件付伐採が認められているところであります。しかし、国有林に関しましては、本町の森林面積の約9割を占める4万3,367ヘクタールのほとんどが保安林指定されており、自然公園法による特別地域の区分にかかわらず、森林法によって、保安林指定地を保全するための規制がかけられております。

北海道産である旧国鉄士幌線アーチ橋梁群の中でも評価の高い登録有形文化財の三の沢橋梁、第五音更川橋梁などは、国道から橋梁を望める位置にありますが、現在は樹木により、特に葉の茂る期間は眺望が遮られる状況にあります。

これらの地域は、自然公園法上では第3種特別地域及び第4種特別地域に位置づけられ、諸条件を満たし、申請手続等を経ることで、樹木の伐採は可能であります。しかし、森林法上では保安林指定地となっており、枝払い程度の行為は可能であるものの、伐採については保安林指定の解除が必要となります。

その解除につきましては、開発行為や森林施業、道路事業等以外の景観の保全などのための樹木伐採を理由としたものは原則認められていない現状にあります。

次に、国が定める特区についてであります。現在認定されている構造改革特区では、国立公園及び保安林の樹木に関する案件は見受けられず、国家戦略特区として認定された案件でも保安林の指定解除手続の期間短縮が図られるにすぎず、樹木伐採、保安林解除要件の緩和には至っておりません。

本町といたしましては、観光振興と自然環境保全の調和を図りながら、景観を確保することが重要であると考えており、現在可能な対応を含め、関係機関と協議を進めてまいります。その上で、さらに特区制度に申請することが有効であると判断した場合には、そのための対応を図っていくべきと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議長） まず、1点目の「書かずに済むワンストップ」の関係であります。

町も、デジタルトランスフォーメーションの計画づくり、こんなことを含めて、一番分かりやすく言えば、受付から処理までの工程のデジタル化とか、また、デジタル化イコール業務改善ではありませんので、職員がどう取り組むかという連携の仕方、これが進むと、ベテランの方の職員がいなくても対応できる窓口のシステムができます。

そんな意味で、これについては早急に対応することは、非常に町民にとっても、町の役場に来やすい、気持ち的な部分も含めて出てくるのではないかと思います。

そんなことで、今、デジタル課ができました。ここに関わって、ICTに係る担当業務については、役場内の分掌の関係、どのように位置づけされているかなというのがなかなか分かりづらい。

ただ、先般、町のコミュニティバスの乗車の関係のチケット化ですか、これなんかでも、福祉課が対応しているとか、後で聞いてみたら、企画財政課という話もあるかもしれませんけれども、私は、どこかきちっとした、業務の分掌を含めて一元化しながら対応するというのも、デジタル化を進めていく中で、特にワンストップサービスを進めていく中で非常に大事なことだと思います。

これは、やはり北見市も、かなり長い年月をかけながら、いろんな課題を集約しながら、どういう形で窓口を一元化しながら、町民の本当に来やすい窓口をつくってきたかという部分ですけれども、これはやっぱり、きちっとワーキングチームなり、ワンストップサービスの推進会議なり、そういうことをつくりながら、各課がやるべき仕事、町民に開放する情報等含めて、どうあるべきかと、非常にその期間の中でしっかり議論すると。

僕はこの体制づくり、「書かずに済むワンストップ」をすぐやれということではなくて、この職員の体制づくりをまず最優先していくと、必然的にいろんなアイデアが、ワンストップ窓口を考えることによって、僕は職員の中から出てくるんじゃないかと思っています。

そんなことで、将来の業務も含めて、町民が期待する各課のキーパーソンの人材づくり、これがまず、デジタル人材の作り方と共有しながら、進めていく一つだと思います。

そういう形で調査をすることによって、人材づくりについて、非常に効果が高いという、基幹業務システムの標準化と取組計画が明確になるんだと思いますけれども、まず町長について、この辺の考え方について確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 昨年からデジタル関係の室をつくって、今年はさらにそれを昇華する形で管理して、デジタルの次世代に向けた挑戦的な取組と、それから、業務改善のためのデジタルの活用ということで、DXの関係の、そういったポジションを含めての課を設置したということでもあります。

ここの仕事というのは、このように2つ、大きなことがあるわけでもありますけれども、基本的には各課が、今どのようなことでデジタル化にふさわしいのか、こういったプロジェクトをつくっております。そのように、日常から各課がデジタル化にするのに必要な、こういったことについて、十分連携を取っているということでもあります。

そういった意味での、体制づくりというお話ありましたけれども、その体制というのは日常的にされているということでもあります。

ワンストップ窓口ということで、今のところでは、町民課のところに来ていただいて、そこから担当職員がみんな来ると。ある意味では、それも一つのワンストップ窓口の手法だろうと、そんなふうに思っております。これがデジタル化によって、さらに簡便になり、そしてまた間違いの起きない、こういったそのことにつながっていくことだと思いますが、それは議員がご指摘のとおり、本当に大切なことだということに考え

ております。

それはもう全く否定するものではありませんし、できることであれば、一刻も早くということでもありますけれども、答弁書で申し上げているように、令和7年にもう一回、国で大幅に共通化を図ると、システム改修が行われるということなんですね。ですから、その中に、町独自のワンストップ窓口のシステムを構築するとなれば、それはまた新たにそこに費用をかけなければならないと。

多分これは数千万かかるんでないだろうかと言われておりますが、そういったことを想定されているということでもありますから、その必要性は分かっていますけれども、令和7年に大きく変わるということになれば、そこに合わせざるを得ないだろうというふうに思っています。

そのときに準備期間として、北見市の事例が出されましたけれども、北見市としても、それを調整するために4年くらいかかったという話であります。ですから、今からそれぞれ、どんなことをその中に盛り込んでいくのかという、システムの準備期間というのが急がれるということになりますので、7年になって、それから、さあもう一回始めようかということではなくて、基本的には、そこに盛り込むのはどんなようなものなのかというふうなことだとかは、これは順次連携を図っていかなければならないということでもあります。

今の段階でも R e a m s という、そういうシステムを導入しておりますけれども、20、30のデータがそこに共有化されているということでもあります。そういった共通の基盤が変わるということでもありますから、それに合わせて、町としては取り組んでいくということでもあります。

それから、今申し上げたように、デジタル関係について、各課職員がそれに対して、自分たちができること、これから自分たちのところで必要なこと、こういったことについては、定期的な会議を開く中で進めてきているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議長） ぜひこの課題について、町民に対する効果は別にしても、本当に非常に高い効果というのは認識していますし、町のほうも認識したというふうに、そういう考えに立っていますけれども、早急にやはり、財政的にも無駄をしないという部分で、やはり時期を的確にしながら対応したと思っておりますが、今、国のほうもオンラインで対応したり、一番身近な部分についてはマイナンバーカードとかありますけれども、果たしてそれが全て町民なりに認識されているかという部分も含めて、非常に難しいと

ころでありますから、平成28年度から、国のほうもオンラインの窓口含めて、どうなるかという部分を調査していますけれども、町も的確に経費の状況、財政の状況含めて、対応をお願いできればと思います。

次に、担当職員の地域制度という部分で、これ非常に、僕自身も、なかなか職員の顔が見えないと、ここにいても見えないのが、最近よく話題になる一つです。本当に、これは、お互い少しでも顔を見たり話しできる機会、きっかけとか、そんなことをどうやってつくれば一番いいのかなと考えているんですけども、町民の方がわざわざ役場へ来て、あいつ誰だとかこいつとか、そんなことなかなかできないし、我々自身でも、いろんな用件の中で職員と付き合う部分があるかと思えますけれども、もう一つは、町民から見た目と逆に、職員から見た町民、この中にどうやって入っていくかというのも、きっと職員自身が悩んでいる部分もあるのではないかなと僕、認識します。

そんな意味で、どうお互いが持ち場、それから情報とか含めて、お互いが交流できるかなと。僕は、難しい形で、がちり固まった地域について、職員をぴしっとするわけではなくて、例えば町内会長、役員三役会等に、今役場でこんなこと考えているんだという部分とか、そういうことを話して聞いたり、逆に町民のほうから、こんなこと考えているんだなとか、例えば一つの課題として、町民から投げかけられた各課への課題、これを地域の人にやっぱり共有していく、地域担当の職員に共有していくとか、やっぱりそういう形で、小さな出たり入ったり、町民と役場職員が出たり入ったりする交流といえますか、それが一番大事だと思います。

こういうことを重ねながら、僕は人材づくり、これから地域と課題をある程度分かる人材づくりも含めて、お互いが距離が近くなるのかなと認識していますから、そういう四角四面の中でなくて、そういう形で、地域との関わりを持つ職員をぜひ、そういう立場といえますか、いろんな立場とか責任もあるかと思えますけれども、考えていただきたいなというふうに認識しますんで、町長について、再度これについて確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 がんじがらめに固めて考えるのではなくというお話ありましたけれども、その問題も一つ、実際の問題としてはあるなというふうに思っていました。

少なくとも、担当職員ということで、職務命令ということになれば、これはいわゆる勤務時間の中に入ってくるということになりますし、土曜日、日曜日、あるいは夜、時間外どうするのというような問題も、これは職務を命令する側としては、そのことまで踏まえて考えなきゃならんということでもあります。

ただ今回の、いわゆる顔が見えないと、これは顔が見えない、1人だけ見えないんじゃないなくて、お互いに見えないという関係になりますから、役場の仕事をしながらも一町民であるということでもありますから、そういった意味では、いろんところでお互いに、そういう場面に出会うかどうかと、あるいはどのように、お互いにそういう場面にあるかというのが問われるわけではありますが、何といても、少なくともこの2年間は、対面するということは、これは自粛しなきゃならんという、そういう社会的な問題ですね。コロナの関係で、そういうことがされているわけでもありますから、今ではお葬式関係も、ほとんど通常と変わった形態になりました。それで、イベントもほとんどなくなってきたと。そういった意味では、やっぱり町民と一つになるという機会が失われているというのも、これ現実の話だろうと、そんなふうに思います。

そういった中でありますけれども、今まではそれぞれ町内会の中に、役場の職員が生活居住地としているのではないだろうか、大方はそうでないだろうか、そう思っております。そういった中で、ボランティアと、それから役場の職員、日頃から職務上、経理の関係だとか随分、会計のところですね、手伝ったりなんかしてやっている。それから、町内会のイベントなんかでも、いろいろとお手伝いをしているという姿が見えます。

こういった姿が、ある意味では緩やかな形で、そしてまた、そういう場面をどれだけ多くするのかというのが、これからまた必要になってくる、正常な生活に戻れば、そのようなことがまた増えてくるだろうと、そんなふうに思っております。

ただ、もう一つは、町全体の課題みたいなものがある、それを基にして、町民にそれにどう参加してもらおうのかというような、そういった政策課題もあるんだろうと、そう思っております。

一つには、コミュニティのとにかく希薄化というのが言われておりますけれども、それを結びつけるのが、一つとしては、防災関係があるのでないだろうか、これは今までそういう答弁もさせていただいておりますけれども、それだけではなく、今でいうと、町民が気軽に参加できる、あるいは自分ごととして捉えることができるという意味では、今回、町が脱炭素の先行地域に選ばれましたけれども、その中で省エネの関係だとか、あるいは資源の有効活用だとか、こういったことを町民と共に、どんなふうにして取り組んでいくのかというようなこと、こういった全てに共通する課題については、今まで以上に町民の方々の理解もいただいて、そんなふうに思っておりますし、それから町内会の、まずは三役の方だとか、あるいは町内会の集まりの会議だとか、そのようなことを開催させていただく、そしてまた、必要に応じてそこに職員を派遣するという

ようなことで、先ほど懸念されるというようなことの一つの解決方法にもなっていくのではないだろうかかと、そういうふうに思います。

いずれにしても、今、働き方改革で、長時間労働、長時間勤務、それから土日・休日勤務、これらについては、かなり厳しい制約がつけられつつございます。先ほど、役場に来るのが大変だと、あるいは、何となく、みんな下向いて仕事しているのに気兼ねするというのはあるかも分かりませんが、この町の役場と町民の関係というのは、歩いてほとんど来られるエリアだというふうに思っております。そういった意味で、大体は必要に応じて来ていただけるのではないだろうかかと、こんなふうに考えております。

少なくとも、必要に応じて来ている方々が、この町のサービスがおかしい、町民の対応がおかしいというような話というのは、町長のところにはそう入ってきておりません。むしろ頑張っているんじゃないのということは、町民はなかなかありませんけれども、よそから来た人方には高い評価をいただいているというのも現実であります。

お互いにこれは、その辺の関係をどう構築していくかということは、これからのイベントなんか等も通しながら、より親密な関係をつくっていくというのが、これは当然必要なことだと、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議長） 今、町長のほうからも何点か、町民と、それから役場職員との接触の仕方、考え方、提案されてきました。やっぱり実行することで、また少しずつ、そういうことは改善されるかと思えますし、私たちの町内会でも、役場職員がいないと、本当に町内会の運営もままならないという状況でありますから、そういう接点から、きっとこういう町という物語は出来上がってくるのかなと。

特に僕が懸念しているのはコミュニティの問題。非常に、あの中にも、ひょっとしたら役場職員がどこかのアパートにいたり、賃貸住宅にいるのかなという部分も分からないところもあるという認識もしますから、そういうところからでも、やっぱり私はコミュニティの在り方等含めて、そこに一つ、小さな情報でも提供するという、こういう提案の仕方も含めて、交流も含めて、これから大事だと思いますんで、また町長以下、各課も含めて、そういう形で地域に入っていいただければありがたいと思います。

次の課題になりますけれども、物価の関係については、ほかにまた一般質問の課題になっているかというふうに認識もしておりますけれども、まず町単の部分で、財政問題ですけれども、やっぱり町が支援するという、町単で支援するとなると、やっぱり財政という問題がきっとあると思います。

財政調整基金の関係で、令和2年度末で21億7,000万、令和3年度で24億1,000万で、この比較で2億4,000万ぐらい財調で、ある程度積み上げてきたと。これは、いろいろな行事なり含めて、できなかったという部分の積み重ねもあるかと思えますし、一つはきっと農業所得という形で、令和3年度の農業所得というのは、かなり大きかったのかなと思っています。

法人以外の農業の人については統計が出ていますんで、例えば200万以下、200万から700万、700万から1,000万、1,000万以上という部分で、85件の所得の関係が出てきますけれども、かなり大型の所得体制の中でありますから、当然、総額所得額が、この中で11億4,000万と出ていました。ただ、控除後の課税は9億1,000万ですから、かなりの額の税が昨年度、農業所得としてあったと思えますし、これにプラスアルファ、法人農業者、これについてもかなり業績を伸ばしながら、税にかなり寄与しているというふうに認識しております。

まず、さっきの答弁の中でありましたように、町民の声を聞きながらという部分で、本当に今回、さきの常任委員会等での支援策が述べられていましたけれども、本当に、まだまだ住民の声を聞いていないのかなという認識も一つあります。

特に町民は、物価高について非常に敏感になって、なかなか町のほうに声を出しづらい。ですから、その辺が、僕は一つの課題だと思っています。そんな形、ちょっと話しても、例えばですけれども、思わず灯油タンクの目盛りを見てしまうと、こういう心が、僕は町民のかんがりの気持ちだというふうに認識しています。そのぐらい、かなり現実で、非常に厳しいなという認識しているところであります。

他町村の例について、支援についてはかなり、11月からつい昨日まで、新聞等で、いろんな臨時会、それから定例議会の中で明らかになってきています。その中では、やはりそういうことも参考にしながら、町民はきっと、あの町はこういうふうにしてもらっているんだとか、やっぱりそういう認識というのはかなり、言わずともあるんだというふうに認識しております。

そんなことから、国については、財政、高騰化、それから諸物価の値上がり等含めて、国のほうの、今、国会等で含めて議論していますけれども、この部分について、例えば非課税の家庭の問題とか子育て、それから灯油、燃費の問題とかありますけれども、この部分について、町のほうとして、この地方、国の財政を受けながら、いつ頃これが本町の中で実施されるのかなという、当面のめどについて、もし情報ありましたら、まず報告をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 いつ実施するのかというお話ですけれども、やっぱり予算化、今回の定例会のほうで補正予算を提案しますので、それらについては、出た段階で直ちに実行に移していきたいということになるかというふうに思います。

その後の課題については、どういう社会的な状況が起きるのか。さらに物価が高騰するのか、あるいは沈静化するのか、それは刻々と変化をしておりますから、その変化に合わせて、不安のないような対策を講じていくということになってまいるかと思います。

いろいろと各町村の支援の仕方、新聞に出てきております。特に、そうですね、水道料の問題、これはNHKなんかでも取り上げていたんであると思いますけれども、じゃ、かなりあれは新聞に報道されておまして、やはりA町、B町、ほかでもやりますよと、3か月減免しますよと出ていました。それは一つ、それも支援策一つなんだろうというふうに思います。

町としては、どうなんだろうかというようなこと、それ以外の、町としてはまた独自の、町民の今までの支援策を含めて考えている。例えば福祉灯油については、今までも物価が高騰してもしなくても、非課税世帯には1万円を灯油代として支援させていただいた。今回は、またさらに、それに加えて、独自にまた1万円を支援させていただいたと。

ところが、これまでの議会の中でもありましたように、非課税から課税になった途端、支援策がかなり薄くなるという、これまた事実なんですね。国からの給付金制度なんかもありまして、非課税世帯は結構ある、しかし、課税になった途端にそれがゼロになると、こういったところのことも含めて、今回、そこの方々のために給付金を支援させていただくと、物価高騰分ということで支援させていただいたと。65歳以上、低所得者を中心にとということでもありますけれども、ほぼ8割くらいの方々が、その対象を受けることができるということでもあります。

じゃ、その水道料の関係なんかについて、何でうちはやらないのと。水道料、うちの町の水道料というのは、管内で最も低いほうなんです。これは、そういつて見ると、よその町の、ある町の半分くらいのところが、これはずっとこれまで、ある意味では支援してきているわけですね。そこにあえてそのことが必要なのかどうかという判断をさせていただいて、その分はよそのほうに使わせてもらおうというふうなことで、今まで独自の支援策、農業関係であれば、最近であれば農業関係、同時に、6月の段階でも肥料高騰ということで、液肥対策として、直接現金給付ではありませんけれども、持続可能な農業をするための支援策を講じさせていただいたというふうなことで、町は町としての地域性や、今までの政策、支援策、それから施策ですね、例えばお年寄りの病院へ行きた

めの4分の3の補助金だとか、様々なところに、本当に手厚い支援はさせていただいているというふうに思っておりますから、そういったものを踏まえた上で、さらに今足りないところを手当てを講じさせていただいているということで、なかなか、今々になっちゃうと、新聞に出たところだけ目立ちますけれども、そういう全体像を知っていただければ、手厚い、日頃から様々なことをしていただいているというふうに理解をしていただけるのではないだろうか、そう思っております。

特に今、農業関係でいうと、特に酪農関係では入りが少ないということ、搾乳しても、とにかく出のほうが多くて大変だというようなお話が出てきていますから、そういったところについてももしっかり支援策を考えているということでもありますから、この町の、今までも議員の皆様方にお諮りしていますけれども、そういったことで、町独自の必要な課題について支援をさせていただいているということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議長） 今、町長のほうからあったのは、さきに常任委員会等であった支援策という部分で認識していますけれども、僕はもう少し違う形で、少し気持ちという部分も僕は大事だと思いますし、先ほど言ったように、繰り越して財調で基金に積み上げた分を崩すタイミングといいますか、今、これからも、コロナがどうなったり、そういう物価がどうなるかという部分もありますけれども、そのタイミングを見ながら、僕はそういう気持ちがどこかに出てほしいなと。出しているつもりかもしれませんが、本当に出してほしいなと認識しながらおります。

そんなことで、僕は、国のほうからの交付金等含めては、いつの段階でという、ありますけれども、来た段階でと町長ありますけれども、これはやっぱり年内ですね、12月。この中でやっぱり支給するというのが、僕は大事なことだと思いますから、ぜひ一部でも町のほうで負担しながら、負担ということは先払いをしながらするというのも、僕は、いつとき考えることもあると。

全てじゃないと思いますけれども、やっぱりそのぐらい、僕は町民生活の中で、全てではありませんけれども、非課税の世帯が、前の報告の中でも700世帯ぐらいあるということは、4戸に1戸ぐらいは、4世帯に1戸ぐらいは、やっぱりかなりそういう状況もあるな、それを全て、まずどうこうとは僕は言いませんけれども、やっぱりそういう気持ちもあっていいんじゃないかなと認識しています。

それと僕、大事なものは、今、基幹産業、農業、これについて、やっぱりすごく大事にしてかんならないなと僕は思っています。この農協、特に共同体の農協も含めて、まち

づくりに、職場づくりしたというのは、本当に目に見えて農業関係、特に農協関係が非常に頑張ってくれているなど。コントラ、TMRセンターなり育成牧場、特にバイオガス含めて、本当に、それから牛乳の集乳体制づくりとか、すごく働く場所。

それと、もう一つ大事なのは、本当に働く人、担い手として特定技能実習生、その方たちが本町にかなり来ていて、今、人口増の多くを占めているのがここら辺かなと僕は認識しながら、町の人口が増えたと、増えたでなくて、ここら辺の農業基盤がしっかりこれを補追してくれているんじゃないかと認識しております。

そんな意味で、消化液がどうだとかと、あれはもともと、どうしても消化していかねばならん、畑に還元していかないと、どうしてもならない一つの代物なんですよ、固定しておくわけにいきませんから。それらを含めて、やっぱりこれから大事なのは、僕は、一つは、本町の農地の優良農地をひしと確保していくと、改めて確保していくと。

その一つは、消化液等もありますけれども、一つは土壌分析をするとか、それに対して、また細かい指導体制するとか、それからまた、ドローンによる生育、栽培物の育成状況の点検するとか、今すぐできなくても、次に向けた町の発信というのでもいいのかなと、そう思っています。

それと今回、頭数で支援しているという部分もありますけれども、例えば北門の羊を飼っている農家の方については、どこにも該当しません。僕は、経営に対する支援と、それから農家の人が生活している支援という部分も、やっぱりあっていいかなと、商工業の中にもそういう組合せしていますから、農家に、一番手短な新聞報道では、一律5万円とか、やっぱりそういう一つのベースもあっていいんじゃないかなと思います。

できれば12月の補正含めて、また、間に合わなかったら臨時会等含めてとか、いろんな対応もあるかと思えますけれども、ここら辺について、ぜひ対応していただきたいという部分と、食品加工センターでの商品開発についてもまた、これについても農家の農業の地域生産物の一つの課題となるかと思えますから、この点について町長のほうから、手短によるしくお願いしたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 農業政策のお話までご指導いただきましたけれども、気持ちの話されましたけれども、その辺は十分、町民の生活が不安にならないようにという、そこは第一義に考えながら、政策を打っていつているということでもあります。事業についても、速やかに執行できるように、そういう体制を取っていきたいというふうに考えているところでもございます。

とにかくこの町に、厳しい状況にあったときに対応できるような、そういう準備、常に備えはしていきたいというふうに思います。

現金給付でという話ありましたけれども、応分の支援策については、政策の中身の違いがあるかと思えますけれども、現金ではなくて、むしろ持続可能なような支援策をやらせていただいているということで、これらについても十分、農協のほうとも協議をしながら、本当に今困っているところはどのようにするのかというふうなことでの協議の上で政策に反映をさせていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議長） 本町の農業なり、それから住民生活というのは、やっぱり幸福感を持って、次の経営持続性といいますか、そういうのをやっぱり常に考えると、いろんな町民からの要望をまた聞くこともできますし、共同体制の農協、それからまた、個別の法人農業者、それから、いろんな地域の産業という部分は、やっぱり少しずつ町のほうの在り方を見ながら進む部分もあるかと思えますので、その辺の連携よろしくお願ひしながら、対応をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、十勝三股大盆地、今回、北海道遺産に登録されました。これについて、より一つは、僕は、まさしく観光も含めて、教育の場も含めて、それから保健的な保養の場も含めて、あの地域について、また今回、道遺産に登録されたというのも一つのワンステップだというふうに認識してありますから、町の登録に対する事務手続なりの様子について、本当に感謝したいなというふうに認識しながら、課題になっている部分について、今回については、あそこの木の問題、支障木的な木の問題であります。

例えば昭和60年代について、まだその段階では、三国峠の中のところに休憩施設はまだなかったんですけれども、その頃から、あの展望については非常にすばらしかったなと。あの場所からも、支障木がなく、大樹海含めて山並みがしっかり見えたという部分ありますけれども、現状、あそこに施設を建てた以降、また三国峠が開通した以降、やはりかなりの年月を得ながら、樹木がしっかり伸びて周囲の景観を悪くしているという部分があります。

国立公園なり自然公園の役割の一つについては、そういう支障的な部分について、景観を守っていくという部分等含めて、最近の、今は本当に国立公園の役割の大事なことについては、生物の多様化、また、それに伴う景観等含めてありますけれども、あそこの景観のすばらしさというのは、森林大盆地に対して、本当に、昭和29年の洞爺丸台風以降、70年余の歳月を経て、しっかり森林が回復している姿、あそこの独特の林帯をつ

くったのは、洞爺丸台風以降の育成林がしっかり管理されてきたというふうに認識しております。

そんなことを含めて、保安林の問題という部分が、回答の中で非常に支障になっているという部分ありますけれども、国立公園は5つの区切りがあつて、特別保護、それから特別地域1、2、3とあります、これにどういうわけか、第4特別地域とありますけれども、これきっと普通地域の間違いだと思えますけれども、本当に、まず糠平、十勝三股の在り方を考えながら、この問題をきちっと対応するとしても、そんな僕は、あまり難しい問題ではないと思っています。

ただ、第1種特別地域については少し、ちょっと困難性があるという、ちょうど三国峠の休憩所の辺りが第1種です。それから、第三音更とか三の沢とか第五とか、あそこは2種だというふうに認識しています。ちょっと感覚、僕と違ったなと思えますけれども、僕はこういうところで、国としても保安林を解除するんじゃなくて、択伐、それから単伐という、一つは、そこから一つ一つ抜いていくという方法があるんですけども、これについては第1種特別地域でも、3と普通地域は別にしても、かなり可能だというふうに認識しています。

ただ、特区を取っておくことによって、町が国立公園の支障木なり景観なり、保養期間体制をちょっと対応したいというふうについて、特区を取っておくことによって、僕はある程度、町の要請の中で、道の許可を含めて対応できるというふうに認識していますから、その一つの手段として、構造改革特区を取っておきながら対応していくということも必要だと思いますし、あわせまして、十勝三股の大森林盆地との連携、小さな基地化含めて、あそこは環境省では、集団施設地区を園地という形で、ちょっとワンランク下がった位置づけになっていますけれども、あそことの連携、そんなこと含めて、これから非常に魅力ある、それが糠平に通じていくという、一つの観光の物語づくりにも非常に大切な場所だと認識しております。

今ちょっと盛んに、松見大橋が緑深橋のほうから撮影されるための、あそこは国土交通ですかね、国道の一部歩道の整備対応も含めて、動き始めていると思えますけれども、唯一、三国峠から見る工作物は松見大橋しかありません。そのぐらい、本当に自然に恵まれた部分と、一部の構造物と、近代の構造物と含めて、また、地域では自然館を含めて、本当に生物の多様性を推進する教育機関と、いろんなことが連携できるというふうに思いますんで、まずは景観等を最優先にしながら、特区についての対応として、構造改革特区をぜひ推進してもらって、チャレンジしてほしいなと思いますんで、この点について再度確認をさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まず、先ほどの質問の中で、一律の給付金は行っていませんというお話をさせていただきました。一律5万円だとかと、そういうのはやっていません。しかし、飼料・肥料の高騰分については、それぞれのその影響に合わせて、きめ細かく、しかも総額としてはかなり大きいものだと、そんなふうにして政策を提案させていただいているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

そしてまた、特区の関係でありますけれども、確かに、第五音更川橋梁のシラカバだとか枝が相当伸びている、見づらいというのは確かにございます。いわゆる国立公園のほうの法律の縛りもありますけれども、それ以上に、森林の関係の縛りのほうがすごく厳しいんですね、相当厳しい。

今までも、三股のあそこのところの安全確保のために駐車帯の整備をするというところで、支障木の整備というようなことを、これは国・道・市、そして町も要望し、さらには長い年月かけてやってきましたけれども、相当これは、環境省はオーケーよ、しかし林野庁のほうはそうはいかないという、多分そうはいかない、手続に相当かかっているんだろうと思いますけれども、それが何年間か続いて、最終的には道路の構造を、余白があると、遊びがあるということで、そこに歩側帯ですね、歩道を整備をしたというようなことになって、ある程度安心は確保できたということなんですね。

ですから、今の課題となっている見えないところの支障木の枝払いだとか、そういったことについては、多分できるんでないだろうかなということでもありますから、まずは観光としての障害になっている、景観を損なっているようなところについては、そういった視点でできるのではないだろうかなというふうに考えているということと、それから、今までの様々なそういったことに対する規制緩和だとか、あるいは解除だとか、こういうことに対しては相当大変だと。そこにエネルギーを、しかもそれは、ある意味では、その地域だけに与えられた特別な許可ということでもありますから、生命・財産の問題だとか、あるいは、極めて大きな観光振興につながるだとか、そういう背景がバックボーンとしてあった上でも、相当厳しいということでもあります。

その今お話しされている橋梁のところ、もちろん観光として大事なことでありますけれども、国が特区として許認可を与えるというところに行くレベルに行くためには、まず、今までやろうとしていることをやった上でできないということがあって、さらにそれが観光振興に極めて大きな多大な影響を与え、あるいは観光を営む事業者にとって、生活に極めて大きなダメージを与えていると。様々なそういった背景を、ちゃんとしたものをつくり込んでいかなければ、単に見えないからだけでは、それはなかなか難しい

というふうに考えております。

その前にやるべきことがあるということだと思っております。それは観光関係者、糠平、あるいは関係者、それから自然館なんか、そういったところも含めて、ツアーを商品としているところなんかについても意見を聞く必要がありますし、そこで今何ができるのか、何が必要なのかと、このことをやっぱりまずはやっていくということが大切だろうと。その上で、課題が起きた、それはもう、よほどこれは地域の課題として、場合によっては全国に波及していくような、そういう先進的なテーマであるというようなことだとか、ちゃんと文言としても、文章としても提案できるような、そこが出来上がらないと、ただ単に上げて、それは上げることはできるけれども、なかなか難しいんじゃないだろうと。

やっぱりそういう手順を踏んでいくということが必要だというふうに思っていますから、これはこれから、今そういった課題について、どんなことができるのか、これは関係者のほうにも協議をしながら、一歩前に進めていくということは可能だろうと、そんなふうに思っておりますので、そういう視点でまたご理解と、ある意味では、またご支援をいただければなど、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、江波戸明議員の一般質問を終わります。

ここで、15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時13分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時24分)

◇ 小 椋 茂 明 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 私のほうからは、本町のマイナンバーカードの交付状況についてを質問させていただきます。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のために導入された制度です。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された身分証明書を兼ねた顔写真付カードで、その利活用の範囲は多岐にわたります。コンビニなどで行政上の各種証明書の取

得や、各種行政手続のオンライン申請に加え、本年10月には、健康保険証との一本化を2024年秋までに進めることや、運転免許証も一体化を進めると方針が示されたところで

す。
本町の交付率は、9月末時点で30%台と低調でしたが、これは本町に限ったことではなく、近隣の町でも同じく30%台であり、苦戦しているとしています。しかしながら、10月末現在、全国の交付率は51.1%となりました。長年全国でもトップであった宮崎県都城市は86%まで上がり、さらに、大分県姫島村では、その上をいく90.5%になっています。

そのような中、管内の他町村では、交付率向上に向けて、大型スーパーなどに臨時交付申請窓口を開設するなど、工夫を凝らした取組が始まりました。本町でも、11月13日から3週にわたり日曜窓口を開設したり、11月21日から29日まで自宅や事業所へ職員が訪問申請するなど、意欲的に取り組んだと思います。

そこで、1、取組での結果、2、今後の交付率向上に向けての対策、以上2点について、町の考え方を伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 本町のマイナンバーカードの交付状況について、小椋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町におけるマイナンバーカードの取得の取組結果についてであります。

国は、マイナンバーカードが令和4年度末までに全国民に行き渡ることを目指して普及促進に取り組んでおり、本町においても普及活動を行ってきておりますが、本町における10月末時点の交付率は40.2%であり、全国交付率51.1%とは差がある状況にあります。

今般、各種報道にもありましたとおり、カード交付率が地方交付税算定へ反映されることや、各種国庫補助事業採択の際の判断材料とされることが見込まれております。このような状況を鑑み、これまで以上に普及を推進する必要があると判断し、この11月から、日曜日の申請窓口の開設や自宅・事業所等への訪問申請など、集中的に取り組んでおります。

直近3か月の申請件数につきましては、8月220件、9月283件、10月165件で推移しておりますが、11月は20日現在で337件の申請をいただいております、最終的には600件程度、町民全体の交付率は53%弱まで達することを見込んでおります。

2点目の今後の交付率向上に向けての対策についてであります。

総務省が実施している最大2万円分のポイントが交付されるマイナポイント事業の対

象者は、本年12月末までにカードの取得申請を行った方に限定されていることから、当該事業の周知に合わせて、引き続きカードの必要性や取得のメリットを丁寧に周知してまいります。

また、既に運用が開始されている健康保険証としての利用や、令和7年春に運転免許証との一体化をすることも政府の方針として示されていることから、カード利用シーンの拡大について広く周知することで、交付率向上に向けた取組を継続してまいります。

その一方で、カード取得促進には、個人情報保護や個人情報管理への心理的な払拭も重要になると認識しております。このため、交付率向上に向けた取組を行う際には、カードの安全性についても広報等の活用により、正確な情報を周知することに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 今、答弁の中で、今回の取組の成果として、53%弱まで達するだろうというお話をいただきました。その努力が実った形にはなっているのではないかなと思って見えています。

今回質問するに当たっては、なかなか向上が、上がらないことを考えると、やっぱり出向いていくことが必要じゃないかということの趣旨で質問しようかと思ったんですけども、そうこうしているうちに、町のほうでその状況を酌み取って、今言ったような訪問申請をやりますとか、日曜窓口をやりますという対応していただいたんで、そのことについてはかなり評価したいと思っているんですけども、マイナンバーカードを作らない理由として最も多いのが、面倒だからというのが約半数を占めているというデータがあります。次いで、カードの取得にメリットを感じないから、その次には、情報が流出してしまうのではないかと怖いからというのが調べて出ているんですけども、1番については、当町の取組をそういうふう to 実施したということで、まではいいと思うんですけども、2番目、3番目のほうの対策を考えていかないと、さらなる向上がちょっと難しいかなというふうに見えています。

特に、情報が流出してしまうという心配の件ですけれども、この件に関しては、所管しているところの説明によりますと、マイナンバーカード自体は最大な個人情報が記載されて、個人情報というのは限られておりまして、仮に盗難などによって第三者に渡ってしまった場合でも、すぐにマイナンバーカードから情報を引き抜かれる心配はないということが、担当者からきちんと説明が出ている状態であります。このことは、申請等の窓口でも説明しているのかもしれないんですけども、改めて不安を払拭する意味で

は、公の場できちんとそういうことの説明も必要かと思うんで、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 この2か月、この1か月だけでも、ほぼ600件を達成したということで様々な、今お話あったように出向いていくだとか、それから日曜日の役場の開庁をしてやるだとか、それから学校のほうにも出向いていく。いろんなところでやって、本当に担当者、役場担当だけではなくて、いろんな各課の協力を得ながらやってきておりますが、残念ながら十勝、これでも五十数%だと。できれば今月中に60%を目指したいというふうに考えておりますけれども、全国平均から見れば、やっぱりそれでも低いという状況にあります。

いろんな要素があると、面倒だというのは多分、必要性を感じないという、あるいは、ということが一つ大きいんだろというふうに思います。メリットも、今々、それじゃすぐ何に使えるのかというようなことで、そういった意味では保険証も、2024年から完全ひもづけされるということですのでけれども、まだ先だよと。それから、免許証にも変わっていくというのもその先だというようなことで、切迫した状況というのはなかなか感じていただけないというのが一つあるんだと思います。

もう一つは、やっぱりこれは、意外と都市部のほうが取得率が高いんです。地方のほうが高い、北海道も低い、十勝もまだ低いというようなところ、なぜかといったときに、やっぱり今、なぜこれが、自分たちになじみがないということなんですねよ。上士幌にいと、お店に行って決済するとき、上士幌町であればバルーンペイだとか、そんなので大体、あとはクレジットでやるということで、いろんな何々ペイ、何々ペイとありますけれども、それを、そういう経験がない、電子決済という経験は、この町に住んでいる上では、あまり必要としないんですね。

都市部にいくと、地下鉄乗るにしても、交通乗るにしても、全部それは電子決済で、今決済ができるということですから、生活の中にそれが全部組み込まれているということ。ところが、残念ながら、地方においてはそういう状況がないということですから、これはやっぱり、それはハンディキャップあるよねということなんですよ。

もう一つ、今メリットとしてある、せっかく、2万ポイントですね、これは2万円相当分なんです。2万円相当分なんだけれども、電子決済のほうに、そちらのほうに移すということだから、そもそも持っていないんで、だからなじみがないと。せっかく2万円が今この期間にもらえるというのに、そこのところのお得感というのを感じないというのが、これは残念なところなんですね。ですから、これも12月で終わるということで

すから、やっぱりこれは、ぜひ多くの町民に参加してもらいたいなど。

これからもチラシを配ったりやりますけれども、もらわなくてもいいやでなくて、必ずマイナンバーカードが電子決済の中心になるということだけは、これはほぼ間違いない。それは、いつやるかは多少前後あったにせよ、そこにかざるを得ない。日本のデジタル化というのは先進国の中でも二十何番目、遅れているほうなんです、実は。ほかのほうは、それで当たり前に日常生活や、様々なところにそれが使われているという、そういう流れから見ると、これをやらないということが、そもそも地方にとっても非常にマイナスだというふうに思っているんですね。

情報が、ある意味では、どこへ行っても一元化されていると。例えば、健康証にひもづけされたとすれば、そのことによって薬の投与だとか、あるいは自分の履歴だとか全部分かると。どこの病院かかっている、そのことが、前の病院に行ったのが、ちゃんと分かってくるということですから、これは無駄を省くというのもあるし、それから診察のスピード化だとか、健康にもプラスになっていくということなんで、その辺のことは、やっぱりまだまだ伝え切れないところはあるかと思えますけれども、ただ、遅れることによって、いろんな不都合が出てきているんです。

今であれば、例えば70%以上のところについては、デジタル田園都市国家交付金の10分の10という手厚い支援だとか受けることができる。それ以下のところも、平均以上でなければ一定の補助金を受けることができない。これは決して僕はいいいと思っていない、非常に問題あるというふうには思っています。今の地域の置かれた状況から見れば、それは普及率を高めるためには時間かかるということは、やっぱりそれは、同じ土俵の中で相撲を取っているというふうには思われたい。

ですから、そういったことをどこかの段階でもう一回リセットして、僕は国のほうにも、いろんな取組に対してはしっかりと支援してもらいたいなど、そう思っているんですが、そういう情報のまだまだ浸透し切れないということと、日常生活における電子決済ということに慣れていないという、こういうハンディキャップがあると。でも、やがてそれは、来年かまでにはほとんどやるだろうと思う。そのときに、せつかくもらえる2万円を1ポイントももらえないというのは非常に申し訳ないなど。情報の伝え方が悪いのかも分かりませんが、そういった意味では、やっぱり1人でも多くの人方に参加してもらいたいなど、そんなふうには思っています。

それから、情報の関係も、ほとんど顔認証になっていたり、不安はないということで、データが方々に出回ることも、詳しいところまで伝え切れないところがありますけれども、そう思っていますけれども、それについては国がしっかりと説明してなきゃ駄目なこ

とだと。それぞれの町村だけの問題ではなくて、国がとにかく大きな、メディアをつくるなり、国の広報として徹底してやって、安心してもらいたいなというふうに思います。

多分、免許証なんかでも顔がついて、あれが失ったら、いろいろと大変なことがあるんじゃないかなと、そんなときもあったんでないだろうかと、そんなふうに思いますけれども、今はそんなことは多分誰も考えていない。免許証は年間70万から80万、何らかの形で紛失しているというデータが出てきておりますけれども、そこに大きな問題が出ているというふうにも聞いておりません。

中には、全くゼロとは、制度の流れていく過程の中では、100%と言い切れないかも分かりませんが、問題があれば速やかに改善しながら安心してできる、その方向に行くことが、一人一人にとっては有意義になるというふうに考えておりますので、ぜひ議員の立場からも、周りにもお勧めしていただければなど。最近また、周りがそういう動きになってきていますので、結構いろんな問合せなり、申請が増えてきているのではないだろうかなど。

最後の最後までしっかり、この12月のマイナポイント、それも十何日かまでしか手続上はできないんですね。暮れまでいったら、それが最後までいかない、カードの申請があってもポイントのところまで行き着かないということがありますから、この週末も日曜日もやります。そして、15日か16日まで、それがマイナポイントをもらえる最後の段階になりますので、ぜひ今のやり取りを聞いている方がおりましたら、もし申請していないとすれば、ぜひ申請していただきたいなと、そんなふうに呼びかけをしたいなというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 今、ポイントのお話にいったんで、そちらのほうにちょっといきますけれども、ポイントというのがそもそも、ちょっとぴんときていないご高齢の方もいらっしゃるということで、今町長が言ったように、つまり2万ポイントは2万円なんだということも改めて言わないと、ちょっと伝わらないところもあるかと思っていますし、私なんかでは、P a y P a yというQR決済の下でポイント頂いたんですけども、一番多いのは今言ったP a y P a yですけども、そういうのを持っていない方にいきなりそれを持ってと言っても、なかなか難しいと思うんで、何も持っていない方には、この辺でいうと、カードを作って、地元で使えるカードを作って、そちらに付与してもらおうという流れかと思うんですけども、その辺、何も持たれていない方がそういうことに対して抵抗があって、ポイントの取得にたどり着けないとか、そういうふうな状況に対しての対策というのは、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 そこが非常に難しいところですよ。

やっぱり町内的に見ると、そういった電子決済をやっているところというのは全部が全部でないわけですよ。ですから、やっぱり日常的にそういったことに触れるということが少ないということがありますから、ポイントといっても何だろうかなと、多分そんなところもあるのかなということ、ここでは、コンビニなんかはそういった電子決済をやっていますから、じゃ、そこだったら、そこに行ってお買い物できるのかな、それ使うことができるのかというようなこと、そういう問合せなり、ただ、行政のほうとしてどこどこという、そこが言えないところがあるんですけども、町内的にもそういったところが、コンビニというのは今広く、スーパーなんかでもそんなところありますけれども、玄関先だとか、何々使えますよということだとかありますから、でも、なかなかお年寄りが、そののところにつながっていくまで大変だなというふうに思います。

ですから、友達同士だとか、昨日も何人か、お年寄りの方々が数人で来ていました。ですから、友達が友達に誘いをかけたりなんかしながら来るというようなことも有効なんだろうなというふうに思いますけれども、そんなところも一応一通りはやっていますけれども、また最後まで、町民の方々に情報といいますかね、広報活動させていただきたいなど。

新聞チラシであっても、日曜日なんかはかなりどっと来ていますから、やっぱりかなり有効で、時期が迫ってくると、今度は十何日までしかもらえませんかよといったときに、またそういう情報が少しでも多くの町民に届くような、そういう情報活動、今できること、そこに集中してやりたい。インフォカナルなんかもそうですね、そこを通す、あるいはチラシ等々と、執拗にそのようなことで、最後の最後まで多くの人方に参加してもらえるような、そういう努力は進めていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 今回、日曜窓口の開設も3回行って、先月で終わったのと、本受付も29日までで一旦終わることなんですけれども、そのやったことによって、どれぐらい効果があったのかということと、もちろん、ある程度効果があったとしたら、今後これらの2つについての取組について、どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 この数字が示すとおり、11月になって600人に達するということですか

ら、通常の2倍から3倍ということですから、期限が迫っているということもあって、それは有効なんだろうなというふうに思います。

取りあえず12月が一つの、今、国のほうとしては節目というふうに考えているはずだと、そんなふうに思っています。これが、次の交付金事業あるいは補助金事業のところに、多分そういったことでプラス要素として、平均以上だとか、それから70%以上のところだとかという優遇策、それから、そういうところから見ると、残念ながら今、上士幌町としては、非常にハンディキャップがそこにあるというふうに思っています。

タイプ1だとかタイプ2だとか、これまでも話していますけれども、時間たつと補助率の関係だとか、いわゆる補助額の上限だとか、これはそれぞれ違うんですけれども、高いレベルのところにはなかなか申請はできないという、こういう状況であるということで、これが一つの節目が12月なのかなと思っていますが、できれば、これまでは国の号令の下に、みんなで頑張ってきたということですから、ある意味では12月が一つのゲームセットだというふうにして、でも頑張った、そういうことから、本当は新たな政策提案だとか、いわゆる補助事業に対するデジタル化に関する先進的な取組については、しっかりとそれらについては評価してもらいたいものだなと、こんなふうに思っていますけれども、それはどうなるか分かりませんが、いずれにしても、そういう支援策から見ても厳しいという現実がありますので、12月までは精いっぱい頑張りたいなと思います。

その後については、また新たに、どう対応していくかということになりますが、ただ、少なくとも近い将来にマイナンバーにいくということは事実だということ町民の方々にも知ってもらいたいなと、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 今、マイナポイントを受け取るのが12月申請までということで、お話あったところですが、その後も推奨していかなくてはならない問題ではないかなと思っているんですけれども、1月以降の取組はどういうふうに考えているのか。

例えば、自治体マイナポイントというものもできるようになっているかと思うんですけれども、その辺に対しての考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まだその辺のことについては、これからの検討事項というふうにお答えさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

今やるべきことを、この12月までやるべきこと、これを精いっぱい、とにかく最後の、いわゆるマイナポイントもらえるのが、何日だったっけ、最終は。

(「16です」の声)

12月16日までがマイナポイントをもらえるタイムリミット、カードの申請は12月いっぱい、それはできますけれども、もらえるのは16日までということですから、あと10日間しかないということなんで、後から気がついて、もらっておけばよかったということのないようにだけ、情報のほうは逐一いろんな形で流させていただきますので、またかというふうに思われるか分かりませんが、その辺についてもご理解賜りたいと思います。

○議長(杉山幸昭議長) 6番、小椋茂明議員。

○6番(小椋茂明議員) とある町では、申請後のカードの受け取りは、希望すれば自宅への郵送へも対応しているという、最近新聞に出ていた町なんですけれども、そういう取組をしているところもありますし、また、別の町では、マイナンバーカード普及促進事業として、申請すれば、また既に申請した人両方に商品券を配布しているという取組もしていると思うんですけれども、その辺に対する本町の取組への考え方をお伺いしたいと思います。

○議長(杉山幸昭議長) 竹中町長。

○竹中 貢町長 十勝管内でも、国のポイントに合わせて、さらに上乘せしているというところもあります。果たしてそれが、それだけ本当に涙ぐましい努力を自治体にさせているということになるわけでありましてけれども、国としては地域のそういった実施というのは、ある程度パーセンテージを上げないと、先ほど言ったように、いろんな補助申請ですね、そこにテーブルにもつけないというようなことがあって、必死になっているということなんです。ですから、そういうことまで求めるというのは、本当にいかなものかと。

とにかく、みんな一生懸命頑張っているということでもありますから、今まで何年か前からやって、この何か月間の間に随分伸びているわけですよ。本当にそれは各自治体、必死になってやっている。都会から見れば、エネルギーの使い方も相当大きいと思いますよ。札幌はチ・カ・ホで、いつもあそこでやっているわけです、常設みたいに。そうすると、みんな地下鉄乗るのに、あるいはJR乗るのに、電子決済ありますから慣れてるわけです。そして、いろんな電子決済の、先ほど言ったように何とかペイだとかたたくさん持っていますから、全然抵抗なくそこにいけるわけですよ。

そういったことでないこの地域にとっては、それはそもそもハンディキャップあるということを国のほうとしても理解してほしいし、今頑張っている分だけでも相当頑張っているという、こんなふうな認識をしてもらいたいなというふうに国のほうには訴えた

いなという感じはしています。

さらに、そういったふうに独自の上乗せしているなんていうのは、これはもう本当に、こんなことでさせていいのかというような、ある意味では、強い感情もそこに混じってきますけれども、そうではなくて、ゲームセットにしなから、そういうことのないようにしてくれれば、各自治体のほうも少しは、またデジタル化に向けて意欲的に取り組んでいく気になっていくんでないのかなと、このような感想を持っているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） マイナンバーカードが、町民の方にさらなる理解をしていただいて、交付が進んで、その利活用によって町民の利便性がさらに高まることを願っています、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、6番、小椋茂明議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時51分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時52分)

◇ 馬 場 敏 美 議 員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 私は、ごみの減量化促進への取り組みについてご質問いたします。

ごみ排出量の増大の背景は、近年の大量消費・大量廃棄など、我が国の社会経済構造がごみの多量排出型になっていると指摘されています。

本町では現在、脱炭素化に向けた二酸化炭素排出量の抑制やSDGsへの取組を進め、地域の環境を守り、子供や孫世代への負担軽減に向け、積極的な取組を進めています。しかし、ごみ排出量の平成28年度から令和2年度の5年間の実績は微増傾向にあり、特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響もあり、生活系・事業系ごみのいずれも大幅に増加しています。

私たちの生活に密接な関係のある生活系ごみの排出量は、平成28年度1,341トンに対し、令和2年度は1,461トンと120トン増加しており、これを1人1日当たりで算出すると、平成28年度は748グラム、令和2年度が803グラムで55グラム増加しています。

令和2年度の家庭から排出されるごみは全体の86%を占め、その77%が可燃ごみです。このごみや資源物などの処理に要した費用は年間約6,200万円で、町民1人が出すごみ処理費用は1万2,600円になります。生活系ごみのうち可燃ごみを削減することが、ごみ減量化の大きな要因になると思っています。

また、令和10年4月1日から十勝圏複合事務組合の新中間処理施設の供用開始が確定し、北十勝2町環境衛生処理組合も移行することになっています。本町の分担率は、令和3年度から15年度までは1.33%に決定しており、この算出根拠は過去5年間のごみ排出量としています。令和16年度以降については、令和10年度から14年度の5年間の排出量を根拠とすることから、この分担率を軽減する上においても、ごみ減量への取組は喫緊の課題であると思っています。

そこで、次についてお伺いいたします。

一つ、ごみ減量に向けた生ごみの水切り等の取組について。

一つ、ごみ減量に向けた具体的な年度目標及び1日1人当たりの目標設定への取組と公表について。目標の見える化についてです。

一つ、身近なごみ処理施設への視察を通じた啓発活動の取組について。

一つ、ごみ処理基本計画・実施計画を具体化した町民・事業者・行政の連携による「自主的なごみ減量に取り組む行動指針」となる「上士幌ルール」の策定について。

お伺いいたします。

○議長(杉山幸昭議長) 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 ごみ減量化促進への取り組みについて、馬場議員のご質問にお答えいたします。

1点目のごみ減量化に向けた生ごみの水切り等の取組についてであります。

家庭から排出される可燃ごみの約40から50%は生ごみであり、その80%が水分と言われております。各家庭において、生ごみ排出の際の水切りをしっかりと実践することや、食べ残し・手つかず食品などの「食品ロス」を発生させないことが生ごみの重量削減に直結するため、広報やホームページ、ごみ分別アプリによる周知を引き続き行っております。また、生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機で堆肥化・減容化することも確実に生ごみの重量削減となることから、普及啓発の方策を検討してまいります。

2点目のごみ減量に向けた具体的な年度目標及び1人1日当たりの目標設定への取組と公表についてであります。

議員ご指摘のとおり、令和2年度における各家庭から排出される生活系ごみ排出量は、平成28年度の1,341トンから120トン増加し、1,461トンとなりました。令和2年度は、新

型コロナウイルス感染症の影響により、特に排出量が増えたものと推測しておりますが、令和3年度が1,430トンであったことから見ても増加傾向にあると言えます。

令和2年度の1人1日当たりの排出量は803グラムとなり、全道の排出量617グラムを大きく上回っている状況にあることから、各家庭におけるごみの発生抑制を進めていく必要があります。現在策定中の上士幌町ごみ処理基本計画の中では、過去5年間のごみの搬入実績を分析し、ごみ排出量の目標設定を行うこととしており、目標数値につきましては、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して、ごみ減量化に向けた共通認識を持てるよう、年度ごとの取組目標や成果などを適宜、広報やホームページで発信してまいります。

3点目の身近なごみ処理施設への視察を通じた啓発活動の取組についてであります。

北十勝2町環境衛生処理組合では、小学校の社会科授業の一環として、場長立会いの下で見学を受け入れておりますが、一般町民が施設内を安全に視察できる受入れ態勢が整っているとは言えません。

各家庭などから排出されたごみがどのように処理されていくのかを知っていただくことは、ごみの減量・分別の大切さをご理解いただく上で必要な取組と認識しております。また、令和10年度から移行する十勝圏複合事務組合の新中間処理施設では、環境教育・環境学習機能を充実させることとしており、供用開始の際には、町民の皆様が積極的に視察できるような学習の機会をつくってまいりたいと考えております。

4点目のごみ処理基本計画・実施計画を具体化した町民・事業者・行政の連携による「自主的なごみ減量に取り組む行動指針」となる「上士幌ルール」の策定についてであります。

ごみ処理基本計画につきましては、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める長期的な計画であり、今後15年間において取り組む施策の方向性を示すものであります。計画の中では、ごみ発生抑制のための方策に関する事項として、町民・事業者・行政が適切な役割分担の下で積極的な取組を図るため、それぞれの役割を示すこととしており、これがすなわち「上士幌ルール」となるものと考えております。

ごみは日常生活の中で必ず生じるものであり、急激な削減は一朝一夕にはいかないとありますが、令和10年度から新中間処理施設への移行を見据え、町民一体となって、ごみ処理の課題解決に取り組む環境を整えながら、町全体で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献してまいります。

町民・事業者・行政、それぞれが取り組むべき内容につきましては、広報やホームページだけでなく、環境教育や各種イベント等、あらゆる手段・機会を活用して、啓発

活動と情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） ここで休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午後 0時01分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） それでは、再度質問をさせていただきます。

ごみの問題というのは、全国の自治体がいろんな取組をしていますけれども、そこそこのスタイルがあって、成功したところもあるし、今、道途中、半ばというところもあるし、なかなか削減に至らないという、いろんな問題を抱えながら取り組むのがこのごみの問題なんだろうなというふうに、そんなふうに思っております。

それで、1点目のごみの減量に向け、生ごみの水切り等の取組についてということで質問させていただいています。

答弁にもありますけれども、食べ残しですとか手つかずの食品など、いわゆる食品ロス、フードロスを発生させないことが大事なんですけれども、日本でフードロスのピークが2015年と言われていまして、このときに646万トンなんです。そして、現在は600万トンぐらい、そんなふうに言われています。

削減をしていく上で一番考えなきゃならんのは、やっぱり廃棄をどうやってなくせるかということだと思うんですけれども、本町でこれから取り組むにしても、非常に時間がかかる、時間の必要な課題じゃないかなと、そんなふうに思っています。

そこで、それかといって、手をこまねいているわけにはいかない、そういう状況がありますんで、すぐに取り組むことができるものとして、本町においても以前、補助金等を出して行っていたコンポストの設置というのも一つあるのかな、それによって生ごみの堆肥化を促進するということです。ただこれは、所有地、土地の面積ですとか土地の場所、どこにあるのか、そういうことも含めて、全部が全部このコンポストを設置できるというふうには思いません。

そしてまた、ほかの自治体によっては、ごみを出す前に生ごみの水を切る、何かそういう道具があるみたいなんです。そういう道具を使って水切りをしてから生ごみを出

すですとか、また、水分をなくす水分調整剤、そういうものも使ってやっているという、そういう自治体もあるみたいなんですね。それと、もう一つは、家庭用電動ごみ処理機の導入、それに対して補助を出して生ごみの削減につなげている、そういうようなところもあります。できることから、ぜひそういう形で、本町でも取り組んでいただきたいなど、そんなふうに思っています。

11月2日付の十勝毎日新聞に、中札内村の社会福祉法人が運営している障害者就労支援B型事業所なんですけれども、ここで町の支援を受けて、菌の力で生ごみを処理し堆肥化する、それを町民に無料で配布するという記事が載っていました。これは、ごみを水や気体に分解し残りかすも発生しない、自然環境に寄り添った持続可能な生ごみの処理だ、そういうことも載っていましたので、こういうこともまた参考にしながら取り組んでいけるのかなと、そんなふうに思っています。コンポストのように過去の施策も含めて再度検討を行って、できるところからすぐに取り組んでいく、そういう必要があるのかなというふうに思っています。

そこで、こういうことを、まだほかにもいろんな形で、本町でも取り組んでいるところがあると思うんですけれども、そういう取組をきちっと実践例として公表していくことが町民の啓発にもなっていくのかなと、そんなふうに思っております。

そこで、本町のごみに関する条例なんですけれども、上士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例というのがあります。この第3条の3項に、町の責務として、町は一般廃棄物の分別収集を行うとともに、自ら再生品を使用することなどにより廃棄物の減量に努めなければならない、努力義務なんですけれども、そういう条文になっています。

行政というのは町内最大の事業団体であるというふうに、そんなふうに思っています。例えば行政が、温室ガス抑制に向け、電気とか燃料、そういう使用量の削減ですとか、廃棄物の抑制ですとか、あとグリーン購入法によって、こういうものを購入するのに取り組んでいますというようなことを広報等で、その成果を率先例として公表する、発表していく。こういうことも、減量に向けた取組の一つとして、啓発活動につながっていくんじゃないだろうかなと、そんなふうに思っていますけれども、1点目、これについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 町が率先してごみの省力化に努めるという責務があるということでありましてけれども、職場の中で日常的に配慮すべき点、何点か今みたいなこともあって、再生エコマークの消耗品の購入だとか、電気の使わないときの消灯、昼だとか、それから、窓際の課長席のほうになりますけれども、明るいところについても、支障なければ消灯

をする、あるいはLEDだとか、いろんな対策を講じています。

今お話がありましたけれども、質問の中に、いわゆる大量消費・大量廃棄と、冒頭そういった質問がありました。町のごみの問題、環境問題、これをもう一度遡ってみました。ごみの問題で、今のことでありますけれども、実は京都議定書が、第3回1997年なんです。そのときに多分、数値目標なんかを出して、当時は何年から何年の間、何年比、1990年比、何年間の間に6%削減するという、そういった数値目標を出されていたということ、それから、国際的なお約束を守るという意味では、それに付随する様々な法令ですね、それを国として定めて、そして自治体のほうにも、それを率先してやるようにと、こういった流れがあったんですね。

改めてそういうことでありまして、それが本町において、ほかでも同じような取組していたんだろうと思いますけれども、上土幌エコオフィスプランというのを立てて、職員が日常業務の中で一つずつ実践をするというような取組をしてきております。それが2003年から取り組んできていまして、こういった今質問を受けましたので、改めて見ますと、買うときの注意、今お話ありましたグリーン購入だとか、あるいは低公害車の購入、今でいうエコカーでありますけれども、当時はそういった取組、それから環境に配慮した製品の購入、こういった取組だとか、使うときには、例えば印刷は両面で刷るだとか、不用用紙の裏表有効に使うだとか、かなり詳細に行動の規範を決めて、職員がみんな、これは1週間単位なのか1か月単位なのか、一人一人チェックをして、町全体としてごみの省力化、あるいは省エネ化に努めていたと、こういう経過があるんです。かなり進んだ取組をしていたということでもあります。

ですから、今ちょっとその辺が、ある意味では、こういった届けだとか、それはやっておりませんが、そのときの習慣が今でもなされている、ただ、それを今々、どんなことやっているかという、こういうような行動を規範として、みんなにやってもらうというような、そういうことではありませんけれども、そういう取組をしてきたということがありました。

今また、ごみ計画の長期計画的なものをつくるということでもありますけれども、このときのベースになったこれが、今、それから二十数年たっておりますけれども、ずっとやっていながら、途中でやっぱり最後のほうは緩んできたというところがございます。その間に、環境条例だとか環境基本計画だとか、そういった類いの計画もつくってきたんですね。平成28年くらいまでにそのような流れで来て、それで一定の成果があったと。

例えば環境計画の中でも、いろんなところのチェック項目があつて、これ、例えば環

境汚染がどうなっているのかだとか、そういうのを定期的に検査をやってきて、大体守られてきているという状況から、大体これは一定程度、成果を収めたんでないだろうかというようなことで、そこから止まっているということではありますが、それからまた数年たって、今、脱炭素の先行地域に選定されたということでもありますけれども、ごみの問題だけでなく、そのときにはバイオマスガスの発電について検討するだとか、今起きている様々な上土幌の先進的な取組というのは、このときから将来を展望した計画がなされて、やれることについてはずっとやってきたということがありました。

今はちょっとその辺が、言ったように具体的な実践行動として、一々、日々の自分たちの意識の中でチェックするということは避けておりますけれども、多分これから次の計画の段階では、もっとそれが今の時代に合ったような、このような取組をこれからまたしていくことになるんだと思います。

ごみ処理計画が、これから皆様方のところにお示しをするということになりますし、そこでまた議論いただくということになりますけれども、これからそういった町の取組も、新たな取組、それから町民の取組、事業所の取組、こういったことが、高いレベルで計画、行動すると、実践に基づくという前提での計画でありますけれども、それをしっかりつくっていくということが大切だし、今、こういう広報でというのがありますけれども、こういった新たな取組の中で、町民に対して一緒に行動していきましょうというような、そういった流れになっていくべきだろうというふうに思っております。

そもそも環境によいまちづくりというのは、大事な町の政策の中核に据えてきたという経過もございますから、このように過去の取組や実績あります。これはもう完全に、これからも一つのベースになっていくだろうと。これに、今の時代に合ったような新たな課題に対してどうするのか。あるいは、これをさらに精度の高いものにしていったらどうなのかという意味では、非常に参考になる取組だと、そんなふうに思いますし、これからの取組の中でも、ぜひ実践する、見える化する、そういう計画と同時に、そのような取組について、町民にお示ししていきたいというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） ありがとうございます。

ぜひ今、町長答弁ありましたように、町民に見える化というのは、次につながるというふうに思うんで、一番大事だと思います。

それで、今、京都議定書の話もありましたけれども、今年度、COP27ですか、京都議定書のときはCOP3だというふうに思っています。そして、町長言われたように6%の削減目標、日本だけが達成したというようなこともあって、たしかこの時期に、

今、最近言われてきている排出権取引の課題なんかも、この京都議定書の会議の中で提案されていると、そんなふうになんと記憶しているんですけども、そういう意味では、二十数年前に日本がそういう形で誘致して環境問題に取り組んできたというのは、すごく意義のあることなのかなと、そんなふうに思っています。

それで、2点目のごみの減量に向けた具体的な年度目標及び1人1日当たりの目標設定の取組と公表について質問しています。

これに対して、答弁ありますように、目標数値については町民・事業所・行政が共通認識を持てるよう、年度ごとに取組目標や成果などを発信していくこととあります。ぜひこのように進めていただきたいなど、そんなふうに思っています。

その上で、現在策定中の基本計画の内容がより実効性のあるものとして、例えば行政ですとか町民・事業者、例えば学校関係者、地域活動団体、学識経験者等を含めて、例えばごみゼロに向けた町民会議のような合議体を設置し、その合議体の中でいろいろ進めることが啓発にもつながるでしょうし、そういう共通認識を持って、町全体が計画の運用に取り組んでいくということが必要なのかなというふうに思います。

そういう意味では、今言ったように、そういう合議体を設置した中で目標をつくったりとか、どういう形で進めていくのか、具体的にそういう話を進めていくというのも一つの方法ではないかなというふうに思っていますけれども、これについてお願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ごみ問題については、やっぱり町民全体が関心を持って、できることから実践してもらおうということが最も大事なことだなと、そんなふうに思います。

そういう意味では、町民、この問題に対して共通認識を立てて、少しでもできることをやりましょうというようなために、何らかの形での町民会議、類いのあるものは必要だろうなど、そんなふうに思っています。

以前のときも町民会議のような形で取り組んでおりました、それでそれを、自分でやれること、それから団体や、あるいは町内会でできることだとか、このようなことで、それぞれの立場、立場において多分実践をしていったんだろうなど、こんなふうに思っています。

今、残念ながら、先ほども発表させていただいたように800グラム、よそから見ればかなり大きな数字、それはある意味では、焼却をしてくれる、持っていつてくれる、こういったごみのほうのサービスのほうが逆にしっかりしていて、ごみの減量のことについては、あまり町民のほうにもお願いの頻度が少なかったというようなことがあったんだろうと思います。

それではやっぱりもったいない話で、今回の新中間施設に移るというのも、2町では、そのために灯油をたいて、あえて二酸化炭素を出しながら生ごみを処理しているという極めて恥ずかしいことをやってきたわけでありますけれども、これも大量生産・大量消費という、またそこに、ちょっとぶり返してみたいなところがあったんでないだろうかかと、そんなふうに思いますが、そののところはもう一回、ごみの資源化だとか、そういうことについては大事なことだということを、子供たちは子供たちなりにSDGsの勉強しておりますけれども、ごみの問題、いわゆるつくる側の責任、そして使う側の責任として、しっかりとその辺についても、ごみを出さないように、あるいは食べ物については食べる量だけ盛りつけしようだとか、このような子供なりの、そういう目標値も立てていることでありますから、これは世代を超えて、みんなができることがあるはずだと、そんなふうに思っております。そのためにも、多くの人方がこれに参加をするということが必要だと思いますから、そのような形の組織体も必要になってくるんだろうと。

いずれにしても、ごみ計画をつくる過程の中で、その辺のこともしっかりと盛り込んでいく必要があるんじゃないだろうかと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） ありがとうございます。

ぜひそのような方向でというふうに思っております。

3点目の啓発活動なんですけれども、答弁の中にもあります、私のほうで身近なごみ処理施設の視察ということで挙げさせてもらったんですけれども、答弁の中でもその必要性があるということで、これはすぐにでも実施できることなんだと思えますんで、ぜひ計画的に実施してほしいなというふうに、そんなふうに思っています。

ごみというのは、なかなかいいイメージがないんですね。不用物、不用品、あと汚いだとか厄介者だとか、そういうようなイメージが常に付きまといまいます。でも、それを処理する人たちがいるということも含めて、こういう視察を通してしっかりと理解していくというのが必要なのかな、そういう中で意識啓発にもつながっていくのかなと、そんなふうに思っています。

そして、次に、先ほど言いました上土幌のごみの条例と意識啓発について伺いたいと思えます。

先ほども上土幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で言いましたけれども、この第4条に、今度、町民の責務とあるんですね。この第2項に、町民は、商品を購入するに当たっては、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるとも

に、再生品の使用または不用品の活用に努めなければならない。第3項に、町民は、廃棄物の再利用を促進するための集団資源回収等の活動に自主的に参加することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない、こういう条文があります。私も今回、こういう状況があつて目を通して見たんですけれども、なかなかこの条例を、ふだん意識して読むということはほとんどないのかなと、そんなふうに感じました。

そこで、今年度4月からスタートしている第6期総合計画の中のごみ処理、資源化、し尿処理という中で、3つのR運動というのを推進していくというふうに書かれています。アルファベットのRですね、3つのR運動と書かれています。まさにこの条文の町民の責務と一致するところだなと、そんなふうには思いました。

どういうことかという、第2項の廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるといふのは、これは、ちょっと横文字になりますけれどもリデュース、最近よく使われるんですけれども、排出抑制という意味で、リデュースという言葉が使われています。それから、再生品の使用または不用品の活用に努めなければならない、これはリユース、再使用ということ、それから、第3項の廃棄物の減量及び資源の有効活用に努めなければならないというの、これはリサイクル、再資源化ということになります。

このほうが、第6期の総合計画で言っているように、3つのRというほうが何かインパクトあつて、町民にも伝わりやすいのかなと、そんなふうには思います。今ではリサイクルという言葉は、当たり前のようにみんなが使うというふうな言葉になっていますんで、そういうものをもって町民の意識啓発につなげていくということが大事なのかなというふうに思っていますけれども、このような考え方についてどうなのか。

そして、もう一つ、同じく町民の責務の中の第1項に、町民は、一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で処分できるものは、自ら処分することにより廃棄物の排出を抑制するとともに、その分別排出に努めなければならないというふうにありますね、町民の責務なんですね。

それで、ここでちょっと、認知症ですとか物忘れのある方が在宅で独居で生活している場合に、ごみについてどうしているか。現状いろいろ聞いたんですけれども、本人ができない部分は、関係機関等含めて、分別含めて、ごみの処理をして出すという形になっています。そういう意味では、この条例の中に書かれているように、町民の責務だけじゃなくて、特に認知症の方の場合は個別対応、いろんなケースがあるんで、一つ一つの対応をこれに当てはめてやっていくというのは、非常に難しいことなんだろうなというふうに思います。

そういう臨機応変な対応が常に求められるという部分で、この条例との関係の中で、認知症等、物忘れのある方のごみ処理について、町の基本的な考え方は、どう考えているのか、それについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 3R運動について、特に北2町の環境衛生処理組合で、ここでよく施策の一つとしては、3Rをどういうふうにして進めようかと出てはきていますけれども、それを実際に町民のレベルまでに落とし込んでいるというところまでいっていない。それから、町としてもなかなか、そのこのところの啓発の仕方も十分とは言い難いかなと思っております。

ごみの問題のある意味での行政サービスというのは、このように本来は一人一人が責務において、どう最小化するか、あるいは資源化するかというのが大切なわけでありまして、それはある意味では、町民にお願いをするというようなことになるわけがあります。一応、それは非常に大切なことなんですけれども、いつの間にか、ごみ処理場でどれをどのようにして受け入れるかというのが、最大というか、サービスの軸がこちらのほうにいつてきた感もしないわけでない。

だから、何でも受け入れるような態勢をどうするかということで、ごみの量も増えてきたのも、そういったところに、出しても受け入れてくるところがある、このようなことがあったのかなと思ったりもしていますが、むしろ時代は地球環境という大きな課題の下で、一人一人がそれにどう向き合っていくかというのが今大事なことになってきたということでありまして、改めて3つのRですね、使う、それから抑制する、再資源化するということについては、大事なポイントの一つになっていくんだらうと、こんなふうに思っております。

これがどれだけできるのか、800という、片方、平均が六百何がしが800と、これはとても恥ずかしいことであるなど、そんなふうに思っているところでもございます。

認知症の関係等々でありますけれども、なかなか分別もできなくなってくるということで、場合によっては部屋の中がごみに囲まれてしまうと、このような、衛生的な面でも非常に心配される場所があるわけでありまして、今々のところは、やっぱり安心して周りのことを処理してくれる人、他人がそこの中に入り込んでいくというのも、そう簡単なことではありませんから、そういった意味では、ヘルパーさんのほうに仕事の一環として、その辺のところをお願いしているということだと、そんなふうに思います。

それもこの後、ごみ全体の問題の中で、そういった課題についても、どれが最善の方法なのか。今やってもらっていて、ヘルパーさんがどのような困難といえますか、苦労

されているのか、あるいは改善の方法はどんなことが必要なのか、今のような形の中でやっていけるものかどうか、様々な視点から問い直ししていく必要があるだろうと思います。

認知症の方には何ら罪のないことでありますから、周りがそういった状況に対してどう向き合って、適切な、というのは、これからまた関係者、そしてまた、現場でそういったお手伝いしていただいている方々の意見を聞きながら、よりよい方向を模索していきたいなど、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） ありがとうございます。

本当、認知症の場合は一人一人全部違うんで、ごみの出し方一つ取っても、いろんな場面があるんだと思うんですけれども、そういうものを一つ一つ丁寧に、関係者、関係機関含めて対応していくことが、まちづくりにもつながっていくのかな、そんなふうに思っています。

そして、最後になるんですけれども、今まで町長の答弁の中にもありましたけれども、再度確認させていただきたいと思います。

現在、ごみ処理基本計画策定中ということで、今後10年間において取り組む施策の方向性を示すというふうに言っています。本町にとっては、ごみ削減に向けた重要な施策が基本計画になっていくのかなと、そんなふうに思います。

この運用に当たってなんですけれども、町長も先ほど答弁ありました町民・事業者との協働というのが欠かせないな、私もそんなふうに思っています。この施策を円滑に行うためには、それがベースになっていくんだろうなと、そんなふうに思います。その意味では、日頃からいろんな機会を捉えて、町民団体とか行政区ですとか事業者とコミュニケーションの連携を図って、行政施策への理解を深めてもらう努力というのが必要なのかな、そんなふうに思います。それが、町民の共感を生む基礎にもなっていくんじゃないのかな、そんなふうに思っています。

その意味では、施策の枠組みづくりの段階から、実際的な取組を実践する町民、事業者が参加して、施策の運用や見直しについても、町民等の協力を得ることが望ましいと思います。いかがでしょうか。

それと、ごみ減量の取組を先送りするというのは、冒頭言いましたけれども、私たちの責任を子供だとか孫に押しつけることになると思っています。ごみが減れば、ごみの運搬や処理に伴い発生した二酸化炭素の排出量も抑制できると思います。また、ごみの減量は、SDGsにつながる取組にもなっています。その意味では、地域が一丸となっ

た取組ができなければ、その達成に向けては難しいなど、そんなふうに思います。

基本計画の中に、多様な人材が参加できる仕組みづくりの中でこの計画が進んでいくことをお願いしたいなというふうに思っておりますけれども、これについていかがでしょう。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 地球温暖化防止と、それから、そのために二酸化炭素の抑制という大きなテーマ、町としては脱炭素先行地域として、再生可能エネルギーを創出して、まずは二酸化炭素を減らすという取組、これは一定の今、プログラムについては評価をいただいていると。

同時に、同じように対極として、ごみの減量化、あるいは資源化等々が、それと一体となった取組でなければならぬだろうと。これがあって、両方があって初めて、この町の脱炭素、地球環境に優しいまちづくりということが具体的に見えてくるものと、そんなふうに思っていますから、そのためには、いろんな各層、各団体、各世代のいろんな人の方の参加の下で進めるのが、効果を上げることに繋がっていくというふうに考えておりますので、今お話あったことについては、十分配慮した対応をしてみたいと、そのように思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、10番、馬場敏美議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時32分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時33分）

◇ 早坂清光 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 私は今回、諸物価高騰等から町民の暮らしを守り、持続可能な地域経済振興についてということで質問させていただきます。

この3年間、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、ワクチン接種をはじめとする感染対策と、町民生活や経済活動を支援する取組が進められてきましたが、町民生活も地

域経済活動も様々な制約を受けてきています。さらに、今年2月には、ロシアがウクライナに侵攻し、一方的で非人道的なロシアの対応に国際社会、世論の非難が高まっていますが、戦争は続いています。

こうした状況下で、国際的に穀物（小麦）や原油、家畜の飼料、肥料価格などが高騰し、食料品や原油、原材料等を海外に大きく依存する日本では、円安という状況も重なり、毎月のように諸物価の値上げが続いています。これらの抜本的対策は国の役割・使命であり、開会中の臨時国会で補正予算等の対応が進められ、年明けの通常国会では、来年度予算等の対応がされることと思います。

町としては、国からの対策財源等で対応することもあると思いますが、町民の暮らしを守り、持続可能な地域経済を振興する町独自の取組も重要と認識し、以下の項目について今後の対応を質問します。

1つとして、町民の方々は、収入の伸びがない中で、様々な切り詰めや我慢を強いられていると思います。特に限られた年金や収入で生活する方には、福祉灯油の支給もありますが、今日的な経済状況に応じ、各施策分野ごとにきめ細やかな支援をすべきと思います。町の対応について伺います。

2つとして、基幹産業である農業は、経営規模の拡大が進んでいますが、借入金の返済はもとより、燃料費や肥料、飼料、電気代、農機具や施設維持など経営コストが上昇しています。支援についての町の考え方を伺います。また、経営コストの低減などの地域循環・自立型農業についての検討もこれまで以上に必要と思いますが、どのように対処していくのか伺います。

3として、林業、商工業・観光業等についても、農業同様に厳しい経営環境にあると思います。支援についての考え方を伺います。

4として、町が入札する工事等の請負業務では、人件費や諸物価高騰等を積算単価に反映されると思いますが、清掃や施設管理等の委託業務などについてはどのように考えているか伺います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 諸物価高騰等から町民の暮らしを守り、持続可能な地域経済振興について、早坂議員のご質問にお答えいたします。

近年の情勢は、長引くコロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻などを要因とした原材料・資材不足や原油・物価高騰により、生活や経済面は世界的に深刻な状況となっており、我が国におきましては、さらに円安の影響もあり、食料・エネルギーなどの急激な物価

高騰が生活に大きな不安や影響をもたらしております。

1点目のご質問についてであります。国の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金や町独自の施策としての対応につきましては、江波戸議員のご質問の中でお答えさせていただいたとおり、施策分野ごとに広く対策を講じております。

2点目の農業分野への支援につきましては、本年6月の肥料価格の大幅な値上げの影響を緩和するため、6月定例会において予算補正をさせていただき、「肥料高騰緊急対策事業」を創設いたしました。町内で生産されるメタン発酵消化液を最大限に活用することで化学肥料の購入量を減らすとともに、肥料3要素の町内自給率の向上を目指すものであります。

事業成果の検証はこれからとなりますが、聞き取り調査では、畑作経営の消化液散布量が昨年の3.2倍の2万3,000トンとなり、畜産経営では、二番草に化学肥料を使わず、消化液のみで栽培を行う農業者が増え、その面積が目標の1,000ヘクタールを超える見込みとなっており、これらの結果を見ると、緊急対策事業が農業経営のコスト低減と循環型・自立型農業の一助になったものと認識しているところであります。

このように本町においては、いち早く肥料高騰対策を講じたところでありますが、6月以降は生産資材の高騰が続き、農林水産省が公表した直近の農業物価統計調査（令和2年基準）では、農業生産資材総合で物価指数が19.6%上昇しており、肥料・飼料価格については過去最高値を更新している状況であります。

11月25日開催の産業経済建設常任委員会でも報告させていただきましたが、本町の農業をめぐる情勢は非常に厳しいものとなっており、特に酪農業については、肥料・飼料に加え、電気料金の高騰も経営に影響を与えるものと認識しております。

こうした中、脱炭素先行地域に認められた太陽光発電による再生可能エネルギーの地産地消に対する支援制度は、将来にわたるコスト削減と安定した電源確保、さらには地球温暖化防止とクリーンな環境に寄与するものであり、農業に限らず商工業においても、極めて有効な物価並びに経済対策として評価していただけるものと考えております。

3点目のご質問であります。国内では、コロナ禍における住宅建築着工の遅れや受注減等の木材需要の落ち込みにより、製材工場も減産を余儀なくされた時期を経て、現在は、ウッドショック等による世界的な木材不足、価格上昇に伴い、輸入材への依存度が高い林業経営体は物価高騰の影響を受けていると言われております。

そのような中、本町の林業、木材産業につきましては、道産材に関係した事業者が多く、ウッドショックによる国産材へのシフトが進んだことで、道産カラマツ原木や製材品の需要が旺盛で、価格も堅調なことから、物価高騰の影響はあるものの利益は確保で

きていますと伺っておりますので、当面は木材の需給や市場の動き等を注視してまいります。

また、森林につきましては、地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素を吸収する大切な資源であることや、ゼロカーボンを推進する上で、住宅などへの木材の利用は大変有効であると認識しており、植栽・下刈り・間伐・伐採など森林の適正管理を含め、町内林業業者と連携を取りつつ、必要な対策を講じてまいります。

商工業・観光業等につきましては、江波戸議員のご質問にお答えさせていただいたとおり、燃料費高騰に対応する給付金支給や宿泊割引に合わせた買物券の配布、プレミアム商品券の販売等に取り組んでいるところでありますが、今後におきましても、商工会や関係団体と連携しながら、価格高騰による事業者の影響を調査しつつ、支援の検討を行ってまいりたいと考えております。

4点目のご質問であります、町発注工事等の請負業務につきましては、議員ご指摘のとおり、町が積算を行う際の労務費や資材費は、発注時点の物価等を一定程度反映させた単価を用いております。また、清掃や施設管理などの請負業務に関しましても、必要に応じて積算単価等を見直しながら予算化しております。

なお、令和5年度予算編成に当たりましては、総額を抑える工夫はしながらも、急激な物価等の高騰があらゆる分野に大きな影響をもたらしていることから、積算する際には、それらを十分配慮するよう指示しているところであります。

町民の暮らしを守り、地域経済を維持するため、各部門が連携し、引き続き必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 私は今回、物価高騰から町民の暮らしと持続可能な地域経済振興ということで質問させていただきました。

今私たちは、世界的規模でのコロナ感染の拡大、そして、地域限定的な戦争でも長期化すると、上土幌町でもこれまでどおりの生活や経済活動ができないことを身をもって体験しています。もし今後、台湾近郊で何らかの緊張状態、有事が起こると、台湾とフィリピン間のバシー海峡を通過するシーレーンが確保できなくなり、日本のエネルギーの9割、食料の5割などの輸入物資が入ってこなくなるというふうに言われています。

このような状況の中で、管内各市町村での住民生活や農業者、漁業者、商工業者等に対する国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用した独自の支援の取組が連日、新聞等で伝えられています。本町でも、一般質問を通告しました後の2

つの常任委員会で、国からの交付金を活用した諸物価高騰に対する町の独自の取組について協議を受けているところです。

初めに、町民生活に関する質問をいたします。

当初予算では、福祉灯油等支給事業ということで、在宅で生活する低所得者、非課税世帯に採暖用灯油代として、1万円定額の商品券で助成することを決めました。こうした中、この後、補正予算の審議、12月のをするわけですけれども、国からの交付金事業を活用して、福祉灯油対象外の高齢者等世帯に対しても、物価高騰による支援ということで1万円を現金で支給するということが予定をされています。

幅広く支援をしようということには異論はありません。ただ、私は当初予算審議の折に、福祉灯油の1万円というものについては、今後の物価動向によっては、1万円の定額ではなくて、上乘せ助成も検討すべきではないかというふうに申し上げておりました。一番生活に苦慮されている福祉灯油の助成世帯については、この間の状況を踏まえれば、もう少し手厚い支援をすべきではないかというふうに私は思っています。

この後提案される予定の補正の、委員会で説明を受けておりますけれども、上乘せ等の検討はされなかったのか伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 福祉灯油の関係で、当初、灯油のリッター当たりの価格の上下にかかわらず、高い安いに限らず1万円を支給すると。しかし、高騰しているということで、8月だったかな、6月だったかな、補正予算で、さらに1万円を上乘せしているということでありますので、上乘せというのはそういったことをご理解を賜りたいと。

ただ、いわゆる非課税世帯はそのように、ある意味では恒常的に、今までも、過去にも1万円支出しておりますけれども、今回このような緊急事態の中で1万円を上乘せすると。それに合わせて、いわゆる非課税世帯でない世帯の方々、65歳以上、少し収入があっても非課税にならないといったところも、生活がなかなか厳しいというようなことの中で、今回、いわゆる1万円相当のいわゆる灯油の一部の足しに、それは灯油であっても何であっても構わないわけでありましてけれども、そのように支援をさせていただいたというのを、新たな独自の対策。

それから、子育て世代、これは特に成長盛りの子供たちは、とにかくおなかいっぱい食べたいということもあるだろうし、食料品の高騰というのは非常に大きいというようなことも含めて、それらに対しても支援をさせていただいたというようなことだということでもありますから、そのようなことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 次の質問に移らせていただきます。

行政側としては、日常生活面の支援として、低所得の高齢者等に配慮して支援をしようということをされていることについては異論ありませんけれども、物価高騰に苦しんでいるのは、所得は別として、ほとんどの町民だというふうに思います。

他町村の取組も新聞等で見ております。正確な内容を把握することはできませんけれども、全世帯または事業所を対象にして、水道料の基本料金を二、三か月免除するというようなこと、午前中議論ありましたので、そのことを細かく言うつもりはございません。私の調べたところでは10市町村が、免除か減免か、あるいはそれ相当の商品券を配るというところが1か所あったかというふうに思います。

うちの町として、町民の皆さんの中には、ほかの町でこういう支援をされていると、上士幌町ではどういう支援をしてくれるのかななんて、そういうふうに思っている方も多数いらっしゃるんだというふうに思うんですね。

そういう中で、午前中も若干ありましたけれども、それで、そういう全世帯へ向けての支援というようなことをこの間、検討はされたのかどうかということと、検討されなかったということであるならば、うちの町としては、どんなふうに町民生活を支援するための支援策を講じていこうと考えていらっしゃるのかということ町民の皆さんに明らかにするという機会にもなるというふうに思いますので、その辺について答弁をいただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 目につくのが、新聞報道、テレビ報道が目につくというふうに思います。

ただ、それは極めて一面的なところなんですね、いろんな政策の中で。たしかNHKが、いわゆる水道料の管内の状況を調べて、それを報道された。実はこれ、ついこの間、NHKの帯広放送局のほうから、NHKに対する意見交換会ということで案内を受けまして、町村会の立場でも参加をさせていただきました。

そのときに、そういう今、「ぐるっと道東！」という番組が15分番組が増えて広がったよと。それらに対してどうですかだとか、あるいは日常的なNHKの報道に対してどうだとかと、そういったいろんな意見、要望というのをやり取りさせていただきました。新たにそういった記者が、全部の町の調査をしまして出しましたというようなお話がありました。私は町村会として、帯広の市長も参加をしておりました。

実は、それはそれでいいですけども、ワンポイントで、それでやっているか、やっていないかという見せ方というのは、果たしてそれでいいんだろうかと。するのであれば、できれば、それぞれの町のコロナ対策に対して、どんなことをやっているのか、そ

それぞれの町の課題なり、いわゆる特性があるわけでありますから、そのような取り上げ方をしてくれると非常に助かるねと。

ただ、今、水道料の話がありましたけれども、水道料については、そもそも上士幌町としては、ずっとこの何十年以来、十勝管内でも最も低いほうだと。それだけ月々、毎年恩恵を被っているという、こういうことなんです。そこにあえて、またやる必要があるかどうかという、そういう政策判断を私どもとしては取らせていただいている。それは内部で協議もしました。新聞に出ているし、ああ、次、ここの町でもやりました、ここでもやりました、どうしてもそこに目がいって、多分町民もそのことに対して関心を持つだろうと、こう思いはありましたけれども、果たしてそれが有効なのかどうかということですね。

あのことによって、2,000円なり3,000円なり安くなったかも分かりませんが、それよりも例えば、今の低所得と言いながらも、7割、8割くらいは該当するわけでありますから、どちらのほうがいわゆる支援策として大きいかということを理解してもらいたい。

それから、先ほどもありましたけれども、農業対策に対して、1戸当たり何万円、あるいは10万円の支援をしましたと。これがどんどん出てきた。でも、うちの町としては、本当に困っているところの農業者に対して、総額としては多分ずっと上士幌のほうが多いと。このように、農家戸数から見て、1人、1軒当たりの農家に対する対応というのはかなり高いはずで。こういったことが、なかなか伝わっていかないというところがありますね。

そういった意味では、こういった僕は議会なんかというのは、非常に大切な知ってもらえる機会になってくるんだと思うし、先ほども質問していただいたし、今回も質問していただきました。酪農関係が特に困っているところについては、肥料をたくさん使っているところ、あるいは飼料をたくさん使っているところ、そういったところについては、かなり一軒一軒、手厚い支援をしているはずであります。

農家にとってみれば僅かですよ。これだけ大きな農業の生産をしているところから見れば、町ができる規模というのは限界がありますので。でもそれは、いろんなところと比較して見ていただければ、どれだけ、本当に困っているところにどのように額で対応しているかというのは知ってもらえるだろうと、そのように思っておりますので、そういったことも、委員会の中でもしっかりやり取りしていければいいのではないだろうかなど、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 町民の中には、いろんな新聞報道を見て、そう思われている方もいらっしゃると思いますので、町の考え方なりそういうことを、今も答弁いただきましたけれども、しっかりと伝えていただければ、そういう誤解なり、いろんなことはないと思いますので、そういう対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、地域経済の関係で質問させていただきます。

それぞれ各観光だとか商工だとか林業だとかという部分での状況について、あるいはその支援内容については答弁をいただきました。

特に基幹産業であります農業関係については、特に大変な状況にあるというふうに認識しておりますので、再質問をしたいと思います。

先日の産業経済建設委員会で農林課にお願いしていた、物価高騰を受けている農家の経営状況の概要を把握できる資料の提出をしてほしいということで申し上げていまして、その提出をいただいて説明を受けました。あくまでも、農業関係の統計の数値を用いて算出した営農累計別の収支見込みということでありましたけれども、大変参考になるものでしたし、資料作りもご苦労いただいたと思います。農林課の皆さん、ありがとうございました。

それで、畑作経営では今年、昨年に比べて、作付品目の収量減や品質の低下による収入の減少が予測される中で、諸物価の高騰になっているわけですが、そういうことで経営費が増加して、農業所得が大きく減少するというような見込みになっています。そんな中で、町の支援として、町長も話されているように消化液トン300円の助成、それから畑作農家、作付面積1ヘクタール当たり3,300円ということで支援をするということで予定になっています。1ヘクタール当たり3,300円ということになりますと、平均して40ヘクタールということにすると、13万2,000円の支援というようになります。

他町村のことを申し上げても、町長、先ほど来お話もありますけれども、それ以上の支援をしているところもありますけれども、今年度この後、畑作経営ということに関して、国の交付金等の関係もあるかもしれませんが、町独自として支援をしていこうというような部分があるのかどうかお聞きをします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今年度、どちらかというと肥料・飼料の影響は、酪農から見れば少ないということで、その中でも減額分についての積算した、それがその数字だということがあります。ですから、酪農のほうに、かなり割合としては支援の額が多くなっていると。これも実態に沿った形で積算し、そのために支援をしたということですので、ご

理解をいただきたいなど。

多分、肥料だとかの高騰については、来年以降がむしろ影響を受ける可能性がある、そのようにも聞いておりますから、そういった状況になったときにどうするかということでもあります。ただ、今、当たり前購入飼料・肥料であったこれまでの営農の在り方が、最近の新聞に出ていましたけれども、畑のほうは、ある程度メタボになっているんでないかと、このような、いわゆる専門家の分析のところもございました。

だから、適正な施肥量の管理の問題、それから、どちらかという消化液なんかについては、あまりこれまで評価をしていただけなかったということで、この対策のこともあったわけでもありますけれども、いわゆる成長の3要素、これらをそれぞれ十分含んでいるということ、それから多いところもあるということであれば、そういった適正な肥料の配分等で、あるものについては購入を抑制する、そして、足りないものについては入れながら適正な管理、それは土壌分析も当然必要になってきますし、そういったことについては、ドローン等によって、それなりの今調査をしているところでもございますから、適正管理によって、最もその土地、畑に、作物にとって適切な土地をつくっていくということだと思いますけれども、いずれにしても、循環型農業のことも考えて、しかも有効な成分があるということであれば、やっぱり液肥の有効活用というのは、これは極めて大事なことになってくるんだらうなど、こんなふうに思います。

昨日の新聞でも、南のほうの町では酪農のところで、液肥を固形化するのと、それから液肥と分離して使うと。上土幌でも、最後の残渣物については敷料として使っているということでもありますので、全部使えるということでもあります。この辺の有効性をしっかり理解していただいて、減肥につながっていけば、いわゆるコストの削減につながる。

とにかく、いわゆる収支は、どれだけ収入があって、どれだけ出ていくかによってプラマイが出てきますので、入りのほうが少ないとすれば、出のほうを少なくするというような工夫が必要になってくると思いますから、その辺の工夫がこれからまた必要になってきますし、その対策についても、しっかりと町としても、状況に応じて支援をしていきたいなと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 次に、酪農経営関係で質問させていただきます。

酪農につきましては、ご承知のように穀物飼料の高騰、売却する牛の価格の急落、生乳減産ということで、三重苦にあるというふうなことが言われています。経営コストに見合う乳価となっていないこともあります。規模が大きいほど、搾れば搾るほど経営が

マイナスなるという深刻な状況にあるというふうに思っています。生産抑制枠を上回った農家では、生乳の廃棄というようなことも始まっているということが報道されています。

今回、町のほうでは、この後の補正予算で、4月から10月までの生乳出荷実績に応じて、トン300円の支援をするということの予定になっています。それで、この段階ですから、10月までの実績ということですがけれども、11月から年明けて2月、3月まで同じような支援をしていくというようなことは、今のところ予算化されているわけではまだありませんけれども、そういうことについては、どのようなお考えをお持ちなのかということと、そのことと別に、酪農に関しても年度内に、これとは別のまた支援策も年明け以降、考えている予定があるのかどうかだけ、何をやるかまでは今日聞きませんが、そういうことをお聞きします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今この段階で、次どうするかということは言明できませんが、今回の酪農の支援策というのは、国の支援があって、そして、それは十分でないだろうということで、北海道も支援をするということ、それでも農家さんにとってみれば、とてもとても経営が成り立つ状況でないということから、それに上乗せする形で町が支援をするということでありまして。ほぼ、北海道が支援する額と同額を、町として酪農のほうにも支援するということでもあります。

北海道と同じレベルというのは、それなりに町の力量から見れば、十分とは言い難いですがけれども、取りあえず頑張らせていただいているというようなふうに私どもとしては押さえております。規模のことを考えると、町村レベルの問題で解決する話でないですね、これは。やっぱり最終的には政治の世界だと、そのように思っております。

何回も報道で出てきているように、これまで増頭を奨励してきたというのが、消費が不足しているから供給量が多いということで下げると。これは、じゃ、今の国の政策はどうだったんだということですよ。借金をしながら、はしごを外されたら、そういうふうに感じている酪農家の方々もいるんだろうと、そんなふうに思いますし、そのとおりだと思います。

それから、廃棄という話もありましたけれども、今の時代、食料を廃棄するという、これはもう先進国にあってはならないことだということです。それを、町が町がといっても、町のできるということのは本当に知れているというふうに思いますが、やっぱりこれは、農業政策、食料安全保障というのは今、今回のウクライナの話がありました、エネルギーの話もありましたけれども、この2つというのは、食料もエネルギーもそう

ですけれども、安全保障上は本当にしっかり100%確立しなきゃならんという、国益のためにも必要な話なわけでありましてけれども、そういった視点から考えても、今のような状況というのは、本当に残念でならないといえますか、納得できることではないだろうなど。

多分、複雑な絡みがそこにあるんだろうと思います。チーズを輸入しているという現実もありますし、片方では加工乳のほうがめちゃくちゃ安かったり、もう一農家、あるいは一自治体でできる話ではないということもたくさんありますから、その辺については声を上げていくべき、政治的な課題になってくるんだろうなど、このような感じもしておりますので、特に北海道、いわゆる生乳、牛乳の生産量が皆、抑制されていて、値上げはしても加工乳のほうが多いということですから、実質値上げ率がかかなり低いという現実もございます。

様々な政治的な要素がそこに絡んでいるんだろうと思います。私どもの計り知れないところもあるんだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、事実起きている牛乳を廃棄するということは、どんなことがあってもならないことだろうなど。こんな思いの中で、道、農協とも一緒に連携を取りながら、今の状況を打開していくかということもこれからも考えていきたいなと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 冒頭も申し上げておりますが、もともとのこれらの一連の対策・対応というのは、国が取り組まなきゃならないことだということの大前提で、町長のほうに質問させていただいています。

そうした中で、今日的な世界の動きだとか流れを見ますと、食料も飼料も肥料も各国のいろんな思いがありまして、これまでと同じように、こうした農業資材も、海外から調達することが難しい時代になってくるんじゃないかというふうに考えられます。

上士幌町においても、耕畜連携、バイオマス消化液の活用というようなことで、経営コストの低減に向け、取り組まれてきているわけですがけれども、地域資源の再活用ということがより一層求められているというふうに思います。

国においては、農林水産省が昨年5月、みどりの食料システム戦略を策定しています。環境に優しい1次産業へ変革として、2050年までに化学肥料の30%、農薬の50%の使用量低減、有機農業の面積拡大などを目標に掲げています。

こうした中で、上士幌町、行政だけでどうこうできるものではありませんけれども、脱炭素、SDGsの取組を進めている町として、農家の皆さんや農協、あるいは農業改良普及センター、あるいは大学等の機関等々と連携して、今すぐにどうこうなるもので

はありませんけれども、中長期の視点でコストの低減に向けた取組を進めていくということが、より大切になっているのではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうお考えか伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今、国民のニーズとしては、有機栽培に対する関心が高まってきている。多少高くても、そういった健康のこと、環境のことを含めて、関心が高まっているということですね。

食料自給率といったときに、食料の生産量だけで語るべきではないな、そんなふうに思っているんですね。それは、やっぱり畑の健康、適切な肥料の管理ですね。そういった意味では、肥料の自給率の向上も、これも食料自給率の向上の一つとして捉えるべきだろうというふうに思います。そういった意味では、この町に資源が豊富に、まだまだ全てが活用されているというところまではいっていないだろうなというふうに思います。

この辺もしっかり、畑に優しい有機肥料の一つとしても、どう活用していくかというのが、これが一貫した食料と、それから肥料も含めて自給率の向上という視点から、その辺の政策、このことによって、片方はコストの削減にもつながってくるんだろうと思います。

それから、もう一つ、先ほども触れましたけれども、今回の脱炭素に関わる太陽光発電に対する支援ですね。これは、酪農家にとっては、かなり搾乳等で電気代がかかっているという現実、今々のところは入りが少ないと、これからもずっと多分、牛乳の価格の交渉だとか、そういったことは引き続きされていくんだろうと、そんなふうには思いますけれども、電気料の高騰というのも、これもまた経営を圧迫する一つの要因になっているだろうと。

最近の大手の電力会社の状況を見ると、20%から30%だとか40%だとか、そういった値上げを申請するということになると、その分が今、月100万円かかっている農家さんであれば、月120万円、130万円という、こういう支出が出てくるということになります。それを脱炭素の関係であれば、太陽光発電と、それから蓄電池を併用することによって、電気代がほぼ、できれば基本料金に近いところで削減できるとすれば、何年間で投資が回収できるということになります。それが引き続き続いていくということになれば、これは経営にとっては、相当のコスト削減につながるだろうというふうに思います。

ただ、補助金は支援はしても持ち出しが出てきますので、それは今、一過性というか、どのような形で、現金で払うとすれば結構なお金になる。あるいは融資なり、そういったことも受けるということもあるのかも分かりませんが、そういう資金調達の間

題があると思いますけれども、それは将来にとって、持続可能な農業経営のために大きな支援になってくるだろうと、そのように今、考えております。

ただ、特に酪農家なんですけれども、搾乳の時間が、太陽が出る前、そして夕方は沈んでからということになりますので、高額な蓄電池が必要になってくると。そこにはしっかりと支援をして、より有効な対策になるように、これがもしあるとすれば、多分ほかはない、最大の支援になっていくというふうに思っております。使い勝手のいいような形の、そのようなことで、全部が全部それで、大規模でやっているところは相当な電気を使っているに違いないと思いますけれども、それを全部補助金で満たすことはできませんけれども、かなりの部分は削減することができるのではないだろうかなど。

これは、この町だからこそのできる対策の一つだと。国のお金でありますけれども、いづれにしても、そういう支援策があるということのをこれからもしっかり伝えていきたいものだなと思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 次の質問に移らさせていただきますが、農家の方々は、年が明けますと、新しい年の営農計画づくりということで、1月から始まるというふうに思います。国・道の支援もそれぞれありますけれども、肥料代等の諸物価の高騰が経営経費に100%反映されていく年になっていきます。これまでに経験したことのない厳しい状況というのが予測されるのではないかというふうに思うわけです。

それで、この段階で、その時々、非常に動きがありますのであれですけれども、来年度予算に向けての部分では、やはり、特に酪農が大変な状況にあるというふうな状況もあります。そういう部分で、地域の基幹産業である農業を守るという立場で、ほかの商工業やいろんな産業についても守っていかなきゃならないわけですけれども、特にそういう支援が必要だというのが農業だとなっていると思いますので、そういうことで申し上げているんですけれども、町の蓄えである基金、財政調整基金等を取り崩しても、そういう支援をしていくべきではないかというふうに私は思っているんですけれども、その時々で、国の支援もどうなっていくか分からない部分もありますけれども、そのぐらいの思いで取組を、対策をしていただきたいという思いがあるんですけれども、この段階、まだはっきり、町長としても言えない部分もあるかと思っておりますけれども、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今大事なものは、持続可能な農業をどういうふうにして確立するかということだろうというふうに思っています。一過性の支援でそれが解決するということであ

れば、それはそうだろうと思いますけれども、多分そういうレベルの話でないだろうと。じゃ、翌年どうするのというようなことですよ。

ですから、行政、町としてできるのは、今々必要なこともありますけれども、それ以上に、将来にわたって必要な支援策はどうあったらいいのかというところ、そういうところがやっぱり大事な視点になってくるものだと、そういったところに支援の方策を、これからもしっかり検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 質問については終わりますけれども、最後をお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

諸物価の高騰につきましては、今も続いているわけですが、年明け以降も続くと言われております。来年春にかけては、食品、新聞報道では4,425品目などが値上げが再加速するというようなことの報道もされております。

竹中町長は十勝町村会の会長も務められておりますし、道町村会の副会長でもあります。町長の答弁いただいている答弁書の中にもございますけれども、国や道への強い対策の要請活動を重ねてお願いし、また町としても、今後の町民の暮らしと持続可能な地域経済を振興していくための対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 答弁はいいですか。

以上で、5番、早坂清光議員の一般質問を終わります。

ここで、15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時18分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時29分)

◇ 山本和子議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 私は、大きく3点にわたり、町長に一般質問を行います。

大きな1点目ですが、消費税の増税策であるインボイス（適格請求書）制度に対する対応についてを質問いたします。

来年10月1日から、消費税のインボイス制度が実施されます。今まで消費税納税義務

がなかった「年間売上げ1,000万円以下の事業者」にも納税義務を負わせ、経済的・事業的にも大きな負担を強いるものです。

町内業者を守るため、3点質問いたします。

1点目、個人含め町内業者への影響について質問いたします。

現在、課税業者が免税業者から仕入れた場合、消費税がかかっているとみなし、控除できます。今後は、インボイスのない仕入れでは消費税の控除は認められません。多くの課税業者は、免税業者との取引をやめるのではないかと想定もされます。

インボイスは課税業者にしか発行できないので、課税業者になるしかなく、経営が厳しくても消費税を納めなくてはならない状況も出てきます。今、町内において、一人事業者を含め、町内業者で免税業者も多くいるかと思いますが、その状況をどのように把握しているのか質問いたします。

また、国税庁に登録された情報は一括取得可能で、個人情報幅広くさらされるおそれも心配されています。

2点目ですが、町の会計の対応について質問いたします。

一般会計は、消費税法の第60条により、特例で消費税の納税は免除されていますが、特別会計、企業会計は特例の対象にならず、消費税の申告義務が発生し、現在も納めています。インボイスが導入された場合、影響の出る事業者はあるのか。

一部自治体では、インボイスの登録がない場合は発注できないような説明文を送っているとの情報もあります。町内の中小業者を守るため、消費税分の補填をするなど、慎重に対応策を検討すべきです。

3点目、財務省は、インボイスの登録は2023年3月までに行うように促していますが、困難な場合は2023年9月まで特例も認めています。国に対して延期・中止を求めていくべきではないかと考えています。

以上、質問いたします。

大きな2点目、ごみの減量、資源化の取り組みについて質問いたします。

気候危機の深刻な事態が起こり、十勝も世界も、異常な豪雨や猛暑など大問題となっています。その原因は二酸化炭素の排出であり、地球温暖化は新たな感染症を次々生み出す原因ともなっています。

国は、2050年までの脱炭素社会を目指すとして「ゼロカーボン宣言」を行い、上士幌町も令和3年12月24日、「北海道上士幌町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。令和4年9月30日現在、全国では785自治体、十勝では9自治体がカーボン宣言を行っております。

今、十勝からごみを集めて焼却するくりりんセンターの建設が進んでいますが、各町村が燃やすごみの減量化を本気で進めなければ、ゼロカーボンは実現しません。「上士幌町ゼロカーボン推進計画」の中では、国の補助を受けて11事業を行う予定となっておりますが、しかしその中には、ごみの減量・資源化は盛り込まれていません。どのように進めるのかお聞きいたします。

次に、廃プラスチックの資源化の問題について質問します。

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日から施行しました。プラスチックごみを大幅に削減することが目的で、市町村は、家庭のプラスチックごみは食品容器、菓子袋といった容器包装に加え、新たに文具やおもちゃなどのプラスチック製品も、自治体の資源として、一括回収してリサイクルを行うとしています。もちろん単独ではできませんし、町民の理解も必要になります。今後どのように進めるのかお聞きいたします。

大きな3点目です。健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一体化に反対を。

今、町民の多くの方は、マイナンバーカードを取得したほうがいいのか混乱をしています。町は取得に向け、いろいろな方法で取り組んでいます。国も取得し、健康保険証の利用申込み、公的受取口座登録で、最高2万円が受け取れるとしていますが、9月までの申請期限が過ぎても申請が伸びないために、12月まで延長しました。

そもそも、なぜ申請が伸びないかというのは、いろいろ不安があるからではないでしょうか。カード取得は、あくまでマイナンバー法第17条で任意取得の原則を定めています。ですから、個々人が自分の判断で申請することは自由です。

しかし、河野デジタル大臣が10月13日、突然「マイナンバーカードと健康保険証の一体化、健康保険証の廃止を2024年秋までに目指す」という方針を打ち出しました。この健康保険証の廃止は多くの問題があると、急速に反対運動が広がっています。河野大臣は17日の衆議院の予算委員会で、「来年の通常国会にマイナンバー法改正案を提出する」と表明しました。ですから、まだ決定したものではないと判断いたします。

そこで、町の対応に対して質問したいのは、11月18日、19日の新聞折り込みのチラシについてです。「2024年秋には従来の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されます」と記載されています。この記載を見た方は、マイナンバーカードを取得しなければならないと思っています。

このことについて、チラシの「2024年秋には健康保険証廃止」は決まったことなのか、この記載の仕方が正しいのか、お聞きいたします。また、この方向に進むことが想定されるとした場合に、町民の方々が不利益になることには反対していくべきと考えます。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 消費税の増税策であるインボイス（適格請求書）制度に対する対応について、山本議員のご質問にお答えいたします。

消費税は社会保障の安定的な財源であり、将来の国民生活の安全に資するもので、結果として、地域経済の安定につながるものであると考えております。インボイス制度につきましては、令和元年10月の消費税引上げの際に軽減税率が導入されたことに伴い、複数の消費税率の取引における正確な消費税額と消費税率を把握するために導入されるもので、税の公平・公正を担保するための制度であると認識しております。

本町では、本年7月に上土幌町商工会において、会員向けのインボイス制度説明会が行われており、広報のお知らせ掲示板においては、10月及び11月号で、制度の概要や課税事業者の登録申請についてご案内しております。

1点目の町内事業者への影響についてであります。事業者の準備に係る負担を考慮し、インボイス制度登録申請受付開始から令和5年9月まで約2か年の準備期間が設けられ、令和5年10月の導入から6年間、免税業者からの仕入れに係る課税業者における税額控除として、最初の3年間は80%、その後の3年間は50%とする経過措置も設けられております。

また、町内事業者の状況把握といたしましては、現在登録されている197事業者のうち、インボイス登録されている事業者数は、現時点で73事業者と把握しております。

個人事業者の全体数につきましては、正確な情報がないため、把握できておりませんが、町としては本制度の実施に当たり、町内事業者への影響について、商工会と連携しながら、景況調査や事業者に対しての相談対応を行い、状況把握をしてみたいと考えております。

なお、国税庁の登録個人情報に対する懸念につきましては、国税庁適格請求書発行事業実施において、法令に基づき開示請求があった場合のみ情報提供を行うこととされていることから、的確に情報管理がされるものと認識しております。

2点目の町の各会計の対応についてであります。

議員ご指摘のとおり、一般会計は消費税の申告義務は生じておりませんが、町の施設利用などの利用料等につきましては、インボイス制度に従った請求書を事業者等に発行する必要があると考えられることから、適格請求書発行事業者の登録を行う予定であります。

また、上下水道事業会計につきましては、本町が上下水道サービスの売主となることから、一般会計同様に適格請求書発行事業者の登録を行い、事業者等に対してインボイ

スを発行する必要があります。他方で、上下水道会計は、消費税の申告義務のある課税事業者であることから、仕入税額控除の適用を受けるためには、事業者インボイス登録を求める必要があると考えております。

町内事業者の支援といたしましては、商工会や税務署などの関係機関と連携しながら、制度の正確な周知、事前準備に取り組んでまいります。

3点目につきましては、本制度が国税の賦課徴収に係る事項であることから、町として制度の延期や中止を求めることは困難であると考えております。

次に、ごみの減量、資源化の取り組みについてであります。

本町は、脱炭素と地域経済の循環が調和した取組を進めることで、2030年の削減目標の達成と2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指しており、その実現には、ごみの減量化・資源化を推進することが大変重要であると認識しております。

さきに環境省へ提出いたしました「第1回脱炭素先行地域計画提案書」では、「2030年までに目指す地域脱炭素の姿」における脱炭素先行地域の概要記述の中で、「生ごみを資源としたバイオガスエネルギーの有効活用」について明記しております。さらに、「未利用エネルギー資源の活用検討事業」の記述においては、給食センターや高齢者等福祉施設、飲食店における食品残渣バイオガス設備の導入など、CO₂排出量削減に向けた検討を進めることとしております。

これらの調査検討に係る経費につきましては、脱炭素先行地域づくり事業の交付金の活用を予定しており、この調査結果を踏まえて、令和6年度以降に事業を実施することとしております。

ごみの減量化につきましては、町民・事業者・行政が一体となって取り組むことにより成果が生まれるもので、本町のごみの排出量や各家庭への啓発普及活動につきましては、先ほど馬場議員のご質問の中でお答えさせていただいたとおりであります。

ごみ資源化の取組につきましては、過去5年間の資源回収率は平均26%以上となり、全道平均の24%を上回っている状況にあります。引き続き町内会や各種団体による資源ごみ集団回収の奨励を行うほか、役場庁舎において小型家電リサイクル品の回収を行ってまいります。一人一人が分別を徹底することで、ごみを資源としてリサイクルすることが可能になることから、より効果的な分別方法の周知や意識啓発の取組を推進してまいります。

次に、廃プラスチックの資源化の問題についてであります。

本年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、市区町村はプラスチック製容器包装のみならず、プラスチック使用製品廃棄物の分別収

集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

本町が製品プラスチックごみの一括収集を行う場合、現在の容器包装プラスチックの処理と併せて行うことが想定されますが、収集回数や人員など収集業者の体制や保管場所の増設など、施設側の受入れ態勢について、関係自治体や収集運搬業者と慎重に検討を進めていく必要があると認識しております。

また、令和10年度から移行する十勝圏複合事務組合の新中間処理施設においては、製品プラスチックごみを国の方針どおり、可能な限り資源化を図ることとしております。その上で、資源化できないものについては焼却処理を行い、処理に伴って生じる熱を効率的に回収することによってエネルギーの有効活用を図り、CO₂の削減や地球温暖化防止に努めることとしております。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっております。本町が製品プラスチックごみの一括収集を行うには、これまでの分別・収集体制の抜本的な見直しが必要になりますが、将来の世代が安心して暮らせる社会の実現には欠かせない取組であると認識しておりますので、関係自治体とも協議しながら、方向性を模索してまいります。

次に、マイナンバーカードの取得に関しましては、総務省が実施する最大2万円分のポイントが交付されるマイナポイント事業が今年12月末に終了するとともに、今後、本町におけるカード交付率が、地方交付税算定への反映や各種国庫補助金採択の際の判断材料とされることが見込まれております。また、カードの利活用拡大等を図ることで、国民の利便性を高める取組を推進することが示されており、全国的にカード取得の機運が高まっている状況にあります。

このことから、本町としても、さらにマイナンバーカードの取得を推進することが重要と判断し、日曜日の申請窓口の開設や自宅等への訪問申請などを行っており、町民の皆様にもこの取組を周知するために、チラシの新聞折り込み等を実施してきております。

なお、新聞折り込みチラシにおいて、「2024年秋には従来の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されます」と記載した文言につきましては、令和4年6月7日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022において、保険証の原則廃止を目指すことが明記されているところではありますが、現段階では、あくまでも政府の方針であり、議員ご指摘のとおり誤解を招く表現があったため、改めてチラシを作成し、11月26日から再度、新聞折り込みによる広報を行ったところあります。

また、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」は、昨年10月から本格的な

運用が始まっており、既に専用のカードリーダーが医療機関や薬局に設置され始めております。マイナ保険証を利用することで、処方された薬や特定健診の情報がマイナポータルで確認できるとともに、転居してもそのまま使えることが可能となり、定期的な被保険者証の更新等が不要になるなど、利用者にとってはメリットがあると認識しております。

さらに、マイナンバーカードの利活用の面においては、令和7年春には運転免許証と一体化することが政府の方針として示されていることから、今後ますます使用用途が広がり、住民生活の向上や都市と地方の格差是正など、プラス効果は多岐にわたるものと認識しております。

しかし、国民の中には、紛失時の対応やセキュリティーの面を不安視する声もあり、国の責任において、しっかりとした説明と対応を求めていくとともに、何らかの事情により所持していない方については不利益にならないよう、関係機関に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 初めに、インボイス制度の関係について質問いたします。

答弁書の中に、町内197事業者のうち73事業者が登録したと、約三十数%ですね。ですから、この197全ての方が課税業者なのかちょっと分かりませんが、その点がちょっと心配なのと、それから、商工会の説明会は行われたというのは把握しているんですが、町が2か月にわたり広報で周知したと書いてあるんですが、それは私も見ました。

そうすると、消費税課税業者の皆様へというタイトルが、これ10月か11月か分かりませんが、書いてありますが、課税業者の方は、もちろんインボイス制度に登録のほうにするんだと思うんですよ。ただ、私も町内業者に聞きましたら、1,000万円以上あるから課税業者なんだけれども、インボイス制度のこと、ほとんど全く知らないという方もいました。

それから、一番大変なのは、今減免されています1,000万円以下の方の、中小と申しますか、そういう方々が、実際に課税業者になってインボイス制度に入るかどうかということが、大変これからの課題になると思うんですが、それについても何件か、中小、失礼ですが、何件か聞いて歩きましたら、既に昨年もう登録したという方もいました、いろいろ勉強して。でも、ほとんどの方、まだ分からないという方もいました。

商工会にも足を運んだんですが、もちろんインボイス制度に入るか入らないか、課税業者になるかならないかは個々人の業者の判断なので、指導するしないというレベルで

はないと。やっぱり質問されたら丁寧にお答えし、手続があれば協力するというふうなことで、商工会の方はおっしゃっていました。

その点について、周知がまだまだ不十分なんではないかと。これが町がするものか、どこがするものかちょっと分からないんですが、知らない方が、来年の3月までに登録をし、実際には10月から始まると。そのことについて、周知の方法はどうかと。その点についてまず質問いたします。手短でお答えお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 確かに、まだまだ制度については、知らない人が多いというのが実態だと思いますね。ですから、やっぱり直接商工業者と深い関係のある商工会が、来たら相談に応じるということではなくて、するかしないかはともかくとして、こういう制度があって、期限のことも出てきていますから、そういった意味では、ぜひ期限が迫っていることも含めて、何らかの形で周知徹底を図るという必要があるのではないだろうか。このようなことを商工観光の立場からもお話をさせていただく。

そのようなことで、知らなかった、情報がなかっただけで、後から困ったことのないようにしなければならないだろうと、そのように考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） この制度、本当に、私もいろいろ勉強してみたんですが、分かりづらい制度なので、実際に12月の末には、いろんな申告の整理しますよね。それと別にまた、これが制度導入されたら、消費税の分のいろいろ書いて、統計やって、どうするかというのをやらなきゃいけないと、物すごい事務事業だなと思います。

それで、私が今回問題にしているのは、1,000万円以下の方の影響ですね。その方が、多分このままいくと、登録しないで免税業者のままいく可能性がありますよね。そのときに、答弁にありますように、何年間は、免税業者と関わっているこちら側が減免されると、免税業者は関係ないですね、そのまま。だけれども、たしか6年ぐらいで切れると。その場合に、どっちにしろ、実際に事業を発注している方々、減免している分を2割から3割払うわけですね。その制度がなくなった場合に、6年で多分減免、軽減措置はなくなると思うんですが、そのときに中小、その1,000万円の方がどうなるのかと。消費税分を払うのか払わないのか、その辺も含めて、結構面倒くさいんですが、来年の3月まで、実際に施行するのは10月らしいんですが、やっぱりきちんと丁寧に説明すべきだと思っています。

時間もちょっと押していますので、その点とあと、町の関係なんですが、町はいずれ、一般会計でも業者いますので、登録すると。それは分かりましたが、今回、水道事業は

企業会計になるような条例が出ていますけれども、企業会計、特別会計ですね、水道事業については、実際に取引業者の中で課税業者になっていないところがあるのか。多分、一般的に水道業者というのは、結構収入があれば、課税業者になっていると思うんですが、なっていないところがあるのかどうか。

でも、答弁では、課税業者に求めていくというふうにあるんで、その辺があるのかどうか、把握しているかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 特に小規模といいますか個人の事業者、このところの把握というのはなかなか難しい。それから、普通の水道業をなりわいとしている設備の関係だとかというところについては、大体は登録しているのではないだろうかなど、そう思います。

それであと、個人事業者については、多分、登録するというのはなかなか難しいんじゃないのかなという感じはしております。それほど収入はないのではないだろうかなど、こんなふうに考えておりますから、多分影響は極めて少ないというふうに、私どもとしては認識しているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 町の特別会計の関係で、多分契約、その場合の方については、大きいところは多分、もちろんインボイスの制度に入るように求めていくのは、それはもちろん当然なんですけど、その辺ちょっと調べてみて、個人で町の水道関係の事業を受け持っている方がいるとすれば、その方については、町がその消費税分を払うならいいんですけども、インボイス登録にしないと仕事をやらないとか、そういうことにはならないと思うんで、その辺十分吟味して、まだいろいろ調べた中では、そういうこと登録するように求めて、そういうところを仕事から排除するというようなところも中にはあるようです。

実際に来年度の仕事の発注の中では、多分その辺もちょっと明記したりしないと、インボイス制度の関係もしないと、多分、仕事発注するときには必要なことになると思うんで、その辺についてぜひ確認をしてほしいなど。そのときに、期間が大分あるというか、6年間の猶予期間があるというのであれば、やっぱり個人業者をきちんと守るために、町ができることは対応すべきと思っていますが、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 本当に弱小といいますか、収入が少ないところにこれらを求めていくというのは、基本的にはいかがなものかなというふうには考えております。

先ほど来、議員もお話あったように、制度そのものがなかなか、具体的な事例どうな

っていくのかというのは、まだまだ周知徹底も図られていないし、様々な事例においてどうなのかということも分からないところがありますので、この辺については、私どもとしてもしっかり勉強しながら、町内業者をいじめるようなことは基本的にはすべきじゃないなど、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 商工会のほうでも一生懸命説明会やったり、ある商店街の方は、商工会からファクスいっぱい来るんだと、だけれども、なかなか理解できないんだという話もしていますが、多分これから過去に、消費税が10に上がるときに決めたことだというんですけれども、だから、申請自体は既に、去年ぐらいからですか、もう始まっているんですが、なかなか知られていないと。

私もいろんな資料が来るので、一生懸命勉強しているんだけど、なかなか分かりづらいと。その辺は、やっぱり商工会もそうなんです、町が責任持って、個人の業者、中小業者を切り捨てることのないように説明をきちんと行って、決まった制度を、廃止求める運動も、延期求める運動もあるんですが、それは町の町長としては、なかなかそこまでは、単独では難しい課題であると思うんですが、その辺については、これからぜひ配慮しながら進めてほしいと思っています。

次のごみの減量化についてなんです、馬場議員がかなり突っ込んだ質問をしてくれていますので、私は、くりりんとの関係も含めて質問したいと思うんですが、燃やすごみが減らされる、ゼロカーボン宣言が9自治体ですか、かなりやっているんであれば、そのところが、ゼロカーボンで燃やすごみをどんどん減らせば、あんな大きいもの要らないんじゃないかというのが、私は前から言っていることなんです、実際に建設が計画決まって進めています。

そこで、私が得た資料の中では、この間、総文の中に出された、年間の燃やすごみの量というのは8万4,254トンだと、1年間ね。1日でいえば292トンだというふうを示されたんですが、私が計画をつくる前の案をこの間手に入れたんですが、ところが、そのときには1年8万3,486トンで、計画よりも少ないのに、計画になったら800トンも増えていると。それから1日の量も、計画では292トンで、その前の案では290トン、ですから、逆に増えたんですよ、案から計画案について。

ですから、本気で町村、うちの町、後から入ったものですから、具体的な議論に関わったのが後になるんですが、本当に燃やすごみを減らし、ゼロカーボンを目指すということに対する取組がどうなのかなというのが、私はすごく疑問に思いました。

それで、町への質問、これからどうするのかという質問でしたいと思うんですが、計

画をつくるときの施設の分担率が示されましたね。上士幌は1.33と、直近5年間だと。それが多分五、六年続くんですが、やはり、この数字自体は過去の話なので、いじれないんですが、これからやっぱりごみの量をどんどん減らすべきだと。それによって、もしくは5年後、何年後には分担率が下がるかもしれませんが、あと調べた中で、やっぱり鹿追とか更別が0.何ぼで少ないんですね。それは、やっぱり燃やすごみを減らしていると。そこがやっぱり評価として、数として表れていると。

その辺をきちんと、ただ単に町がごみを減らせばいいんじゃないかと、燃やすごみはどうして、建物いっぱい造ったと、立派なのを造ったと、莫大な金額が当初よりも増えた。それを負担するのは、それぞれの町が負担していくと。そのことを含めてぜひ、この間、町民課長には、町長もそうなんですが、きちんと会議の中で意見を言ってほしいというようなことを要望していたんで、その辺について、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 できるだけごみを減らすべきだということでの意見を求められたところについては、私のほうも同じような思いで、それを意見として述べさせていただきましたし、それから、それは同じように議会のほうでも、そのようなことで、ごみを減らす、そのところが不足しているんでないだろうか、こういったことでの意見、それが出されているということでもあります。

それを踏まえて、事務局のほうとしては検討した結果として、それなりの理由づけの下で、新たな計画になったというような回答がきたと。それは全体の中で、それ以上意見が発展するということではなくて、その事務機関が、ある意味での公になったということでもありますから、全体で取り組んでいることでもありますので、町としては、それは今後の課題として、引き続き減量化の問題については取り組んでいき、また意見反映はしていかなければならないと。このまま建ったにせよ、やっぱりゼロカーボンを目指すというのは上士幌だけではなくて、十勝全体のテーマでもあるということです。

もう一つ、やっぱりちょっと残念だったのは、この計画が立ち上がって、構想から計画が立ち上がったのが、ゼロカーボンの前からなんですね。平成27年か平成28年から準備をずっとしてきたということで、ここ一、二年急に、またゼロカーボンという、社会の中が大きく変わってきたということでもありますから、そういった意味で物足りないところもあるだろうと思いますけれども、その段階では、最善のCO₂削減に向けての施設整備だというような中での計画づくりだったということは言えるのではないだろうか、こう思っております。

今々の状況を考えれば、物足りないことがあるのも事実でありますけれども、全体の

流れとしては、そういう状況にあるということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 全体で決まったことに対して苦言を言うのは、なかなか勇気の要る話だと思うんですが、これからのごみの処理として、やっぱり燃やすごみをどんどん減らすと、町独自で。その計画を、それは町独自でできることですので、それは先ほど馬場議員の質問に答えたように、いろいろな形で進めてほしいなと思っています。

廃プラの問題ですが、なかなか、これは前も予算委員会とかでも質問したりしているんですが、一気にいろんなごみを集めて資源化するというのは、そう簡単に1町ではできないんですが、せめて、令和10年には向こうに移行しますよね、燃えないごみも含めて、燃えないというか、先ほど答弁書の中で、廃プラを集めて利用できはするんだけど、燃えないごみは、できないものは、今でいけば燃やさないごみのところに行くんですが、何か燃やすみたいなこと書いてあったので、それじゃなくて、令和10年までに期間があるのであれば、土幌と組んでもいいだろうし、何かそういう処理する方法がないんだろうかと。

今だったら廃プラスチック、おもちゃとかは同じ材質でも燃えないごみですよ、今、燃えないごみ。それを何かできる方法がないのかなと。令和10年まで待つというか、それまでに計画できないのかなと。

町独自では、なかなかそれは難しいと思うんですが、多分十勝全体では、それは考えなきゃいけない話なので、十勝全体で廃プラの問題をどうするかは議論しなきゃいけない問題だと私は思っています。その辺について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ごみの減量化について、広域での施設で増えるという話がありましたが、町としても減量化するという事は、輸送に係るコストが下がるんですよ。

そういったこともありますから、非常に中間処理施設のこともあるけれども、町として減量化というのは、コスト削減にそのものにつながっていくし、それから結果として、何年か過去の平均値をもってパーセンテージが決まってくることであれば、それはそれとして減るということでもありますから、ダブルにプラスに作用されるということでもありますので、向こうで受け入れてくれるから、どんどん持っていけばいいということじゃなくて、極力その辺の量については減らすということが望ましいというふうに思います。

それから、廃プラ含めたプラスチックの資源化でありますけれども、今段階で、包装のプラスチック以外の商品だとか、それらをどんなふうにして再エネ、再利用できる、その設備がどれだけかかるのか、設備投資も必要だろうと思いますし、それから分別す

る人件費、人の問題も関わってくるんでないだろうかなと、そう思いますから、土幌町との2町との関係がいつまで続いていくかということもあるわけなんですけれども、検討事項としては、それは全く否定する話ではないだろうかと、こんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 次に、マイナンバーカードの問題について質問いたします。

これは私、本当は一般質問、17日に出したんですが、1回取り下げて、18日、19日と全戸配布のチラシが新聞に折り込まれましたので、これはちょっと違うんじゃないかと思って、私は最後にこの保険証のことについて質問出しました。

私、個人的に、個々の方がマイナンバーカードを取得するのは個々の自由ですので、そのことをとやかく、ポイントもらうことについて、個人的にはあまり、なかなか難しいんですが、それは個々の判断なので、それをとやかく言うつもりは全くありません。

ただ、健康保険証を廃止するというのは、ここにこんなふうに「廃止されます」と書いてあるの、これは違うと。違うということで、私は、その後についても何件か、その前に、どうしようかな、迷っているんだという方がいたんですが、個々の判断ですよと。ところが、その次に行ったら、申請に行ったという方がいました。やっぱりこれでかなり、私が聞いた中ではかなりいました。

それと、今日、ちょうどお昼に帰ったら電話がありまして、その方は、じゃ私、誤解したんだねと。マイナンバーを保険証に一体化されたんだから、マイナンバーカードを持っていて病院に行ったらいいですよ。だけれども、そこの結構大きい病院なんですけど、カードでは機械がないので、保険証を出してくださいと言われて出したということで、事実と違うということを書いていました。それは、私が一般質問、これしますよということで皆さんに配っているの、それで、山本さんの言うとおりのこと、もっと早く知らせてほしかったというふうに、その方はおっしゃっていました。

ここで私が言いたいのは、事実をお知らせするのは全然問題ないと思うんですよ。ですから、「予定されています」とか「方針が示されました」というのは、それは全然そのとおりなので問題ないんですが、「一体化されます」ということは「されました」というふうに誤解するんですよ、町民の方は。そうすると、カードを作らないというふうに、高齢者、結構いましたね。ですから、それは違うんじゃないのかと、事実をきちんとお知らせしてほしいと私は思って、その点について、これは誤解なのか、事実と違うことを書いたなら書いたというふうに、きちんと謝罪すべきだと私は思っています。それについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 確かに政府の正式な法律だとか、そういった類いのことではないだろうと思いますけれども、一般的に私ども、国の動きとしては、政府決定というのが、これはかなり、ほぼそれは施行されていくものだという前提に立って仕事をしております。そういったことを踏まえた中で、ああいう表現になったんだらうなというふうに思っております。それは、正式に言うと正しくないということで、その後に訂正をさせていただいたということではありますが、いずれにしても、私、マイナンバーカードについては、ほぼ間違いなく制度化されるという前提に立って思っております。

そういうことで、やがてそれがそのときに、多分やっていない方は申請するだろうと思いますけれども、せつかく今ポイント制度があって、経済的な物価高騰だとか、そういったときにあるときにポイント制度があって、これはある意味では家計の助けにもなると。1人2万円ということでもありますから、もし家族、子供3人、ご夫婦でいけば10万円の支援があるということでもありますから、後であるときに同じようなことになって、もらっておけばよかったなということにならないようにも、また配慮しなきゃならんところも、これもまた大事な周知活動の広報活動の一つだろうというふうに思っておりますので、議員さんにもぜひ、難しいよ、それは、ある意味ではどうなるか分からないよという話ではなくて、その方向に行くというお話はしていただいたほうがいいのではないだろうか。

本人も、ずっとなくて済むということではなくて、しかも今こういった状況で、せつかく限られた期間の中で支援してくれるということであれば、それもむしろ、暮れの厳しいときに何かしらの足しになると。それがやがて、それもまたしっかりとした制度になっていくというのは、ほぼそれは間違いのない方向だと、そんなふうに思っておりますので、その辺についてはご理解賜りたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） また、マイナンバーカードに、保険証が廃止された場合にメリットがあると、何点か、3点ぐらい書いてあるんですが、ある方は、メリットはあるだろうけれども、デメリットもあるのではないかと。そのことも、デメリットがどうのこうのというのは、町のほうで、これがデメリットありますと国から来るわけありませんので、そういうことも聞きたいんだという方がいました。直接役場のほうに電話したという方もいますが、メリットだけじゃなくて、河野大臣が廃止すると言ってから、結構いろんな団体が、電子署名で反対の署名やったりとか、こういう問題があるのではないかとということで、どんどん今言っています。

ですから、マイナンバーカード、ポイント取得することはもう既に決まっていますし、

保険証の一体化も既に決まっています。それをなくせとか、それは言えないことなんです。保険証を廃止するということは、今の時点でできない問題です。あと、マイナンバーカードは、先ほど言いましたように任意取得ですから、保険証を廃止したら任意取得じゃなくて強制になります。その辺が根本的に違うことについて、やっぱり把握してほしいなと私は思っています。

一番心配しているのは、保険証をなくした場合にどうするかと。いろんな方、その方も結構、自分がなくしたという方、私も1回なくしたんですよ。それで、保健福祉課に行って再発行してもらいました。あと、今日もあります。免許証は令和7年ということで、免許証だって、私はなくしたことはないんですが、紛失しかけたことありました。なくした方も結構いました。そのときに、再発行するまでは病院に行けないと、再発行するのに結構時間かかるらしいんですね。保険証をなくした場合に、もし万が一、免許証と一体化されたら、自分を何で保証するんですか。今は保険証、免許証、たまには、ほとんど持ち歩かないけれどもパスポート、そんなに持っていないと思うんで。自分を保証するものがないときに、そういういろんな問題があるのに、そういうことは何も議論されていないと。

それは、じゃ、来年の1月にマイナンバー法の案を提案するんであれば、どういう中身か全く分からないと。そういうことが解決されないと、保険証の廃止はあり得ないと思うんですが、それはこれからの議論であって、そのことの議論、多分、すごく負のデメリットがかなりあるんじゃないかと。その辺について、町長、どんなふうにお考えか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 多分、新しい制度なり取組をするということですから、それは先のことで、いろんな不安があるというのは、それは十分理解をするところであります。

今お話あったように、紛失したらどうなの、以前は、再発行までに一月かかるだとか、こんな話ありましたけれども、こんなにのんきしていたんじゃどうするのと。これは当然、みんなの心配事だということでもありますから、それをいかに早くするかというのは、多分今、国のほうとしても考えられていることだろうというふうに思っております。

デメリットというよりも、そういう不安、いろんな不安があるということ、その不安に対しては、これは国の責任において、速やかにいろんなところで回答してもらいたいなど。それに基づいて、町としては町民の皆さん方に、丁寧にまた対応していくということになっていくんだろうと、そんなふうには思っております。

いずれにしても、なくしたときに、あるいは自分のプライバシー、セキュリティー、

こういったことがオープンになるのではないだろうかかと、こんな不安。でも、ないよと言っております。であれば、どのようなことでそれを理解してもらえるのか、納得してもらえるのかと。このようなことが、やっぱり専門的な立場から、しかも分かりやすく説明してもらいたいというのは、私どもとしても同じような思いであります。

いずれにしても、議員もこの間、既にマイナンバーの番号は全部に振り当てられているという現実もあるわけでありましてけれども、このことによって多分、何年かたてば、違和感なく、非常に有効に使われているというふうに思っております。その過程には、多少新たな課題だとかトラブルがあるかも知れませんが、それは乗り越えていかなければならないこと、その先のほうが、この国にとっても、私どもにとっても必要だと、そんなふうに思います。

特に、こういった地方における課題でありますけれども、例えば病院の関係の一体的な情報の収集だとかというのは、札幌でかかったのがここにも取れる、それから帯広でもここでも一つあればやれるだとか、様々な情報が都市と変わらないということ。こういったことが、むしろ私どもとしては、この北海道、上士幌町が陸の孤島になるようなことに、情報がそこで遮断されることによって、そのことのほうが、むしろ不安なところも出てくるなというふうに思っております。

セキュリティー等々の問題については、例えばクレジットだって心配なところもあったわけでありましてね。今やっている電子カードについても、そういったところがあっただろうと思っておりますけれども、大体もうなじんで、問題・課題は解決されていっているだろうと、そう思っております。

いずれにしても、今、決していいことではありませんけれども、先ほど申し上げたように、国全体が免許証と同じレベルの発行をまずは目指したいということでありまして。ある意味では、必要な人が全て持てると、持てない人もいるということでありましてから、そこはしっかりと保障しなければならないというのはおっしゃるとおりだと、そんなふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） まだほんの、デメリット、不安な面が出始めた。廃止するというのは前から、2022年4月ですか、その頃に総理大臣はそういうことを決めたと、閣議決定したと。河野大臣が、多分それは、河野大臣は首相の思いどおりにしゃべったと思うんですが、2024年からするというのは個人の考えではないと思うんですが、それによって、保険証を廃止したらどうなんだろうということがにわかには話題になりました。

それで、病院側も今時点でも、さっき言ったお昼に電話あった方も、結構大きい病院

行ったのに、それが設置されていないと。今ですら、どれぐらいか分かりませんが、まだまだ設置されていないと思うんですが、もしその設置を義務化されたら、義務化されますよね。そうしたら、本当に小さい病院はやっていけないからやめちゃうかもしれない、薬屋さんはちょっと分かりませんが。そういう問題で、医療業界のほうでもかなり反対の声が上がっていると私はお聞きしました。

それから、じゃ町として、先ほど保険証も、こうなるだろうということで書くのはやっぱり駄目だと、決まってから書かないと。それから、あとは、不安なことに対する思惑じゃなくて、事実をきちんと町民に対して、こういうことがあればこういうことがあるんだというふうに、町民へきちんと分かる範囲でお知らせすると。自分の思いじゃなくて、自分の思いって変ですが、決まったことを情報を正しくお知らせするべきだと私は思っています。

それから、セキュリティーの問題なんですけど、カードがどうのこうので、昔、マイナンバーカードの番号を教えるなどって隠して歩いたのに、今なんか保険証の裏に番号書いていると、風で飛んでもばれればだど。でも、セキュリティーがあるからいいというけれども、それはそれとして、そこから情報がほかの人に取りられるということはないと思うんですが、ただ国のほうは、全国民の情報一括、どこかに入るわけですね。それを見ることは、国の保健大臣か誰か分かりませんが、情報をデータすれば全部把握できると。それが漏れるという意味じゃなくて、そういう恐ろしさがあるんじゃないかということで、いろいろ指摘されていますので、町として、これからの課題として、きちんとデメリットにも答えられるような情報があれば、きちんと把握をしてお知らせをしていくと。

やっぱり町民の不安を取り除かない限り、12月で終わったから1月、2月どうのこうのになりませんので、その辺をきちんと示してほしいなと思っています。その点質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 マイナンバーカードの最後のご案内をこれからするというので、新聞チラシ等に入れる予定であります。そのときにデメリットのことも、何か心配事が書いてあった……今チラシを、今週中に出すチラシの中で、今知り得る、あるいは不安だろうと思われるような情報、こういったこともチラシの中に書き込んで、案内をするというようなことであります。

不安の要素というのはたくさんありますので、主にこんなことを不安に思っているんだろうなということを、これは上士幌だけの判断ということじゃなくて、国の大きな専

門的なところの視点から解説をしているということでもあります。全てに満たされるものでないとは思いますが、最大公約数のところの不安材料については、書ける範囲の中で出すということでもありますから、それもまた、ひとつ参考にしていただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 最後の質問にしたいと思うんですが、町民向けにはそういうふうに対応してほしいなと思っていますが、国に対して、例えば交付税が、どこかのまちでは7割というふうに、一生懸命頑張っているところもありますが、交付税の対象になるから増やすとか、ちょっと忘れましたが、デジタル推進何とかかんとか構想のあれに上乘せるとか、100%するとか、そういうことが目的で普及率を図るとするのは、そもそも間違っていると思うんですよ。

国は、そういうふうに餌で釣って、どうのこうの言うけれども、それはそれとして、町の中の財政担当、それはそれで受け止めても、それはいいと思うんですが、町民に向かって、交付税増えるからどうのこうのだから取ってくれというのは、そういうことじゃなくて、町民に対してどういうメリットがあって、どういう利点があると。そういうことをきちんと納得しない限り、極端に極端に、入ってくれ、入ってくれ、入ってくれというのは私は間違っていると思います。その辺について確認して終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 増えるというよりも減らされるという話ですよ。

これも事実かどうか分かりませんが、たまたまそういうふうにして頑張れということなのか、減らされるということは、そもそも地方交付税に頼って財政運営をしているところがたくさん大きいわけですから、それは困ったことだということと同時に、そんなことをするのかということ。それはもう、極めて不満に思うところですよ。

ですから、いわゆる補助金の関係でも、一定の割合、一定のパーセンテージ、70%とありますけれども、そこだったらおいしい交付税。でも、そうではなくて、必要などころに必要な支援をするというのが、選択、審査をしてくれるのはそうだけれども、このことによって審査基準が図られるというのは、どうも納得できる話でないということなんです。

ですから、そういったことですから、そういったことにならないようにということでは、皆さんそれぞれのまちの財政のことを考えたら、それは町民の不利益にならないということも含めて、一生懸命にならざるを得ないということは理解してもらいたいなと

いうふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、2番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで、15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせします。

(午後 3時27分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時37分)

◇ 中 村 哲 郎 議 員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 私からは、北海道バルーンフェスティバルの50回記念大会について質問させていただきます。

北海道バルーンフェスティバル50回記念大会は、公式ホームページが立ち上がり、開催日程が公表され、カウントダウンが始まりました。このイベントは、気球関係者にとっては言うまでもなく、町民にとっても、その成功は大いに期待していると認識しています。

さて、開催まで9か月を切った今、どのような大会にするか、その構想についてお聞かせください。一般的な準備もさることながら、今や数多くの施策で注目をされる上士幌町、この大会を機に全国にアピールできることもあるのではないかと思います。以下の点について、町の構想をお聞きしたいと思います。

- 1、競技内容やイベント企画。
- 2、宿泊施設（民泊施設や官民住宅を含む）。
- 3、交通1、糠平や帯広からの宿泊施設を経由するバス輸送。
- 4、交通2、会場と商店街や道の駅を結ぶ輸送（自動運転バスを含む）。
- 5、ボランティア、設営・運営スタッフ並びに競技スタッフ。
- 6、開催までの営業や寄付金募集に係る費用（遠征等の営業活動費など）。
- 7、係留及びフリーフライト業者の招致。
- 8、カーボンニュートラルLPGの導入。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 北海道バルーンフェスティバルの50回記念大会について、中村議員のご

質問にお答えいたします。

北海道バルーンフェスティバルは、本町の観光振興にとって重要な役割を担っており、本年8月に開催された第49回大会では、感染対策を講じながら、一部のイベントを縮小した開催内容となりましたが、2万1,000人の来場者を記録しております。

節目となる来年の第50回記念大会は、これまで以上に重要な意義を持つ大会と認識しており、開催期間を8月10日から8月13日の4日間と通常より1日増やし、多くの参加者や来場者を迎える準備を進めております。

競技内容やイベント企画につきましては、従来の熱気球の競技に加え、上士幌ならではの独自色を出したエキシビジョン競技などを考えております。また、上士幌高校熱気球部のアイデアを取り入れた上士幌オリジナル競技なども検討しております。さらに、熱気球を身近に体感していただくことを目的に、来場者がランチサイト内への立入りを可能とする仕組みも検討しております。

バルーングローにつきましては、2日間の開催とすることで催物の機会を増やすとともに、国内初となるドローンイルミネーションショーと組み合わせたイベント実施の可能性を模索しております。

宿泊施設についてであります。これまで大会参加者に対しては、地区集会所やコミュニティセンターを簡易宿泊所として開放してまいりました。今年の大会では、新型コロナ対策で「1施設1団体の利用」に制限し、簡易宿泊所を利用できない競技者に対しては町内民間宿泊施設の割引助成を行ったところですが、第50回大会では、参加者、来場者ともに今年度を上回ることが想定されるため、未利用施設等の公共施設の活用や旅館組合等への協力要請など、宿泊受入れ態勢の強化を検討してまいります。

イベント民泊の活用については、受入れ態勢の整備に十分な準備が必要であり、第50回大会以降の参加者、来場者数の増加傾向を踏まえた上で検討してまいります。

ぬかびら温泉郷や帯広からの宿泊施設を経由するバス輸送につきましては、交通と宿泊、観光を組み合わせたサービスの提供の可能性について、調査・検討を進めているところであります。

会場と商店街や道の駅を結ぶ輸送につきましては、大会来場者を市街地へ積極的に誘導するため、会場と商店街、道の駅を巡回する臨時バスの運行に向けても準備を進めており、本町の重要な取組である自動運転バスの活用も併せて検討してまいります。

設営・運営スタッフ並びに競技スタッフにつきましては、本大会は関係団体のほか、多くのボランティアの皆様のご協力の下に運営されており、第50回大会では、さらに多くの方の協力が必要となることから、広く募集し、環境面の充実や事前の説明会等によ

り参加者の増加を図る予定であります。

開催までの営業や寄付金募集に係る費用についてであります。今年の11月2日から5日に開催された佐賀バルーンフェスタには、町所有の熱気球が招待されましたので、上士幌町と第50回北海道バルーンフェスティバルについても、しっかりとPRを行ってきたところであります。引き続き第50回大会に向けて、様々な機会を活用してPR活動を行ってまいります。費用につきましては予算の範囲内で対応してまいります。

係留及びフリーフライト業者の招致につきましては、本年の係留体験搭乗は運行スタッフ不足により、1機のみ運行となりましたが、事前予約ではキャンセル待ちがありました。第50回大会では、より多くの方が搭乗できるよう、運行スタッフの確保、係留体験搭乗を行っている道内外の事業者の参入などによる機体数の増加を検討してまいります。

民間事業者によるフリーフライトにつきましては、本大会での導入の余地はあるものの、安全面、運用の仕組みなどを考慮すると、慎重な調査・検討が必要と考えております。

カーボンニュートラルLPGの導入につきましては、今年度の大会より、本町のゼロカーボンの取組に賛同する参加チームを対象にゼロカーボンエントリー枠を創設いたしました。通常分にカーボンオフセット料金を加算した中で、15チームからゼロカーボンエントリーがあったところであり、第50回大会に向けては、さらに進化したゼロカーボン大会を目指してまいります。

このような内容を含めて具体的な検討を進め、大きな節目となる第50回記念大会を成功させ、この先も続く北海道バルーンフェスティバルの新たな一歩になるよう、内容の充実を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） この答弁を見ると、ほとんど検討していただいているというふうに、私の書いたことについては全て検討していただいているというふうに解釈をいたしました。どうもありがとうございます。

今回のフェスティバル、50回の大会ですが、その前に49回の大会、町長からも答弁ありましたが、終わったときにいろんな人から、たくさんの人から、よかったという声を聞きました。遅ればせながら関係者の皆様に、感染対策を含めご協力、ご努力に、一気球人として感謝します。ありがとうございました。

さて、50回の大会についてですけれども、開催日、日程、スケジュール、いつ公表さ

れるのかと冷や冷やしておりました。こういう大きな大会の場合には、やはり世の中、最低でも半年ぐらい前にはアピールしないと駄目だというふうに私自身は思っていたんですけども、特に上土幌に日本中、世界中から来てもらうためには、非常に遠いので、格安航空券や宿の手配とか会社への休暇申請、どれを取っても、早いにこしたことはないと思っておりました。

もちろん、こちら側としては、やっぱり農業関係者の協力とかがあつての大会なので、それも一応クリアして決めることだとは思いますが、商工観光課の方をはじめ関係者の方には感謝しております。ありがとうございます。

まず、1つ目の競技内容やイベントについて、企画なんですけど、上土幌ならではの独自のエキシビションということで、私もちょっとアイデアを出させていただきましたが、この考えはとてもよいと思います。

ただ、従来の競技についても、一応考える必要があると思います。なぜならば、私は、ちょっと偏見かもしれませんが、気球の観戦の醍醐味の一つとしては、大きな大会においては、操縦のレベルの高さというのが、かなり見ものであるというふうに私は思っています。2016年の佐賀の世界大会ですが、ターゲットに吸い込まれるような操縦技術、あと何機も何機も、後から後から押し合いへし合いでターゲットに近づいてマーカーに投下する光景ですね、それは私の目には今でも焼きついておりますし、ターゲット付近の観客は大興奮です。この光景を皆さんに見せたいと日頃から思っています。そういう大会にしたいと私は思っています。

非常に、ここからちょっと単純な発想ですけども、1等賞の賞金を高くしてはどうかというのは私、日頃から思っています。1等賞が100万円とか200万円とか、そういう賞金額であれば、あるいはそれに見合う商品を用意すれば、そこそこの腕のいいパイロットたちが狙いに来るといふようなことも考えられると私は思っています。

でも、そうなると、逆に判定は、非常に厳格な判定が必要になってきます。それが大変だから、できないとかやらないとかいう考え方で実現しないという話も聞こえてきます。ただ、今やGPSとか非常に性能がよくて、正確に3次元で位置を把握できるようなものが出回っています。追跡も可能です。要するに、そういう機器の導入が必要だと私は思っています。

例えば、1つ5万円、10万円するようなものを50機から100機用意すると、250万円、500万円という、そういうお金がかかります。その後、それを追跡するPCだとか、管理用のPCだとかいろいろ合わせると、かなりの額になってきます。でもそれは、初めはレンタルとか、そういうところから徐々に増やしていけばいいと思うんですけども、

結局かなり費用もかかることになると思います。

先日、佐賀の大会に行ってみりましたが、佐賀とは比べものには、ちょっとできませんけれども、こういうシステム面では、かなり遅れがあるというふうに私は思っています。システムだけじゃなくて、大会の運営方法とか、競技関係者の教育とかノウハウとか、そういった部分についても、ちょっと見直す必要があるかなというふうに私も思っていますが、直近の気球の会合で、このようなことも議論されたというふうに耳に入ってきておりますので、費用としては、これ1回で用意したら物すごいあれなんですけれども、徐々にこれからも増やしていったらどうかという、町の活性化のためにということを考えていただきたいなと思っております。

今回の私の質問の趣旨というのは大きく分けて2つあって、多分、かなり大きな大会にならなきゃいけないんですけれども、なるだろうと思われまので、予算も今までの大会とはちょっと、桁違いとは言えませんが、かなり多くなると思うんです。その多くなるのを、どれだけ費用対効果を生むかというそのアイデアと、それからあと、時間が9か月ということで、ありそうでない時間になってきましたので、私も含め、やっぱり問題があるんだったら、努力は惜しまないので、みんなで協力しましょうという、そういう趣旨で今回質問させていただいています。

この予算についてですけれども、今後の在り方も含めて、ちょっと町長の考えをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まず、このイベントが50回続いてきたということに、極めてこれは意味のあることだなと思っております。

しばらく前は、いろんなイベントがタケノコのように、いろんなところでどんどん立ち上がったりしてきましたけれども、これを継続しているというのはなかなかないということでもあります。そういった意味では、50回という歴史というのは、本町にとっては、これはある意味では、スポーツ文化という位置づけにして十分恥ずかしくないことだなと、そう思っております。

ほかでもいろんなところでやっていたけれども、ほとんどなくなってきたということですから、引き続き、これを契機にして、まずは、さらなる発展を遂げていくということの節目の大会になるべきだというふうに思います。

今お話ありました、幾つかのポイントありますけれども、まずは今まで以上に多くの方に来ていただいて、そして、観光振興という側面からも盛り上げていければなど、こんなふうに思いますが、コンセプトの一つには、最後に出てきましたけれども、脱炭素

という視点です。

何となく、今、いろんなところでお話する機会ありますけれども、町の紹介をするときに、どうしても熱気球の町だというのが、どこか少し引っかかるところがあるんですね。それは、二酸化炭素、ガスを燃やしているという現実であります。そういった中では、今回、最後に質問ありますように、カーボンニュートラルの視点からどうするかという意味では、今回取り入れましたけれども、クレジットの関係ですね。その分をしっかりと森林なり、ゼロカーボンに向けた資金を調達をして、このゼロカーボンというところを全面的に一つは出していきたいな、出していければなというような、今までのことであります。

それから、もう一つは、次世代の様々な技術を、この町は今、積極的に受け入れたり、あるいは、それなりに挑戦するような、しやすい町になってきているということでもあります。ドローンにしてもそうでありますし、それから自動運転バスにしてもそう。そういった意味で、この大会が、次世代につながるような技術をこの中にどう生かすかと。人がたくさん必要なところを、先ほどあった課題のところを克服するためには、GPSの話もありましたけれども、こういう最先端の技術を導入して、かつCO₂をゼロにするような、そういった熱気球の大会、これは、多分、ほかでまだ取り組んでいないところでもあるだろうなど、そんなふうに思っています。

そのこのところが、これからやるときに、GPSの機器の問題もありました。これも検討しているということでもありますけれども、購入するには、かなり物が不足して手に入らないというようなことで、それはどこかから借りることができるのかどうかというようなことですね。人海戦術で以前やっていて、自衛隊さんのことも含めて、メジャーで測っていた時代から、やっぱりそれは最新の技術を導入すると。これも大切な視点の一つだろうと、そんなふうに思っております。

こんなようなところから、多分、もしドローンショーとそれがコラボができれば、これまたほかはない、非常に魅力的なイベントとして盛り上がっていくだろうと思いますし、高校生の若い人方がどのようなことを考えられているのか。今のところは、全国でも佐賀県の高校と上土幌ということでもありますから、以前来ていただきましたけれども、改めてこういった50周年大会のときに来ていただいて、何か両校で若者の視点から発信ができたりしてくれるといいなど、そんなふうに思っております。

賞金も、これもまた、やっぱりここまで来るという励みの一つには、自分の技術がどの程度なのかと競うということも、大事な競技に参加する者の一つだろうと思っております。

これまでは、どちらかという学生をターゲットにして、いわゆる熱気球の登竜門というような位置づけにしてきたというふうに、しばらくそういうことが続いてきたと。一時期は日本大会も開催したということでもありますけれども、なかなか持ち切れない様々な課題があつて、そこに焦点化をしたということでもありますけれども、それではなかなか難しいところですね。

若い人は若い人なりに、そういう新しい人方も、そういう技術を学んで頑張るという気になってくれるような大会になるというのも、これも必要だろうと思いますが、そこに課題となっていたスタッフの問題ですね。それを最新の機器で対応できるとすれば、最新の機器を使った新たな50年、半世紀の上に立って、次の時代に進んでいくということでもあります。

資金もそれなりに必要になってまいります。いろんなところに個別に声もかけさせていただいたり、それから共催関係も、これから募っていくようなことになってくるだろうと、そんなふうに思っておりますが、やっぱりどんな大会にするのかというのを明確に伝えないと、それはなかなか支援していただけないだろうというふうに思いますから、ここで競技するのは当たり前でありますけれども、どういうコンセプトでやるのかと。それは社会的な意味も含めて、自信を持って出せるような、こういうプログラムにできるといいなというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、そういった意味では、脱炭素というCO₂を、むしろそれを削減する。そこにクレジットを取り入れたり、将来的には、ひょっとすると水素で飛ばせるようなことになるかも分かりません。遠い将来でないかも分かりませんが、そういった時代に向けても最新の取組、それから技術を駆使するというのと、それから賞金もそうだと思います。

おっしゃるとおり、それはぜひ自分たちの力で試してみようと、こういう意欲をかき立てられるような、ある程度賞金設定ができるといいなと、このようなことも想定をしているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 私もそう思っております。

クレジットの部分というのは、一番最後にしてしまったので、最後にお話ししますが、順番にちょっといきたいと思いますが、まず、次に宿泊施設なんですけれども、恐らくですが足りないと思います。恐らく足りないと思います。

かといって、むやみに宿泊施設や民泊を増やすのもどうかと思うので、私も2016年の佐賀の大会に行ったときに、私がお手伝いしたチームとそのほかのチームが一つの大き

な家に、住んでいると言ったらおかしい、そこに泊まっていました。まさにイベント民宿だと思います。

イベント民宿の実施については自治体が行うということだと、私は読んだ限りでは、そういうふうに解釈しているんですけども、そうすると、答弁にあったように、やっぱり受入れ態勢とか整備とか、そういったところが重要になってくると思います。これについては積極的にお考えですか、それとも、今のところはちょっと消極的ですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 佐賀の状況は把握しておりませんが、一般個人のところに、今々お客さんを推薦して、そこに確保すると。手を挙げてくれる人もいるかも分かりませんが、ただ、やっぱりその前提としては、何かあったときの補償の問題だとか、いろんな多分、整備すべきことがあるのではないだろうか、こんなふうに思っております。そのための予備知識というのは、佐賀県には十分それは備わっているんだろうと思いますけれども、まだうちの町には、そこには行き届いていないということがあります。

でも、観光によるまちづくりということから見れば、この後、このイベントも重要なイベントになっていくべきだというふうに思います。そういった意味では、今、せっかくDMOに登録されたということであれば、このDMOの視点から、いわゆる観光によるまちづくりの視点から、こういうシステムをどういうふうにしてつくるかというのも期待をしたいなというふうに思うんですね。それが、地域の経済・観光につながっていくということだというふうに考えるとすれば、それはDMOとして、十分仕事としては成り立つことではないだろうか、このようなことも考えております。

そういった意味では、取りあえずは、来年すぐこれをどうこうできるかというのは、かなりなかなか、その状況をつくるのは難しいところがあるなというふうに思っています。

でも、最近、町内的にもホテルができた、あるいは民泊の施設も2軒、3軒と出てきたということでもありますから、以前から見れば少しは、この町内にもありますけれども、ただ絶対量としては少ないと、どうしても糠平に行かなきゃならない。でも、糠平でも足りるかどうかという問題が出てくる。ただ、そういった中で、よそのことが出てくると、ある意味では、この町のフェスティバルが非常に商品価値があるということ、よそからの今度は評価をしていただいて、さらに盛り上げることに繋がっていけるのではないだろうか。

完全に町だけで利益を得るということではなくて、ここの取組がよそのまちにも波及

していくということは、その辺は、ある意味では寛容に、そしてまた、その人方の力も借りながら、より評価されるイベントに成長していくことを期待したいなというふうには思っているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 私は、50回大会の前にある2月の冬の大会、もしあればですけども、イベント民泊もどきと言ったらちょっと怒られるかもしれませんが、受け入れてみようと思っています、自分の家にですね。どういう問題があるかというのを自分なりに、レポートするわけじゃないですけども、ちょっと情報を交換させていただかなというふうに思っています。なので、その情報を集めるためにやってみたいと思うので、ご協力いただければというふうに思います。

次に、交通の1、糠平や帯広からの宿泊施設を経由するバスの輸送なんですけれども、交通・宿泊・観光を組み合わせたサービスの提供というふうに答弁があったんですけども、ぜひこういう商品をつくっていただきたいと思います。

ただ、私、いつも聞かれるのが、気球ってどこで乗れるの、上土幌で乗れるのというのを必ず聞かれます。なので、この後にちょっと質問させていただいた係留とかフリーフライトを組み合わせた商品というのは、私は絶対に売れるというふうに確信しているわけですけども、そこについても、やはり安全性とか、いろいろチェックがありますから、厳しい問題もあるかもしれませんが、乗れるのというのは必ず聞かれるので、そういう商品はぜひつくっていただきたいなと思います。

それとあと、同じ北海道なので、例えば鹿追ではフリーフライトに乗れるところがありますと、あと十勝川温泉も乗れるところがあります、そういったところも、我々の気球の大会のときに、そういうのも紹介してあげてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、交通の2についてなんですが、これは商店街と道の駅を結ぶ巡回輸送、これは、自動運転バスを含むというふうに書きましたが、ぜひこれをやっていただきたいなというふうに思います。その前哨戦として、やはり2月の冬の大会でも、できれば走らせていただければなというふうに思っています。

この前、今回のテスト運行も、すごいニュースで話題になったと思います。それぐらいインパクトのある事例なので、ぜひ2月の冬の大会にも、もしできれば走らせていただきたいんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まだ2月も実証実験の段階でありますから、どのように柔軟に対応でき

るかというのは、いろんな実験に取り組んでもらうというのは意味のあることだなど、そんなふうに思いますので、定例の運行をやっておりますが、それらとの調整だとか、あるいは場合によっては、臨時的にそちらのほうを優先するというのも、そして確かめてみるということも必要でないのかなど、そんなふうにも思ったりしております。

自動運転バスも、ここだけ、住民の足というだけではなくて、今しばらくの間は観光という視点からも、多分注目される可能性があるだろうと。ナイタイまで本当に行けるの、これで行ったらどうなのというような話があったりも聞いておりますし、そういう可能性ですね。

それから、フリーフライトも、これはやるべきだとかやりたいなというのは、いつも町内でもその話が出ているわけですね。じゃ誰がやるのかという、そのところが、なかなか難しいところがあるということでもありますけれども、これは、この町の中でなりわいとしてなるんだしたら、それはそれとして非常に結構なことだろうと、そんなふうに思うんですね。ですから、それは人の問題だとか、あるいは、ある程度立ち上がるまでの支援なんかも必要になるかも分かりませんが、まさに熱気球の町として、ほとんど飛ばせていないということでは、ちょっと残念だなど。

ただ、最近は、かなりフライトしているというのを朝、光景として見ることができますので、パイロットなりそれを応援してくれる人が、この町で日常的に活動しているんだなどということで、敬意を表しているところでもございます。

それから、民泊についても様々な課題が、どのような課題があるかどうかについて、それに自ら取り組んで、そして、そのデータについては町のほうに紹介していただけると、大変うれしい話でございます。きっとそれは、この後の次の民泊をすれば、大きな資料提供になるというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいなど、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 次に、スタッフの問題なんですけれども、これもやっぱり多分、人数が足りないというふうに思います。なので、ここは、集めるということもさることながら、やっぱりここも予算を結構費やすと思うので、今幾らというわけにはいかないんですけれども、ここもぜひ予算よろしくお願ひします。

一つ、スタッフについて、私が以前から思っていることがあります。気球の大会は、この町では、役場の人たちが中心になって行うというのが自然なように思われているんですけれども、それは本当に我々としては助かっているんですが、その中には気球関係者もかなり、もちろんパイロットもいらっしゃいますし、個人のチームのメンバーも

いらっしやいます。

その人たちは、飛びたがっている人もかなりいるんです。例えば、そういう人たちが飛びたがっているのに、あなたはちょっと今回スタッフだからということで、何か押さえつけているような、そんなイメージが私には見えるんですよ、役場の職員だから運営をやるんですよみたいな形で。例えば、役場の気球イコール、オフィシャル気球とか、そういったようなことで、何かひもづけされているような感じがあって、なので、競技に参加したい、あるいはそういう大会のときに、地元で飛びたいという人には飛ばせてあげたらいいと思うんですね。

そうすると、その分のスタッフがいなくなるわけですがけれども、それについては、そのチームの人たちと綿密な打合せをしておいて、代わりの人たちを代わりに出すような、そんなようなシステムもちょっと許容してほしいなというふうに思います。じゃないと、役場の人たちにパイロット結構いらっしやるんですけれども、そういう人たちは、ずっと運営に張りついたらままで、役場を辞めるまで大会で飛べないということになってしまいますので、それもちょっと残念なので、ぜひ運営の仕方、そこら辺もちょっと配慮してあげたらどうかなというふうに私は思います。そこら辺についてどうでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 この大会は、多くのボランティア、スタッフが必要だと、それで成り立っているという性格のイベントであります。

今年度のいろいろ縮小した中でも、3日間で延べにして150人くらいということですよ。1日にすると50人くらい、3日間スタッフのままでいるという人もいますから、どのくらいになるのか。それにしても、数十人は確保しなきゃならんというようなことであります。来年の50回になると、もっともっとそれは、倍近い人数になるのかなということでもありますから、できるだけ多くのボランティアを新たに募集をせざるを得ないだろうと、そんなふうに思います。

役場の職員が競技に参加するというのは、それはそれとして十分理解する話であります。全てがチームでやっていますので、全てが飛べるかということにもなりませんけれども、そういうチームがあってもいいのかなと思ったりもしますので、それは事務局の中でも少し配慮するなり、あるいは運営上、十分なスタッフの確保をするような努力をしながら、希望に応えるようにしてあげるというのも、これも一つあるのかなというふうに思いますが、いずれにしても、そもそも役場で運営する側だということは、これは現実の問題として、飛ぶのが一番なんてなっちゃうと、俺たちボランティアでやっているのに何だということになりかねないということになりますから、その辺はいろいろ気

遣いもありますけれども、そういった飛びたいという、あるいは技術を磨くということも大事にすべきだなと、そんなふう感じたところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 何とかそこら辺も考えてあげていただきたいというふうに思います。

次なんです、開催までの営業、寄付金募集に係る活動費なんです、今回、私、佐賀に行っただけで、先ほど町長の答弁にもありましたように、競技に参加したチームもいますし、そのアピールもさることながら、やっぱり町所有のほろんちゃん号と、あとほろんちゃんのぬいぐるみですね、すごい地元で大人気だったんですね。かなりのPRができたことは、私はこの目で見てきました。

私も私自身、知り合いのチームに50回大会の参加をお願いしてきた次第です。あと商工観光課の担当者が、先ほど言われました北陵高校に対して、上士幌高校との交流や競技の提案、そういったこともされたことも確認しております。

佐賀以外の大会でも、町内の気球関係者は、いろいろアピールとか参加要請をしてきております。ですので、今から来年の8月までは、何回か大会がありますけれども、そこに行って参加をお願いするとかいうことも、できればしたいと思います。ですので、それは、もちろん飛びに行くのが一番ですけれども、そういったことでちょっと支援とかして、皆さんが行けるような、遠征ができるような形を取っていただければなというふうに思っています。もちろん予算の中ですけれども、その体制はお願いしたいと思います。いかがですか、そこら辺の。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今までも先進地の視察だとか、そういった名目で、パイロットの人方、それから運営するスタッフの人方、いろんなところを見ながら、それは町のほうに生かせるものは生かしていこうということで派遣しておりますので、引き続きそういうようなことは、よそを見て、自分たちのところをプラスに生かすという大事な役割を担っておりますので、おっしゃるとおり予算は限られていますけれども、支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） ぜひよろしくをお願いします。

7番目で、係留及びフリーライトの業者の招致なんです、ここは先ほどから出ていますように、観光商品のところでもちょっとお話ししましたが、飛びたいという期待

を抱いている人が結構多いので、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

ただやっぱり、何度も言うように安全面を考えると、パイロットの経験値とか業者としての経験値とか、マニュアルがあるんだったらマニュアルの事前の審査とか、そういったことですね。あと、当日の競技委員会からの指示とか、そういったことを許可するしないということも、それプラス、あくまでも搭乗者と業者との契約であるといったような、そんなような説明もしつつ、そういう業者を入れて、フリーフライトも係留もできるような体制というのを、なるべく多くの人に与えてあげたいという希望があります。そこら辺は、さっきも、積極的にはしていただけたらと思うんですけども、ぜひお願いしたいと思います。

最後のカーボンニュートラルLPGなんですが、今回、15の団体がカーボンニュートラルのエントリーを行ったということですが、このエントリーしたところのカーボンオフセットは、平成24年、平成26年につくった上士幌のあのオフセットのことですか。分かりました。

大体、手元でざっくり計算すると、今度の大会で、4日間で1日4本のLPGを使うと、大体1トンぐらいの二酸化炭素を多分排出すると思うんですけども、なので、1トン1万円だと思ったんですが、そうですよね。なので、今度のエントリーのときに、先ほど町長が言われたような、脱炭素の町だよということを説明して、エントリーにそういうものを課すと言ったら、ちょっと言葉はあれですけども、そういった趣旨を理解していただいて、そういうエントリー方法にするというのもいいんじゃないかなというふうに思っております。そこら辺については。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 これは今回、上士幌町の新たな熱気球のコンセプトとしては、極めて大事なところにしたものだなと、こんなふうに考えております。希望というよりも、それがあ意味では条件になるぐらいの、そういった大会にしたらいかがなものかなと、そう思って、今これは具体的に、担当者のほうで検討しているところであります。

それから、フリーフライトですね。先ほど言ったように、それは必要だというふうに話が出ますけれども、じゃ誰がやるのかだとか、あるいは、それがどれだけの料金設定でできるのかというようなことですね。ですから、場合によっては、よそのパイロットであっても、この町のプログラムの中にそれを組み込んで、1人幾ら幾ら、ほぼ時間にして何分だとか、このようなことでやって、それでどれくらい、それに希望があるのか、いわゆる市場調査という視点も、ひよっとするとあるのかなと思ったりもしておりました。

ですから、どのような形でできるか分かりませんが、それもイベントの一つで、東京から来て、この広い大地で一緒に乗れるというのはそうそう経験のないこと、極めて自分だけの体験の一つになるだろうというふうに思いますから、その辺の商品価値の問題だとかありますけれども、やってみるといっても、この後の、この町のフリーフライトをもしやりたいという人がいるとすれば、いろいろと参考になる資料も得るのではないだろうかなと、このような感じもしたところでもございます。

いずれにしても、中村議員も、民泊も含めて調査に関わっていただくということであり、ボランティアも相当の数が必要だと、ある意味では町全体で協力いただきたいなというふうに思っております。

来年の8月のことでもありますけれども、議員の皆さん方にも、ぜひ議員の立場で、できることがあるのではないだろうかなと、足りなくて困っているということでもございますので、その際はまた何か協力いただければなと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 安全で、みんなが楽しめて、記憶に残るような50回記念大会になることを祈りまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、7番、中村哲郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

(午後 4時21分)

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午後 4時21分)

◎延会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） お諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会することに決定いたしました。

再開は、明日12月7日水曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日は、これにて延会といたします。

(午後 4時21分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

1 2 月 7 日

令和 4 年 第 8 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 6 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 4 年 1 2 月 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	令 和 4 年 1 2 月 7 日 午 前 1 1 時 4 9 分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 欠 員 一 名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○				
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○				
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○				
	4	野 村 恵 子	○	1 0	馬 場 敏 美	○				
	5	早 坂 清 光	○	1 1	杉 山 幸 昭	○				
	6	小 椋 茂 明	○							
会 議 録 署 名 議 員	2 番 山 本 和 子 議 員				1 0 番 馬 場 敏 美 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透				
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 会 長	高 木 裕 巳				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
農 林 課 長	林 峰 之			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実					

令和4年第8回上士幌町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年12月7日(水曜日)

- 日程第 1 同意第 3号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 同意第 5号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第55号 上士幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第56号 上士幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 上士幌町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止について
- 日程第13 議案第64号 令和4年度上士幌町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議案第65号 令和4年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第66号 令和4年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第67号 令和4年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第68号 令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第69号 令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第2

号)

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、理事者及び議員の皆さんは委員会室にお集まりください。

なお、再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時00分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、同意第3号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中貢町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第3号教育委員会教育長の任命について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

小堀雄二教育長が令和4年12月17日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任教育長として任命することとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、小堀雄二。

住所及び生年月日は記載のとおりであります。

以上、同意第3号教育委員会教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより、直ちに同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

◎同意第4号及び同意第5号の上程、説明、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第2、同意第4号公平委員会委員の選任について、日程第3、同意第5号公平委員会委員の選任について、以上2件を一括して議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中貢町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第4号及び同意第5号公平委員会委員の選任について、一括して提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、同意第4号について、公平委員会委員であります遠山昇氏が令和4年12月25日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

氏名、遠山昇。

住所及び生年月日は記載のとおりであります。

次に、同意第5号について、公平委員会委員であります中村保嗣氏が令和4年12月25日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

氏名、中村保嗣。

住所及び生年月日は記載のとおりであります。

以上、同意第4号及び同意第5号公平委員会委員の選任について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより、直ちに同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第55号から議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、議案第55号上士幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について、日程第5、議案第56号上士幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第57号上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第58号上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第59号上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 ただいま一括上程されました議案第55号上士幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について、議案第56号上士幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第59号上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

条例制定の背景としまして、平成31年1月に総務省より地方公営企業法の適用拡大に向けた新たなロードマップが示され、令和6年4月までに上下水道事業を公営企業会計に移行するよう要請があったところであり、本町においても、これまでに移行に向けた準備を進めてまいりました。

上下水道は、住民生活に欠かすことのできない社会資本であり、将来にわたって安心・安全に利用していただくため、経営状況を的確に把握し、安定した事業運営を図っていくことを目的に、簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の一部である財務

規定を適用することとし、このたび、必要な事項を条例として制定するとともに、関係する条例の改正を行うものであります。

初めに、議案第55号上土幌町公営企業の設置等に関する条例の制定についてであります。

条例の構成につきましては、全体で10条の構成となっております。

第1条では、趣旨として、この条例は地方公営企業法に基づき、経営する公営企業に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条では、公営企業の設置を定めており、第1項では簡易水道事業を、第2項では特定環境保全公共下水道事業と個別排水処理施設事業を含む下水道事業を設置することとしております。

第3条では、法の財務規定等の適用を定めております。

第4条では、経営の基本を定めており、第1項では公営企業は企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営すること、第2項から第4項では公営企業各事業の規模等を定めております。

第5条では、重要な資産の取得及び処分を定めており、第6条では、会計事務の処理として、会計事務を会計管理者に委任することを定めております。

第7条では、業務状況説明書類の作成を定めており、第1項では作成期日を、第2項では業務状況を説明する書類の内容を定め、第3項では天災等やむを得ない理由により作成することができなかつた場合について定めております。

第8条では、利益処分の方法及び積立金の取崩しを定め、第9条では、資本剰余金を、第10条では、委任を定めております。

なお、附則としまして、1において、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、2において、上土幌町水道事業特別会計条例、上土幌町水道設置条例、上土幌町公共下水道事業特別会計条例、上土幌町公共下水道の設置に関する条例及び上土幌町個別排水処理施設設置条例は廃止するものであります。

次に、議案第56号上土幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町例規集は、第9編建設、第4章水道、上土幌町水道事業及び下水道事業審議会条例をご参照願います。

改正の内容でございますが、議案第56号関係、上土幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましては、公営企業の設置に伴い事業名の統一を図るため、題名中「水

道事業」の前に「簡易」を加え、「上士幌町簡易水道事業及び下水道事業審議会条例」に改め、同様に、第1条中「水道事業」の前に「簡易」を加え、「簡易水道事業」とするものであります。

次に、議案第57号上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町例規集は、第9編建設、第4章水道、上士幌町水道事業給水条例をご参照願います。改正内容でございますが、議案第57号関係、上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましても、公営企業の設置に伴い事業名の統一を図るため、題名中の「水道事業」の前に「簡易」を加え、「上士幌町簡易水道事業給水条例」に改めます。

また、現在、町が直接給水工事を実施していないため、町が行う給水工事に関する規定について、第8条では「町又は」を削除するとともに、第11条から第14条は全文を削除し、第31条第1項第1号の設計手数料の規定を削除するものであります。

なお、第11条から第14条の削除に伴い、第15条以降は4条ずつ繰り上げます。

次に、議案第58号上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町例規集は、第9編建設、第5章下水道、上士幌町公共下水道条例をご参照願います。改正内容でございますが、議案第58号関係、上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましては、関係条例の題名並びに条文の改正に伴い、第18条中の引用条例並びに引用条文を改正するものであります。

次に、議案第59号上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町例規集は、第9編建設、第5章下水道、上士幌町個別排水処理施設管理条例をご参照願います。

改正内容でございますが、議案第59号関係、上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましては、関係条例の制定及び廃止に伴い、第2条第1項第1号及び第3号の引用条例並びに引用条文を改正するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明申し上げます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより5件を一括して質疑を

行います。質疑ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 何点か、ちょっと教えてほしいと思います。

公営企業の設置等に関する条例のほうなんですけれども、第2条で、簡易水道事業を設置、それと下水道事業を設置ということなんですけれども、この部分については、予算決算等含めて、2つの部分が出てくるということなのか、この2つをそれぞれ一つにまとめて、上土幌町公営企業会計みたいな形の予算決算、そういう形になるのか、そこをまず1点教えていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 決算につきましては、今までどおり、それぞれ特別会計を設けなければいけませんので、それぞれで決算状況は報告するという形になります。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） それから、第4条、経営の基本ということなんですけれども、現在、両特別会計とも、町の一般会計ですとか、あと町債とか含めて、経営が成り立っているというふうに認識しています。その辺で、この会計に移ったときの会計と、あと町の町債、この取扱いについては今までと変わるのかどうなのか、その辺お聞きします。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 今、実際に会計制度、会計のやり方としては変わることはございませんけれども、実際に経営状況というか経営の仕方としては、特に変わるものではないというふうに理解してございます。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） それと、もう一点なんですけれども、第7条の業務状況説明書類の作成というところの第1項、第2項なんですけれども、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、あと、後期の分は、10月1日から3月31日までの業務を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないということを書いています。

第2項でそれぞれ、前期の部分では前事業年度の決算の状況を、それから、後期の5月31日までの部分は、事業年度の予算の概要及び事業の経営方針という形に書いているんですけれども、これは現状どおりの決算、11月30日までという捉え方なのか、それと、5月31日までに作成する部分の事業年度の予算の概要及び事業の方針をそれぞれ明らかにするというので、この辺の予算等については5月31日までという、これで読み取れ

るんですけれども、それも含めて、現状どおりの考え方でよろしいのかどうなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 基本的には、現状どおりの形で決算報告等していくような形になると思います。ただ、こういう形で期間ごとに整理しますので、その辺は公表するような形にしていこうかというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 何点かお願いしたいと思います。

まず、この制度に基づいて、今は特別会計の中でやっていますけれども、改めて企業会計を設けるのかどうか、それとも、特別会計の中にこれを会計制度として収めるのか、まずこの1点だけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 今回、地方公営企業法に基づくとということでございます。

その中で、今、うちのほうは簡易水道事業なんですけれども、こちらのほうは、それからまた、地方財政法、こちらのほうの任意適用事業ということに扱っております。その中で、公営企業は特別会計を設置することということがうたわれておりますので、今までと同じような形で、特別会計を設置して運営していくという形になります。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 本町の水道事業、下水道事業含めて、昨日、一般質問等で町長のほうからも、非常に安価に対応しているという部分ありますけれども、この地方公営企業の部分でいきますと、やっぱり企業努力という部分がかかなり表に出てくるという部分ありますけれども、基本的には、今の水道事業の考え方、町の考え方を基本に導入するという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 そのように考えてございます。

費用に対して料金がどのような形で対応しているか、どのぐらい、いわゆる足りていないかというか、一般会計からの繰入れ等で賄っているところでございますけれども、そういったところが明らかにはなってくると思いますが、経営の方法としては、今の政策を反映しながらやっていくという形で考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、5件に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第59号までの5件は、会議規則第39条第1項の規定により、産業経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第59号までの5件は、産業経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第60号から議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、議案第60号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第61号上土幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第62号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長 ただいま上程されました議案第60号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号上土幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第62号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

本年8月に行われた国家公務員給与に対する令和4年の人事院勧告において、職員の給与改定について勧告がなされましたことから、この勧告に準じて、議会議員及び町長等の特別職の期末手当並びに職員の給与について改正するものであります。

初めに、議案第60号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第1章報酬・費用弁償をご参照願います。

条例につきましては、期末手当の支給月数を年間で0.1か月引き上げるものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第60号関係資料、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

第1条は、令和4年12月1日から適用する規定であります。

第5条の期末手当の支給月数について、12月支給分を100分の215から100分の225に改正するものであります。

第2条は、令和5年度から適用する規定であります。

第5条の期末手当の支給月数について、6月支給分及び12月支給分をそれぞれ100分の220に改正するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和4年12月1日から適用するものであります。

附則第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものとするものであります。

次に、議案第61号上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

条例につきましては、期末手当の支給月数を年間で0.1か月引き上げるものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第61号関係資料、上士幌町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

第1条は、令和4年12月から適用する規定であります。

第3条の期末手当の支給月数について、12月支給分を100分の215から100分の225に改正するものであります。

第2条は、令和5年度から適用する規定であります。

第3条の期末手当の支給月数について、6月支給分及び12月支給分をそれぞれ100分の220に改正するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和4年12月1日から適用するものであります。

附則第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとするものであります。

次に、議案第62号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

条例につきましては、国家公務員給与の人事院勧告に準じて、行政職給料表について平均で0.3%引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を年間で0.1か月引き上げるものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第62号関係資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

第1条は、令和4年4月1日から適用する規定であります。

第17条の4の改正規定は、第2項第1号の勤勉手当の支給月数について、12月支給分を100分の95から100分の105に改正し、第2号の再任用職員の勤勉手当の支給月数について、12月支給分を100分の45から100分の50に改正するものであります。

また、別表第1の行政職給料表について、記載のとおり改正するものであります。

改定率については、平均で0.3%の引上げとなりますが、若年層に重点を置いた改正となっております。

第2条は、令和5年度から適用する規定であります。

第17条の4の改正規定は、第2項第1号の勤勉手当の支給月数について、6月支給分、12月支給分をそれぞれ100分の100とし、第2項第2号の再任用職員の勤勉手当の支給月数について、6月支給分、12月支給分をそれぞれ100分の47.5に改正するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものであります。

附則第2項では、第2条の規定により、改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。

附則第3項では、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより3件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

9番、斉藤明宏議員。

○9番（斉藤明宏議員） 議案第62号関係で、職員給与に関する条例の一部改正ということで、その内容について関連がありますので、ご質問します。

私、9月の一般質問でも行ったんですけども、会計年度任用職員の方については、勤勉手当については手当に反映されないということでありますので、その辺の対応について、どのようにされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長 今回の人事院勧告につきましては、職員については勤勉手当の引上げというような形になりましたので、勤勉手当の支給のない会計年度任用職員につきましてはそのまま、勤勉手当については支給はしておりません。

また、一部勤勉手当の支給があります会計年度任用職員につきましては、正職員の比率に合わせて支給をするというような考えを持っております。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、斉藤明宏議員。

○9番（斉藤明宏議員） なるべく、前にもお話ししましたがけれども、同一労働同一賃金ということで、会計年度任用職員の方も、非常に大変な行政的な任務を負われて仕事をしているというふうに私は認識をしています。そういう中で、今後、労使交渉の中で、その辺について配慮するお気持ちがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 杉原副町長。

○杉原祐二副町長 今の会計年度任用職員の部分につきましては、ご承知のとおり、令和2年からこの制度が始まっておりまして、その際にそれぞれ、労働条件ですとか賃金も含めて改善をさせていただいているところでございます。

そのとき定めた部分でいきますと、この勤勉手当という部分が今、制度上ない形で運用しておりますので、その部分についての改定というのは今回行っておりません。

今後、これは令和2年度からでございますけれども、仮にマイナス改定が出た場合については、当然に勤勉手当がないので、その部分の改定はしないというような考え方でおります。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、3件に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第60号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第60号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第61号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第62号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第12、議案第63号上土幌町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 ただいま上程されました議案第63号上士幌町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

町例規集は、第9編建設、第5章下水道、上士幌町生活環境改善設備資金貸付条例をご参照願います。

本条例につきましては、平成9年度から平成18年度に実施された公共下水道区域を除く地域の(2)合併処理浄化槽を整備する個別排水処理施設整備事業において、受益者負担となる排水設備等の改造に要する資金を貸し付けることにより、水洗便所及び排水設備の早期普及を図ることを目的に制定された条例であります。既に事業が完了し、貸付金についても完済されていることから、上士幌町生活環境改善設備資金貸付条例を廃止する条例を制定するものであります。

なお、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第63号上士幌町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止についての提案理由と内容についてご説明申し上げます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって、議案第63号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第63号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号から議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第13、議案第64号令和4年度上士幌町一般会計補正予算(第7号)、日程第14、議案第65号令和4年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第15、議案第66号令和4年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議案第67号令和4年度上士幌町介護保険特別会計補正予算

(第2号)、日程第17、議案第68号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第18、議案第69号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、以上6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第64号から第69号の令和4年度一般会計並びに5特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正総額は、2,434万9,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに5特別会計の総額で112億9,951万1,000円となります。

それでは、各会計の補正予算の内容を申し上げます。

議案第64号一般会計補正予算(第7号)であります。

1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,292万2,000円を追加し、総額を92億2,935万4,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表のとおりです。

第2条では、債務負担行為補正といたしまして、5ページ、第2表にありますとおり、戸籍システム機器等更改業務、限度額1,221万円を追加補正いたします。

第3条では、地方債補正といたしまして、5ページ、第3表にありますとおり、緊急防災・減災事業の限度額を5,000万円から4,820万円に、過疎対策事業の限度額を5億6,540万円から5億4,140万円に変更補正するものです。

次に、歳出のうち、追加補正の主なものといたしましては、12ページ、款総務費、一般共用事務用品及び事務機器管理経費205万4,000円、14ページ、役場庁舎管理経費212万5,000円、17ページ、款民生費、高齢者等に対する物価高騰生活支援事業811万円、19ページ、子育て世帯に対する物価高騰生活支援事業452万6,000円、21ページ、款衛生費、健康増進センター管理運営事業516万8,000円、款農林水産業費、畑作農業資材高騰対策事業940万5,000円、22ページ、酪農経営緊急支援事業2,490万円、24ページ、款商工費、商工事業者持続化支援金事業660万円、街路灯・防犯灯維持管理経費287万3,000円、25ページ、款土木費、町営住宅補修事業215万8,000円、単身者住宅管理経費224万9,000円、26ページ、子育て住宅建設費等助成事業400万円、27ページ、款教育費、学校教育施設整備基金積立金316万円、28ページ、認定こども園管理経費234万3,000円、30ページ、生涯学習センター管理運営経費237万6,000円、給食センター管理経費203万2,000円を追加

補正いたします。

なお、減額補正につきましては、事務事業遂行に伴う執行残の減額補正が主なものでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

44ページの議案第65号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,056万6,000円を追加し、総額を7億5,999万2,000円とするものです。

第2項の歳入歳出予算の金額は、45ページ、第1表のとおりです。

次に、歳出の補正の内容につきましては、48ページ、49ページをご覧ください。

一般被保険者療養給付費899万円、一般被保険者高額療養費166万3,000円、道保険給付費等交付金返還金102万7,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下については、説明を省略させていただきます。

次に、59ページの議案第66号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ320万1,000円を減額し、総額を1億826万1,000円とするものです。

第2項の歳入歳出予算の金額は、60ページ、第1表のとおりです。

次に、歳出の補正の内容は、63ページをご覧ください。

追加補正では、人件費5万6,000円を追加し、減額補正では、後期高齢者医療広域連合納付金299万5,000円、64ページ、予備費26万2,000円を減額補正いたします。

事項別明細書以下については、説明を省略させていただきます。

次に、69ページの議案第67号介護保険特別会計補正予算（第2号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ409万4,000円を追加し、予算の総額を6億6,972万9,000円とするものです。

第2項の歳入歳出予算の金額は、70ページ、第1表のとおりです。

次に、歳出の補正内容につきましては、74ページ、75ページをご覧ください。

人件費190万4,000円、居宅介護サービス計画給付費事業177万円、福祉用具購入費事業40万円、介護保険審査支払手数料2万円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、85ページの議案第68号水道事業特別会計補正予算（第2号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ48万円を追加し、予算の総額を2

億4,855万6,000円とするものです。

第2項の歳入歳出予算の金額は、86ページ、第1表のとおりです。

歳出の補正の内容は、89ページ、90ページをご覧ください。

追加補正では、人件費36万1,000円、簡易水道施設維持管理経費184万1,000円、町債元金償還金33万5,000円、町債利子償還金7万2,000円を追加補正いたします。

減額補正では、事務管理経費116万円、水道メーター更新及び新設メーター購入事業71万円、簡易水道施設改良事業25万9,000円を減額補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、96ページの議案第69号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ51万2,000円を減額し、予算の総額を2億8,361万9,000円とするものです。

第2項の歳入歳出予算の金額は、97ページ、第1表のとおりです。

歳出の補正の内容は、100ページ、101ページをご覧ください。

追加補正では、下水道施設管理経費19万7,000円、人件費29万円、町債元金償還金33万6,000円を追加し、減額補正では、事務管理経費13万5,000円、下水道施設整備事業120万円を減額補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに5特別会計の補正内容につきましてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第64号令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第7号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、12ページから款ごとに一括して質疑を行います。

歳出、議会費及び総務費について質疑を行います。12ページから17ページまで、質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 15ページのデジタル専門人材活用事業の減について、どういう内容なのか、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 梶デジタル推進課長。

○梶 達デジタル推進課長 デジタル専門人材活用事業の減額についてですが、当初、自治体DXの推進について、内閣府のデジタル専門人材制度によるマッチングと総務省の地域おこし企業人という特別交付税措置がいただける制度によって、企業からの常勤の派遣という形の企業派遣という形を模索しておりましたが、まずこのマッチングが成立せずに、今年度中の常勤での派遣という形を断念したというところでございます。それによる負担金の減額というところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） もともと今、デジタル推進課の中では、DX関係の派遣されている主幹職の方と一般職員の方、2人で体制取っていると思うんですが、その辺の確認は従来どおり同じなのかと。それから、DXの関係では、2025年までに17業務、それから増えているか分かりませんが、それを統一化する業務を進めていると思うんですが、その進捗状況について確認いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 梶デジタル推進課長。

○梶 達デジタル推進課長 デジタル推進課におけるデジタル専門人材の活用についてでございますが、デジタル推進課ができる以前のICT推進室が立ち上がった当時から、こちらはどちらかというと外向きの、町民サービスのところのICTの活用というところで、1名、企業からの派遣をいただいております。また、もう一名、自動運転バスの活用事業についての企業派遣というのを11月からいただいております。

もう一名、今回減額したのは、おっしゃられたとおりのところで、自治体DXの推進、こちらの業務に充てる企業派遣という形で、今回負担金の計上をしておりましたが、こちらについては断念をして、また一部、業務委託という形で、自治体DXの推進の企業からのアドバイスはいただいております。

進捗状況につきましてですが、国の標準仕様の公表に合わせてというところがあるんですが、今回も、同じく15ページのところで、電子計算機器の更新経費というところで、自治体システムの標準化に合わせて、外字の同定業務というのを、これも実際には行っていかなければいけない業務ではあるんですが、これも国のほうの標準システムの仕様というのが、まだ遅れて、公表されておられません。なので、これも今年度中の、こちらとしての委託業務というのは諦める形で、今回減額という形で行っております。

いずれにしても、令和8年度までのスケジュールというところには変わりはないんですが、今、国からの標準仕様というのが、まだ詳細な公表はされていないという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 同じ件ですか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 標準仕様がまだ明確にされていないということなのですが、標準仕様そのものは、これからどうなっていくか分かりませんが、いろんな一般的な、例えば17業務の中で、今示されているのは17業務なので、その中で町の、例えばいろんなシステム、システムといいませんね、税金の関係から、いろんな町の条例といえますか、町民に対するサービスの関係について、システムが標準化された場合に、かなり改正しなきゃいけないことも出てくるのかどうか、今示されていないので分からないと思うんですが、多分、町で特別にやっている、町民に対するいいサービスなんかも、かなり減らされていくのではないかと心配もされています。その辺について、今の段階で把握しているかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 梶デジタル推進課長。

○梶 達デジタル推進課長 おっしゃられたとおり、標準化の仕様についての詳細の公表ですね、先ほど申し上げたのは外字の同定の部分ですね、こういった文字に全て統一して合わせていきなさいというところの詳細な仕様が公表されていないというところで、外字同定の作業は一旦、今年度の分は減額をさせていただいたというところでございます。

また、それぞれのシステムによって、今、詳細な仕様が出てきていない部分というのはあるんですけども、いずれにしても全体スケジュールが変わっているわけではありませぬので、我々としても情報収集にも努めているというところと、あと一番大事なのは、今、ICT、DXのプロジェクトの中で、各課と、システムが現状どうなっていて、最終的に出された標準仕様システムにどう合わせていかなければならないかというところの、各課との調整を行っているところでございます。

ここが一番大事で、標準システムで、もしかしたら使い方が変わってくる部分というのがあるかと思いますので、そこで町民サービスに支障を来さないようにというところで、標準システムにこちらに合わせていくというところと、我々の職員のほうの業務ですね、それを新しいシステムをしっかりと使いこなして、サービスが落ちることがないように合わせていくというところを併せて、今、各課の聞き取り含めて、プロジェクトの中で作業を進めているという、そういう状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、各自治体においては、人材確保という部分の一つ、デジタルに関する部分だというふうに認識しています。

今、制度的に対応できなかつたと、そういう財源の問題なんかもあつたと思いますけれども、町長についてお尋ねしたいと思いますけれども、こういう部分で、人材なかなかいないというのが現実かなと思いますけれども、デジタルに対応する人材の専門的な確保ということについて確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 杉原副町長。

○杉原祐二副町長 人材の確保につきましては、今議員からあつたように、なかなか難しい状況でございまして、とりわけデジタルにつきましては、全国の自治体、そして国も、そして民間事業者さんも、DXという部分に取り組んでいるというところでもございまして、我々自治体の部分につきましては、システムをいわゆる技術的に分かるということよりも、そういったものを用いてどうサービスを提供するかという、そういうような人材を求めているところでもございまして、その部分について、国の制度ですとか、または求人サイト等で独自にと、必要な部分にあつてはそういった形も取りながら、確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。17ページまで。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、民生費及び衛生費に入ります。

17ページから21ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 20ページの新型コロナ感染予防対策の経費なんですけど、これについては委員会で説明がありました。この内容については理解しているんですけど、実際にこれに付け加えて、この間私も言いました、いろんな町民周知が必要だということでお話ししまして、チラシ配られているんですけども、実際にこの委託費の中で、町のところに、どこかに行くときに検査と、それから、自分がちょっとどうなんだろうかなというときに行くのとまた別なので、その辺について質問したいと思うんですけど、65歳以下の人の検査をする場合に、これでいきますと、無料の抗原検査を受けるかというようなことなんですけど、実際に町内のところに行って検査を受けられるのかどうかと、その辺が把握できますか。

65歳でしたら、ちょっと熱があるとかあれば、どちらの、町の施設2つありますから受けられるんですけど、ない場合には、実際、抗原検査で受けると、受けて、その結果、陽性だった場合にはQRコードで送ると、そういうシステムになるんですけど、その辺について、これだけで理解できるのかなという、ちょっと難しいですか。

町内の方もそうなんですけど、町外の方についても、いろんなケース、65歳以下の方、

40代、30代の方も聞いているんですが、いろいろスマホ使って送っているらしいんですけども、抗原検査、最初は陰性だったけれども、もう一回やったら陽性だったと。その方は実際に、その次どこに行ったかはちょっと分かりませんが、ある方は30代の方なんですけれども、帯広の中で、抗原検査じゃなくて、違う市町村の病院に行って、PCR検査を受けたとかいうこともあります。これだけで、実際に町の医院さんのところに、どこか出かけるわけじゃないので、検査を、そのときに多分、駄目だと言われる可能性があるんで、その辺について、どんなふうにも町民の方に理解してもらえるのか。もし、このチラシだけで分かるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 今回、コロナの検査の部分で、結構、町民の方々が陽性になったりとか、そういった場合、どういうふうに対応したらいいのかという質問とかが町のほうにありましたので、チラシを今回作成させていただいて、配布させていただいたところでございます。

そこにも、なるべく分かりやすくということで、フローチャート形式で記載させていただきましたけれども、65歳以下の方で心配な方とかは、熱が出た場合については、基本的には抗原検査キットで対応していただいて、それで判定は、道のチラシのほうに書いてあるQRコードですね、そちらのほうで登録していただいて、認定していただくというような形式になってございますけれども、65歳以上の方で症状がある方については、基本的には受診していただくということになってございます。

ただ、症状とかがなくて、旅行に行くので心配だといった方々につきましては、道の事業で、町内の薬局等とかでも無料のPCR検査というのがありますので、なるべくそちらのほうを利用していただいて、無料で陰性証明を出していただいて、旅行等とかに活用していただくというような方法で対応していただければと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） そうしますと、基本的には、やっぱり65歳以下の方、未満ですか、の方については、抗原検査でまず調べると、それが基本だということですよ。

実際に、私も抗原検査、何回か、自分で心配なので、2回ぐらい買い込んで、しょっちゅうやってはいたんですが、今薬局に2か所売っていますけれども、このことが徹底されているのかなと思うのと、例えば医者判断で、ちょっと熱がある場合には受けられる、そこまで言ったらあれですね。なかなか、それで、実際若い方々がどういうふうになっているのか、ちょっと分からないんで、基本的にはやっぱり抗原検査を受けると

いうことですね。

それは私のほうでも、そんなふうで紹介していきたいと思うんですが、ちょっとどうでしょうね、やっぱりPCR検査をきちんと受けたほうが私はいいなと、受けられるんですからね。抗原検査を受けても、実際にかかっている方が無症状でも、1回受けたら陰性だったと。ところが、家族でなっているから、もう一回調べたら陽性だったと。それが、その時点のときには陰性で、もしかしたら陽性は微妙に、日にちが違えば違いますので、やっぱり危ないなと思った方はPCR検査をきちんと受けるべきだなと、受けられる態勢をやっぱりつくるべきだなと私は思っています。その辺は柔軟に対応できないものかどうか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 今回、チラシのほうにも記載させていただいたとおり、基本的に簡易検査でもいいという方々は、抗原検査キットを活用させていただくということになってございます。

また、もちろんPCR検査のほうが精度が高いということがございますけれども、なかなか受け入れる側の態勢と検査をしたいという方々のバランスというので、病院のほうではちょっと対応できない部分もございますので、道のほうではこのように、なるべく抗原検査キットで判定してくださいというような方針を取ったところでございまして、町としてもそのように対応したいと考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、民生費及び衛生費、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次いきます。

次に、農林水産業費に入ります。21ページから24ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） 農業費の中で、畑作農業資材高騰対策事業並びに酪農経営緊急支援事業並びに畜産経営緊急支援事業ですね、これ委員会でも説明あったところなんですけれども、1経営体当たり平均でどれぐらいか、最小・最大幾らになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 それでは、それぞれの事業の平均値等をお知らせいたします。

まず、畑作農業資材高騰対策事業、こちらにつきましては、1,000円未満、端数処理しているという状況でございますが、平均で13万5,000円で、一番小さい経営の方で

5,000円ですね。一番大きい経営の方で25万円、これが試算の数値となっております。

次に、酪農経営緊急支援事業、こちらにつきましては、平均で45万円、一番小さい経営の方で5万5,000円、一番大きい経営の方で760万円となっております。

最後に、畜産経営緊急支援事業、こちらにつきましては、平均で35万円、一番小さな経営の方で22万円、大きい方で60万円となっております。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 21ページの畑作農業資材高騰対策事業、この事業については、今あったように常任委員会で説明があったと思います。ただ、事業の内容で除外しているという部分において、飼料作物、緑肥、休閑地と、これは対象にならないという部分がありますけれども、本町においては耕畜連携、非常に進んだ地域でありますし、よくデントコーン等、耕作依頼という部分も含めて、これについても推奨している部分あるんですけれども、これはあくまでも、農家が作物を作って、それをどうするという事じゃなくて、地域柄そういう連携がしっかりできているという部分が非常に大事だと思います。

また、バイオマスの消化液も、これは耕畜連携の一つの大きなやり方だと思いますけれども、この部分について、飼料作物、特にデントコーンの委託栽培、これについて、これも事業の対象になるんじゃないかなと、僕はそういう認識しますけれども、この積算の中に、そういう認識の中で計算されているかどうか確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 こちらの事業創設に当たりましては、特にデントコーンの委託栽培につきましては、経費の持ち方ですね、この辺、農協さんとか農業者さんの一部から情報を確認した上で設定しておりますが、基本的に、全てが畑作農家が経費を持っているという場合には、対象にしてもいいのかなと思ったんですけれども、内容につきましては、例えば肥料だとか、その辺は畜産農家が持つというような話、確認してございますので、今回除外させていただいたというところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 農家としては、委託で肥料、種子含めて、そういう約束で対応している方もいるかと思いますが、基本的には、やっぱり輪作体系の一つに入りつつあったり、耕畜連携の一つだというふうに認識していますけれども、今、課長のほうの判断については、そういう部分の経費がかかっていないという部分が、一つの根拠というふうに認識したんですけれども、そこら辺については、もう少しちょっと深め

ていくと、本町の飼料作物との畑作の連携、これ非常に大事な部分になると思いますけれども、そこら辺ちょっと再点検しながら、今後、できれば何らかの形で対応するべきでないかと認識しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 今お話しいただいたとおり、耕畜連携ですね、非常に重要と感じてございます。特にデントコーンの受委託栽培、こちらにつきましては、この飼料高の中で、非常に有効な配合飼料の一部、取って代わる大切な部分だと感じているところでございます。

耕畜連携につきましては、既存の事業も組んでございますので、そちらも含めて、よりよい形、今後検討していければなどは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

1番、渡部信一議員。

○1番（渡部信一議員） 同じく農林水産業費のことでお尋ねしておきたいと思います。

昨日も2名の方から一般質問等で、町長のほうに、ほかの町村の農業支援対策というか、この時期、新聞等の発表で毎日のように、この間、メニューだとか、あるいは支援策が発表されてきたわけですがけれども、先般の25日に委員会において、上士幌の方針と申しますか、政策的なものが農林課のほうから示されたわけですがけれども、総じて上士幌の場合は、畑作、酪農緊急支援というか、それに絞っての対策のように見えます。

この財源が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というような形で、物価高、あるいは生産資材、あるいは様々な状況に対応すべく、全て農業者が影響を受けているわけなんですけれども、そういう中で、新聞等の発表見れば、それぞれの町村の考え方みたいな、昨日の町長の答弁によれば、上士幌は上士幌のやり方みたいな、そんな感じの答弁であったというふうに思うわけですがけれども、それぞれ畜産であれば、例えば昨日も出たんですけれども、上士幌は養鶏だとか、あるいは養豚だとか、そういったものにはないんですけれども、音更なんか見れば、鳥、鶏卵というか、そういうのもやっている事業者もいるわけで、そういう中で、鶏1匹当たりでさえも換算しながら、飼料高騰だとか、あるいは馬だとか、全てのものに対して、農業者の立場に立って、一律、最低でも5万円を支援金に回して、その上に立って、そういう対策を打っていると。

上士幌の場合は、そういったことに対して、こういった形で今回示されて、多分このように予算も通っていくんでしょうけれども、日本の、この事業を今回打ったとしても、今日的な課題というか、これで全て解決するものは一つもないと思うんです。今後とも、

あらゆるもの、国・道は別にして、町がこういった対策打つときは、特に国・道は、ダイレクトに肥料対策だとかに絞ってくるわけですが、そういったはざまの中で浮かび上がらない経営体というか、そういった人たちも浮かび上がらせるような、支援できるような、そういったものを、特に町なんかは政策打つとき、考えていくべきだと思うんですね。

今回、例えば畜産でいえば、これだけの予算で、最高が760万円だと。そうしたら、1経営体で、およそこれだけの予算で、3分の1、1経営体に、換算していけばそういう額になるんでしょうけれども、先ほどの示されたことを逆算すれば、そういう形になっていくわけですね。できるだけ、やはり予算というか財源の、一つの財源の形からいっても、幅広く、もう少しやっぱり全てのほうに、今苦しんでいる農業者等にも広く、やっぱり支援が回るような形に持っていくべきじゃないかと。そういう意味で、他の町村は上限を決めているわけですね。

そりゃ大きくなった、積み上がって大きい経営体は、それなりに経費もかかって、積み上げがあろうかと思うんですけれども、上限とかそういったものをある程度示しながら、ほとんど他の町村、最大上限が、例えば100万円だとか200万円だとか、そういった形でやっているわけなんですけれども、1経営体でおよそ予算の3分の1強もいくというような形というのは非常に、私も農業やっている者として、同じ町の施策を仲間にこういう形でやると言ったら、なかなか町民というか、そういうところに説明するにしても、非常に不満が出てくると思うんです。

今後そこら辺、今回これで、全てのこういった施策でこういった状況が終わるわけではないでしょうから、今後のこういった政策なり、あるいは対策を打つとき、そういった上限等を決めて、もう少し幅広く該当できるようなことを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺のことについてお聞きしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 今回、3つの事業を創設させていただきましたが、この創設に当たりましては、相当検討させていただいたという状況でございます。

先日の委員会のほうでも資料をご説明させていただきましたが、それぞれの営農類型について、いろいろと分析、それから農業所得の分析、その辺踏まえた上、さらには、国のほうで支援制度のあるもの、ないもの、その辺を総合的に判断させていただいたという状況で、今回、対策打たせていただいております。

その中で、特に物価高の影響を受けているであろうと、さらに支援策がなかなか充実

していないという営農類型としまして、畑作と酪農と育成の農家に支援を絞ったという形にさせていただきます。

もちろん、国から来る新型コロナウイルスの交付金ですね、こちらがもうちょっと充実していれば、また考え方変わるとは思うんですが、限られた財源の中で、一番困っているところにしっかりと対応できる施策ということで、農林課として設定させていただいたところでございます。

もちろん、今議員おっしゃっていたとおり、この対策で全ての課題、解決できるとは思ってはいけません。ただ、この物価高だとか牛乳の価格、こちらにつきましては、町で対策できる範疇ではないというのも、正直認識しているところでございます。

それから、今回、上限設けていないという部分でございますが、僕たち試算する中で、牛乳1キロ当たり幾らというような試算もさせていただいたところなんですけど、1キロ搾るに当たっての経費は大きくても小さくても、もちろん経営の中で、多少経費の部分は変わってくると思うんですが、1キロに注いだ酪農家さんの汗水という部分に関しては同じなのかなというところで、1キロ当たり0.3円ですね、今回、1トン当たり300円という形にさせていただいたんですが、ここは平等に支援するべきと判断の下、今回対応させていただきました。

今後、酪農情勢含め、畜産もそうですし、畑作もそうなんですけど、今後、今年よりも、もしかしたら来年のほうが非常に厳しいというお話も伺っておりますので、今後の対策につきましては、それらの状況だとか国の対策を鑑みながら、しっかりと対策させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、いろんな支援ですね、限られた財源の中で町も頑張っているなという部分が見えれば一番いいんですけども、国のコロナ対策の交付金の中に、やっぱり今、燃資、いわゆるガソリンとか軽油とか、こういう部分で、商工のほうについては売上げの中で対応しているという部分は、6月、それが今回もあったというふうに認識していますけれども、農業、それから特に林業も含めて、ほとんど燃資に係る支援というのは見当たらないというふうに認識しています。

原課含めて、町のほうでここら辺について検討したか、それとまた、今後の課題になっているか、やっぱり僕はかなり、この影響というのは、商工の中にありますけれども、そういう部分含めて、やっぱり林業、それから今言った農業の中にも、かなり影響ある

というふうに認識していますので、ここら辺についての考え方を、内部的に含めて、支援の方向性を考えて、その結果、財源的な問題があったのかも含めて、ちょっと経過についてお話聞きたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 ただいまご質問にありました林業関係者の燃資の部分ということでいきますと、商工観光課で、今回期間の延長をさせていただく上土幌町燃料高騰緊急支援補助金の中で、林業業者も対応可能というふうに行っているところでございます。以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、よろしいですか。
林農林課長。

○林 峰之農林課長 農業の関係につきましては、燃料、電気代等、こちらにつきましては、やはり経営の中で占める割合というところでは、酪農が非常に大きいと。毎日、搾乳だとか給餌だとか、その中で電気料金の高騰も影響を受けているというふうに判断してございます。

今回の対策に当たりましては、そのあたりの物価高騰、農業物価指数の高騰率から、牛乳の生産費を出して試算してございますので、対策としましては、牛乳1トン当たり300円という助成の中に燃料代等も含めた支援と考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、商工費から消防費に入ります。24ページから27ページまで、質疑ありますか。
8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今回、24ページ、街路灯・防犯灯の維持管理、これについて、結構な修繕と、それから光熱費にかかる分という部分で補正されています。

よくあるのは、町民のほうからも僕のほうにも年に何回か、街灯が切れているとか、そういう部分あるんですけども、前にもちょっと確認した部分ありますけれども、定期点検という部分等含めて、この時期にかなり施設の修繕費が出てきているなという部分ありますから、主な内容、それから日常的な対応の中に落ちた部分があったのかどうか、この状況について確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 青木町民課長。

○青木弘彦町民課長 まず、今のご質問のうち、補正の関係の内容をまず説明させていただきます。

今回、防犯灯のところで、光熱水費と施設等の修繕料ということで、それぞれ150万円程度補正させていただいております。こちらにつきましては、ほかのところと同じで

すけれども、施設関係と同じですけれども、エネルギー価格の高騰により、電気代も前年度に比べ20%以上増大しているということで、これまでは需用費の中、総体で対応していたんですけれども、今回、7月4日に町内で発生した記録的な大雨ですとかひょうによって、今年度につきましては、気球型の街路灯のグローブが破損したとか、そういった事情がございまして、そちらのほうでも修繕料が増大したということで、その分を踏まえまして、不足分を今回補正させていただいております。

それと、もう一点、点検のお話だと思いますが、こちらにつきましては、常時パトロールしているわけではございませんが、町民の方、また地域の方から、この部分が切れているとか電球切れている、そういったお話があった場合には、町民課が担当職員行きて、状況を確認して、都度対応しているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、教育費及び公債費に入ります。27ページから31ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書から地方債に関する調書は、32ページから43ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入は、8ページから11ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表は、6ページから7ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、一般会計補正予算書の1ページから5ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第64号令和4年度上土幌町一般会計補正予算（第7号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。特別会計の質疑は、歳入歳出一括して質疑を行います。

議案第65号令和4年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、44ペー

ジから58ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、議案第65号令和4年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を終わります。

次に、議案第66号令和4年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、59ページから68ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、議案第66号令和4年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を終わります。

次に、議案第67号令和4年度上土幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、69ページから84ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○10番(馬場敏美議員) 74ページになります。居宅介護サービス計画給付費事業ということで、177万円増額補正になっていますけれども、この内容、コロナ禍の巣籠もり等含めてあったんだろうと思うんですけれども、この内容について、ちょっとお願いいたします。

○議長(杉山幸昭議長) 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 こちらのほうは、近年、介護度が高い方が増えている状況がございます。また、サービス利用の頻度も、またこれに伴って増加しておりますので、こちらのほうの費用が足りなくなる見込みだということで、増額させていただくということでございます。

○議長(杉山幸昭議長) 10番、馬場敏美議員。

○10番(馬場敏美議員) それと、もう一つ、町内でクラスターが何件か発生しております。医療・介護含めてという、そういう状況になっています。

この物価高騰、いろいろ含めて、今までなかった施策も含めて、町のほうは、例えば福祉施設、医療関係含めて、燃料高騰に対する助成ですとか、あと、施設入所者に対しても1万円の給付ですとか、もう施策は用意しているんですけれども、クラスターが発生したということによって、やはり経営体としては、かなり痛手を受けているんだろうなと思います。

もちろん、そこで働いている職員の方もそうですし、そこを利用している利用者の方も含めてなんですけれども、特にそういう形で、在宅のサービスの部分については、施設の利用が一定期間できないというような、そういう状況も生まれています。それによ

って、利用する方も大変影響を受けているという状況があるんですけれども、一方で、収入がないという事業体にとっては、そういう非常につらい状況が今生まれていると思います。

平時ではない、こういう状況の中で、その辺に対して、経営体から何かお話があるのか、また行政として、平時ではない、そういう状況が実際に生まれているという状況に対して、支援等含めて何か考えていることがあるのか。あれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 町内の事業所のほうで、ちょっとクラスターというのが発生した状況でございます。その中で、居宅の部分に関しまして、デイサービスのサービスを停止ということで、町民の方々にもご不便があったのかなと考えております。

ただ、デイサービスのほう、受入れは休止してございますけれども、職員の方、またヘルパーさんが直接自宅のほうに行って対応したりとか、そういうような代替のサービスの提供をさせていただいているところでございます。

また、クラスターに関しまして、町のほうから支援した部分につきましては、高性能マスクのほうの提供を事業所からの要望に基づきまして、一部提供させていただいたという現状がございます。

また、それ以外の経営的な部分での支援というお話は、まだいただいております。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） やはり一度クラスターが発生すると、1か月、2か月という、そういうスパンで、受入れ等含めて中止をしなければならんという現状がありますんで、その辺含めて、先ほども言いましたけれども、平時でないそういう状況について、今後含めて、行政としても、経営を主眼とした、そういうものに対する対策等含めて、ぜひ考えていただきたいな、そんなふうをお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 答弁ありますか。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 先ほど申しましたように、事業所のほうから、どのような経営に対する影響があったのかという話がまだございませんけれども、出てきてからの検討に入ることになってくるのかなと考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第67号令和4年度上土幌町介護保険特別会計補正

予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、議案第68号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2号）は、85ページから95ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第68号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、議案第69号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、96ページから108ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第69号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって、議案第64号から議案第69号までの令和4年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第64号令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第64号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和4年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討

論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第65号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和4年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第66号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和4年度上土幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第67号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和4年度上土幌町水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第68号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和4年度上土幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第69号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は12月23日金曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日は、これにて散会といたします。

(午前11時49分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

1 2 月 2 3 日

令和 4 年 第 8 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 6 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 4 年 1 2 月 2 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	令 和 4 年 1 2 月 2 3 日 午 前 1 1 時 3 4 分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 欠 員 一 名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○				
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○				
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○				
	4	野 村 恵 子	○	1 0	馬 場 敏 美	○				
	5	早 坂 清 光	○	1 1	杉 山 幸 昭	○				
	6	小 椋 茂 明	○							
会 議 録 署 名 議 員	2 番 山 本 和 子 議 員				1 0 番 馬 場 敏 美 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			建 設 課 長	渡 部 洋				
	副 町 長	杉 原 祐 二			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎								
商 工 観 光 課 長	名 波 透									

令和4年第8回上士幌町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年12月23日(金曜日)

- 日程第 1 (産業経済建設常任委員会審査報告)
議案 第55号 上士幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 2 (産業経済建設常任委員会審査報告)
議案 第56号 上士幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 (産業経済建設常任委員会審査報告)
議案 第57号 上士幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 (産業経済建設常任委員会審査報告)
議案 第58号 上士幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 (産業経済建設常任委員会審査報告)
議案 第59号 上士幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 意見書案第37号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の提出について
- 日程第 7 会議案 第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 報告 第8号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議案 第70号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案 第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案 第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案 第73号 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案 第74号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案 第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案 第76号 公益法人等への上士幌町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案 第77号 上士幌町営ナイタイ高原牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案 第78号 上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案 第79号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第19 議案 第80号 令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 監報告 第4号 例月出納検査報告について
- 日程第21 監報告 第5号 定期監査報告について
- 日程第22 閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、2番、山本和子議員。

- 議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、12月19日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告を申し上げます。

1点目ですが、本日の本会議の開催に当たり、小堀教育長より発言を求められておりますので、日程第1、議案第55号の前に行うことといたしましたので、ご承知おきをお願いいたします。

2点目は、日程第1、議案第55号から日程第5、議案第59号までは5件を一括報告及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

3点目ですが、日程第9、議案第70号から日程第15、議案第76号は関連がありますので、7件を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

4点目ですが、日程第20、監査報告第4号及び日程第21、監査報告第5号は関連がありますので、2件を一括報告を行うことといたします。

以上で、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎教育長就任挨拶

- 議長（杉山幸昭議長） ここで、12月18日付をもって就任されました小堀雄二教育長から就任挨拶の申出がございますので、発言を許します。

教育長、小堀雄二君。

- 小堀雄二教育委員会教育長 お時間をいただきありがとうございます。12月18日、新し

いスタートを切りました。ご挨拶をさせていただければと思います。

7日、町長の指名の後、議会の同意を得て、18日から再任のスタートとなりました。新たな気持ちで、使命感を持って教育行政に携わっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症により、世の中は大きく変化しました。その変化に対応しながら、時には安全、安心を最優先として、立ち止まり、再計画したものもありましたが、幼児の情操的な学びや小中学生の主体的な学び、そして、高校の地域探求、さらに、町民の生涯学習活動を可能な限り進めてまいりました。

今年、非常に印象深い出来事がありました。9月13日の火曜日、子ども未来応援事業があり、東京オリンピックメダリストの卓球、水谷隼さんが来町した時のことです。

朝から心地よい風が吹いていました。この日は、小中学生全員と高校の卓球部、さらに教職員の約400名がスポーツセンターに集うという、今年最大のイベントでした。教育長室から会場に向かうとき、わか前の広場で、5歳児と健康づくり運動に参加するサークルメンバー、さらに、こども園の先生方が音楽に合わせて一緒にほろん体操をしていました。園児の元気な掛け声と「上士幌大好き」という歌詞で、子供も、サークルメンバーも、先生も生き生きといて、笑顔があふれ返っていました。体操が終わった後は、子供がおじいちゃん、おばあちゃんと手をつないで、ほろんの森まで散歩し、一緒に遊んだという、こういう場面です。

子ども未来事業で綿密なバス運行を立てた推進課、体操と交流を企画した幼児教育課、さらにイベント調整をし、感動舞台を演出した学習課、この3つの課が連携して、それぞれのミッションを果たしてくれたからこそ、印象深い出来事として記憶に残ったんじゃないかなと思っております。

人は皆同じじゃなく、生まれ育った生活環境や文化、習慣は多様で、見える景色や感じ方が異なります。この見える景色や感じ方によっては、進む方向は異なるかもしれませんが、町民みんなが人生100年時代を意義深く、楽しく学べるよう道案内していきたいと思っています。

その過程において、私は様々な課題に背を向けるのではなく、課題に出会えたチャンス为目标に変えられるよう、現場に立つ職員と町民の思いを大切にして、苦労や困難があっても決して諦めない不撓不屈の精神の下、教育行政を推進する覚悟でおりますので、町民の皆様、そして議員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、再任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第55号から議案第59号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1から日程第5までの産業経済建設常任委員会審査報告を行います。

議案第55号上土幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について、議案第56号上土幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号上土幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号上土幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号上土幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括して議題といたします。

5件について、産業経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業経済建設常任委員会委員長、8番、江波戸明議員。

○産業経済建設常任委員長（江波戸 明議員） このたび、議会において当委員会に付託されました上土幌町公営企業の設置等に関する条例及び関連条例の制定については、さきに町において、上土幌町上下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、令和6年4月までに上下水道事業を公営企業会計へ移行するという国の要請により、本条例の制定を行うものとされています。

このたび、公営企業として取り組む業務である上下水道事業は、住民生活においては欠かすことができないライフラインであり、将来にわたり運営と維持管理を行わなくてはならない社会資本であります。令和4年3月に改定されました上土幌町公共施設等総合計画等を参考にしてみますと、上下水道事業に係る多くの施設等が老朽化を迎え、将来における施設整備、改修等に要する費用は、町の財政不安の一つとして考えられているところです。このような町の上下水道の将来等を見据え、より効率的な運営と安定した住民サービスについては、課題の一つとして認識されるということです。

その背景を受けて、付託された本条例については、企業会計という初めての会計方式であることから、上下水道事業の効果と対策が常に点検されることにより、一層の事業の効率性と効果が確認されるものと思います。

さきには、産業経済建設常任委員会においては、新たな企業会計に当たる対応を理解すべきことから、地方公営企業法適用事業ロードマップ、公営企業会計予算書、簡易水道事業会計予算様式などの研修を担当課の協力の下、実施し、新たな本制度の背景とその理解に努めました。

そのような背景を認識し、付託案件について、産業経済建設常任委員会において審査を行いましたので、別紙により審査内容と結果を報告いたします。

付託事件審査報告。

産業経済建設常任委員会。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上土幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査事項。議案第55号上土幌町公営企業の設置等に関する条例の制定について、議案第56号上土幌町水道事業及び下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号上土幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号上土幌町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号上土幌町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年12月7日付託案件でありました。

2点目、審査年月日。令和4年12月14日、1回であります。

審査場所。委員会室であります。

4点目、説明員。杉原副町長、渡部建設課長、杉森主幹、木田主査、平岡主査に参加いただきました。

審査結果。当委員会は、議案第55号、第56号、第57号、第58号、第59号の審査に当たり、副町長、担当課長、担当主幹、担当主査の出席を求め、質疑聴取による審査の結果、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告いたします。

以上で産業経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第55号から議案第59号に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第55号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第55号の採決を行います。

議案第55号について、委員長は原案可決すべきものと報告されています。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第56号の採決を行います。
議案第56号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第57号の採決を行います。
議案第57号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第58号の採決を行います。
議案第58号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第59号の採決を行います。
議案第59号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見書案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第6、意見書案第37号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である1番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

1番、渡部信一議員。

○1番(渡部信一議員) 意見書案第37号の提案理由を説明いたします。

この意見書案については、上士幌町農民同盟より意見書提出の依頼があり、さきの議会運営委員会において、議会運営委員全員の賛同を得まして、私が提案者になったものであります。昨今の危機的な農業を取り巻く情勢を鑑みてご議論いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

それでは、意見書案について朗読いたします。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書(案)。

世界では、新型コロナ終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格上昇に加え、ウクライナ情勢によって燃油・肥料・飼料などの生産資材や穀物の相場が急騰しています。また、食料とエネルギーを輸入に依存している我が国においては、急激な円安の進行で様々なモノ・サービス等の価格が上昇しており、農水省における2022年11月の食品価格動向調査結果によると、食用サラダ油が2020年より約45%、小麦粉が同約21%高騰しているなど、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした情勢を踏まえ、政府は物価上昇に係る国民や農業者等の負担軽減策を講じていますがコスト高を十分に補填しきれず、経費上昇分が農畜産物の販売価格にも反映されていません。このため、農水省の食料・農業・農村基本法の検証部会では、農産物の適正取引等を定めたフランスの法律など、海外の事例を踏まえて適正な価格形成の実現に向けて議論が進んでおり、国民の理解醸成が重要視されています。

また、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いており、価格の低迷や生産資

材高騰が農業経営に大きな影響を与えている中、特に酪農においては牛乳乳製品の需要減退による需給緩和が深刻化し、経営環境は日々厳しさを増しています。このため、生産現場では生産抑制に取り組んでいるものの処理不可能乳の発生が懸念されており、一刻も早い需給改善が求められています。

つきましては、食料安全保障の強化に向けて、コスト高に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を整備するとともに、農業者の経営継続に向けた需給改善策等を講じることを要望いたします。

1 混迷する世界情勢等に伴い、燃油や肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりしているなか、コスト高が農畜産物の取引・販売価格に反映されず、生産現場は営農継続が危機的状況にあることから、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。

2 コロナ化やウクライナ情勢等で生産資材が高騰し、農業経営が逼迫している中、特に酪農家はかつてないほどの厳しい情勢に晒され存続の危機に瀕していることから、牛乳乳製品等を含めた消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上、提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第37号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第37号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第37号は原案のとおり可決されました。

◎会議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、会議案第11号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、山本和子議員から提案理由の説明を求めます。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） ただいま提案されました会議案第11号の提案説明を申し上げ、議員各位のご理解と賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案は、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員の賛同を得まして、委員長であります私が提案者となって提案申し上げるものでございます。

今回の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、議員報酬を平均で16.4%引き上げるものでございます。議員報酬の引上げに至る経過がありますが、平成の市町村合併で自主自立の道を選択した中で、議員の定数及び報酬について議論がなされ、平成15年5月1日の任期から、定数16人を維持した上で議員報酬を10%削減することを決定いたしました。平成19年5月1日の任期からは、定数を5人削減し11人としましたが、報酬はそのまま据置きとし、現在に至っております。

この間、議会としては、令和元年5月の改選に向けて議論を重ね、平成30年に、議長の諮問機関である上土幌町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会を条例により設置し、議員定数や議会の在り方等併せて議員報酬の引上げについて諮問いたしましたが、現状維持が適当と答申されたことから、議会としては報酬を据え置くことが決定したところ です。

議会としては、今期において、令和5年5月の改選に向けて、議員定数・報酬及び議会の在り方等について引き続き議論を進め、本年7月、あり方等審議会に議員報酬の引上げについて諮問したところ、引上げが必要との答申を受けたことから、議会で改定案を検討し、12月2日開催の行政改革推進等委員会に諮問し、答申をいただいたものでございます。

それでは、改正内容についてご説明をいたします。

第2条第1項の報酬月額について、議長30万4,000円、副議長24万4,000円、常任委員長及び議会運営委員長21万8,000円、議員19万2,000円とするものであります。

附則として、この条例は令和5年5月1日から施行するとするものであります。

以上、提案理由と条例改正の内容についてご説明いたしました。議員各位のご理解と賛同を賜り、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより会議案第11号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

手方の損害額は37万8,576円とする。内訳は車両修理代37万8,576円であります。

(2) 過失割合。町の過失割合は50%とする。

(3) 損害賠償額。町の損害賠償額は、相手方の損害額の50%である18万9,288円とする。

(4) 決済の方法。町は相手方に18万9,288円を支払う。

(5) その他。今後本件に関しては、異議申立てをしないこととなっております。

なお、今回の事故の関係につきましては、本年8月24日開催の産業経済建設常任委員会においてご報告させていただいておりますが、幸い双方に大きなけがはございませんでした。指定管理者であります農協に対しましては、安全運転の徹底を図るよう指導してきているところでございます。

以上、報告第8号専決処分の報告についてご説明とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより報告第8号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって報告第8号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号については報告済みといたします。

◎議案第70号から議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、議案第70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第72号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第73号職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第76号公益法人等への上士幌町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長 ただいま上程されました議案第70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案第72号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号公益法人等への上士幌町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上7件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

国は、平均寿命の延伸や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員にしっかりと働いていただく環境を整備するため、国家公務員法の定年を段階的に65歳に引き上げることを主な内容とする国家公務員法等を改正しました。

これを踏まえ、地方公務員の定年についても同様に引上げを行う地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）を制定し、令和5年4月1日から施行します。

これに伴い、地方公務員においても、国の法律に準じて定年制度を改正することとなりましたことから、本町においても、制度の導入に当たり関係条例の改正を行うものがあります。

初めに、議案第70号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第4編人事、第3章分限・懲戒をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第70号関係資料、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分で、主な改正内容をご説明いたします。

まず、第1条では、地方公務員法の改正による条項の変更及び追加を行っております。

第3条では、定年の年齢を65年といたします。

第4条では、定年延長による60歳以降の特例を定めた条文を整理するとともに、第9条に定める役職定年との関係を整理するただし書を追加しております。

第6条では、管理監督職勤務の上限年齢制、いわゆる役職定年の対象となる職員は、管理職手当を支給されている職員と規定しております。

なお、管理監督職の降給は、非管理監督職の最上位の級へ降格することを予定しております。

第7条は、管理監督職勤務の上限を60年とし、第8条では、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を規定しております。

第9条から第11条まで、管理監督職の降任により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、役職定年を延長できる特例を定めております。

第12条は、60年に達した職員が定年前再任用短時間職員として採用できる規定を定めております。

第13条は、本町が構成員となる組合の退職者の取扱いを定めております。

第14条では、条例の実施に必要な事項は規則で定めるものというものであります。

制定附則では、経過措置として、定年を段階的に延長されること、定年を迎える職員に対し定年延長制度の情報と勤務の意思確認を行うことの努力義務を規定しております。

次に、改正附則であります。第1条で、施行期日を令和5年4月1日とし、附則第11条については、公布の日から施行いたします。

第2条では、定年延長に関する経過措置として、旧条例と新条例の整合性を図っております。

第3条から第10条までは、再任用職員に関する経過措置など、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員としての勤務の内容を規定しております。

第11条は、情報提供を行う職員の年齢を定めております。

最後に、第12条では、暫定再任用制度の実施に伴い、現在、再任用の規定が必要なくなるため、職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第71号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第5編給与、第2章給料をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第71号関係資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分で、主な改正内容であります。第3条の2では、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定め、そのほかの条文では文言整理を行っております。

また、制定附則の追加では、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は60歳到達時の給料月額の7割程度とする規定等を定めております。

附則につきましては、条例の変更に伴う関係条例等の整理を行うものであります。

次に、議案第72号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は、第4編人事、第3章分限・懲戒をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第72号関係資料、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正内容で、主な改正内容であります。第1条の2で役職定年による降給について定めており、第1条の3では降格事由を定めております。

次に、議案第73号職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は第4編人事、第3章分限・懲戒をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第73号関係資料、職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分で、主な改正内容であります。第3条では職員の降給に伴う減給の効果について規定しております。

次に、議案第74号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は第4編人事、第4章服務をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第74号関係資料、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分で、主な改正内容は文言整理を行っております。

次に、議案第75号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は第4編人事、第4章服務をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第75号関係資料、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分で、主な改正内容は、文言整理を行うとともに、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、異動期間が延長された管理監督職を追加するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第76号公益法人等への上士幌町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

町例規集は第4編人事、第6章派遣をご参照願います。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第76号関係資料、公益法人等への上士幌町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分で、主な改正内容であります。第2条の派遣する職員で対象外となる職員に、異動期間が延長された管理監督職を追加するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより7件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって7件に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論を行います。

初めに、議案第70号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第70号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第71号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第72号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第73号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第74号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第75号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第76号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第16、議案第77号上士幌町営ナイタイ高原牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第77号上士幌町営ナイタイ高原牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

町例規集は第8編産業、第2章農林であります。

今回の条例の一部改正につきましては、昨今の農業物価を鑑み、ナイタイ高原牧場の使用料及び手数料を改正するものであります。

お手元の議案第77号関係、上士幌町営ナイタイ高原牧場管理条例の一部を改正する条例新旧対照表を併せてご覧ください。

改正の内容であります。第6条第1項第2号中「2,037円」を「2,200円」に改め、同条第3項中「1,018円」を「1,100円」に改め、同条第4項中「5,093円」を「5,280円」に改めます。

次に、新旧対照表の裏面2ページ目を併せてご覧ください。

別表を改正前の別表から改正後の別表に改めるものであります。

附則といたしまして、施行期日を令和5年4月1日から施行することとし、適用区分として、この条例による改正後の上士幌町営ナイタイ高原牧場管理条例第6条の規定は、この条例の施行の日以降、牧場の利用について適用し、同日前の牧場の利用については、なお、従前の例によるものとしてあります。

以上、議案第77号上士幌町営ナイタイ高原牧場管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。ご審議の上、ご可決くださりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたので、これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありますか。

1番、渡部信一議員。

○1番(渡部信一議員) 昨今の物価高で、この値上げというのは、管理者というか、や

むを得ない、そういう提案かと思うわけですがけれども、今回のこの使用料の改定で、その年々の預託というか、牧場の預かりの、それにもよってくると思うんですけれども、今年並みの頭数だとすると、総体でどのぐらいの収入増になるか、おおよそでもいいから、そこら辺お尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 杉原副町長。

○杉原祐二副町長 今年並み、今シーズンでいきますと、今1,500頭ということで伺っておりますが、その規模で通常の一般的な放牧、舎飼いをするという前提でいきますと、その増額になる部分は3,500万円程度というふうに計算しております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 併せまして、当牧場については全農の関係もあるかというふうに認識しています。全農についてはまだ、これから協議中という部分ありますけれども、これは全農にとっても早く整理しなきゃならん課題だというふうに認識していますし、一般町民の方等の預託がこれだけ上がるということになりますと、やっぱり全農との協議もかなりしっかりしておかないとならないという部分がありますし、また、全農が、町内における品種改良等含めて、かなり課題、精神的に対応しているという部分がありますから、基本的に、今は協議中ですがけれども、どのような考え方に基づいてその対応をしているか確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 杉原副町長。

○杉原祐二副町長 全農の委託料に関してでございますけれども、当然に、飼料含めて農業資材高騰しておりますので、指定管理者である農協さん、そして全農、そして町もそこに入りまして、価格の、委託料の値上げについて、今協議を進めているところでございまして、まだその合意に至っているところではございませんけれども、方向性としてはそういう形で今協議中であるということをご理解いただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第77号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第77号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第17、議案第78号上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長 ただいま上程されました議案第78号上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

町例規集は第2編議会・選挙・監査、第2章選挙をご参照願います。

初めに、提案理由であります。本町は選挙公営に要する経費について、国が定める経費を参考に限度額を定めておりますが、このたび公職選挙法施行令が改正されたことを受け、本町の選挙公営に係る限度額についても引き上げるものであります。

具体的な改正内容についてご説明いたします。

議案第78号関係、上士幌町議会議員及び上士幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

下線部分が改正部分であります。

初めに、第4条第2号のアでは、選挙運動用自動車の各日の使用に対して支払うべき金額の上限を「15,800円」から「16,100円」に改正し、イでは、選挙運動用自動車の燃料供給契約の上限を1日当たり「7,560円」から「7,700円」に改正するものであります。

次に、第8条では、選挙運動用ビラの作成に係る1枚当たりの作成単価を「7円51銭」から「7円73銭」に改正するものであります。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成に係る1枚当たりの作成単価において、作成単価「525円6銭」を「541円31銭」に改め、追加額「310,500円」を「316,250円」に改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示される選挙から適用するものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第78号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論ありませんので、これより議案第78号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第18、議案第79号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 ただいま上程されました議案第79号公の施設に係る指定管理者の指定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、上士幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、上士幌町道の駅を当該条例及び規則に基づき指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者の名称は、株式会社k a r c h。

2、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、道の駅かみしほろ。

河東郡上士幌町字上士幌東3線225番地、227番地。

3、管理を行わせる期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年。

4、管理業務の範囲は、（1）道路を通行する者に対し、休息の場の提供に関すること。

- (2) 農畜産物の特産品、飲食物その他物品販売及び提供に関すること。
- (3) 観光情報の発信に関すること。
- (4) 地域情報の発信及び相談等に関すること。
- (5) 町民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (6) 災害時の被災者等への支援に関すること。
- (7) 上記(1)から(6)のほか、町長が必要と認める業務であります。

続きまして、お手元の資料、議案第79号関係をご参照願います。

1ページ目は、上土幌町道の駅の指定管理者の選定に至る経緯であります。

令和4年10月7日に開催されました第1回指定管理者選定委員会におきまして、審査の結果、これまでの経過を踏まえ、公募によらず、株式会社k a r c hが選定されたものであります。

10月11日に株式会社k a r c hに対し、町の考え方の説明と関係書類の提出について依頼を行い、11月4日に申込書及び事業計画書等必要書類の一式の提出がありました。

12月1日に第2回の選定委員会が開催され、管理業務の計画書、管理に係る収支計画書等を審査の結果、内容について承認されております。

12月2日に町長へ選定委員会の結果報告をし、株式会社k a r c hを指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者選定を公募によらない方式とした理由につきましては、本日配付させていただきました資料、議案第79号関係のとおりであります。

2ページ目以降は、選定委員会における審査資料であります。株式会社k a r c hから提出されました事業計画書より抜粋をしております。

2ページ目に施設の管理に関する基本方針、3ページ目に事業計画、自主事業について記載されております。

4ページは、管理に係る3年間の収支計画書の総括表、5ページは、収支計画書の内訳書であります。

説明については省略をさせていただきます。

以上、議案第79号公の施設に係る指定管理者の指定について、その内容と提案理由についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、k a r c hの指定管理の部分についてという説明だったというふうに認識しています。

道の駅ができてから3年たつので、また改めて3年間の指定管理者の更新という形で、今、選定終わって、道の駅については株式会社k a r c hというふうになるかと思えます。3年間の中で、k a r c hについて、道の駅の運営をしてきた中で、いろいろやっぱり経験を踏まえてきているんだというふうに僕は認識しております。

その中で、やはりこのコロナ禍の中で非常に頑張ってきたり、また、メニューをいろんな形式を変えてみたり、そういう形であるかと思えますけれども、先般頂いた道の駅かみしほろの指定管理者の積算資料の中で、ちょっと気になった部分、何点かあります。

1点目は、例えばあそこは改めて、k a r c hについてはDMOという形で、観光商社という形で立ち上がったというふうに認識しておりますが、この運営についてもこの事務所で対応しているとか、また、地域電力の小売も含めてここで対応しているとか、道の駅以外の業務も当然重なってきているかという形で認識しております。

そんな意味で、当時、道の駅の業務という形で今回指定管理しますけれども、そのような形で業務が対応してきたという形で、将来、今いる事務所の問題等含めて、やはり一つ独立した形になるのが今後必要になってくるんじゃないかなと認識しています。

その中で、DMOという部分とか電力の小売、これはk a r c hの仕事の中の、定款の中にもきちっと収められたという認識していますけれども、やはりそういう区分けも今後必要になってくるかという認識しておりますが、もう一つは、イベントの在り方等についてちょっと気になった部分については、駐車場の管理、これについてはかなり多大なお金を町のほうで対応している、385万をつらつらって形で3年間見込まれているということになりますけれども、町がイベントする部分についての集客状況の安全管理等については一定程度の理解できますけれども、k a r c hという一つの事業体がやる場合についてとか、そういう区分けが必要でないかとか、そのほか、例えば掃除の特掃の問題とか、一般管理の掃除の問題について、上士幌とk a r c hの区分け等についてはありますけれども、やはり3年間の業務の内容と中身を確認して、これからしっかりした金額を出して対応する形になると思えますけれども、ここら辺について確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 まず1点目の事務所の問題に関しましては、基本的にk a r c hの営業に係る部分ということで、k a r c hのほうで負担しているという考え方がございます。

現在は道の駅の事務所の中で行っておりますけれども、将来的にここが不足するとか、そういった部分については、今後また検討していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

2点目のイベントの部分、警備費の問題につきましても、k a r c hが営業に係る部分ということで、それから町の活性化につながる部分ということで、現状は考えておりますけれども、そういった部分も検証は必要だと思いますので、今後、指定管理の委託をするに当たっては、十分検証していきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、課長のほうから検証という部分がありましたんで、ほかの部分も含めて、例えばk a r c hについては今まで観光関係のあらゆるいろんな委託事業、そこに関係した部分で、かなりの金額が町のほうから出資して委託しながら調査してもらっている部分があります。

この効果等もやっぱりきちっと見定めながら、次年度以降は、k a r c hによって事業対応をしいのかどうかも含めてとか、その効果も含めてとか、いろいろあるかと思えます。

もう一つは、人材の派遣です。これについても、やっぱり町民からかなり言われている部分に聞こえているというふうに認識、僕はしていますけれども、こういうことも含めて、一日でも早くk a r c hが自立できるような形で、やっぱり運営をしっかりと一回考える時期かというふうに認識しています。

特に、道の駅については、これから3年以降になります。3年以降を迎えると、一般的に本当に下がってくるか、それからもっと向上していくかという、そういう分かれ目だというふうに道の駅の経験者の専門さんのお話も聞いていますから、絶対ここで、やっぱり向上させていかならんという部分が、僕は認識した一つ大事なところだと思いますんで、その点も踏まえて、やはり会社としての自己管理、自己運営、そして発展という部分も含めてどうあるべきかも、やはりこの3年目を迎えた、4年目に入る入り口ではしっかり議論しておいてほしいなと認識しておりますし、またそういう意味で、町の負担の在り方もこれから検討していただきたいというふうに認識していますけれども、この考え方について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 株式会社k a r c hにおきましては、観光関係の調査等、委託も数々しております、その部分の一つ一つの結果については検証をしているところでございますけれども、議員おっしゃるとおり、全体的な検証というのがこれまでの部分、

必要だというふうに考えますし、ただ、難しいのは、このコロナ禍における部分をどう考えていくかということも必要かなというふうに思っております。

それらを踏まえて、江波戸議員がおっしゃる3年目以降、これから次期に関しての部分について、やっぱりk a r c hとしては自立の道を歩んでいただきたいというふうに考えておりますので、そういった効果の検証を踏まえて次期の運営等につなげていきたいということで、これに関してはk a r c hとも情報を共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第79号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第79号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第19、議案第80号令和4年度上土幌町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第80号令和4年度上土幌町一般会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正総額は、770万円の追加補正となります。

補正後の予算規模は、一般会計並びに5特別会計の総額で113億721万1,000円となります。

それでは、補正内容を申し上げます。

議案第80号一般会計補正予算（第8号）であります。

1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ770万円を追加し、総額を92億3,705万4,000円とするものです。

補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表のとおりです。

次に、歳出のうち、減額補正の主なものといたしまして、7ページ、款総務費、グリーン専門人材活用事業1,179万7,000円、脱炭素先行地域づくり事業2,000万円を減額補正いたします。

次に、追加補正の主なものといたしましては、8ページ、款総務費、財政調整基金積立金1,000万円、9ページ、款衛生費、出産・子育て応援交付金事業418万4,000円、款農林水産業費、肥料高騰緊急対策事業196万8,000円、10ページ、款商工費、産業振興対策経費1,643万2,000円、ドローンショー開催支援事業500万円を追加補正いたします。

以上、一般会計の補正内容についてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決くださりますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 7ページの脱炭素先行地域づくりの関係でお願いしたいと思っております。

ここで、太陽光の発電設備導入事業と、それからマイクログリッドという部分もありますけれども、これについて減額しています。

今年、先行地域に指定されて初年度という部分で、担当課も新しい課を設置しながら対応しているかと思っておりますけれども、今まで、しっかり調査不足の感があったのかなと認識しながら、環境省の制度も細かいところについては十分に対応できていなかったかと思っておりますけれども、ここら辺について、特に北ガスの関係の太陽光の発電設備の導入の関係についての、北ガス、事業者負担とか、これはいわゆる常識的な考えの中でいくと、そういうことも考えられたのかなと認識しておりますけれども、ここら辺について、今回減額した部分の考え方の概要だけちょっと確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 ただいまご質問がありました脱炭素先行地域づくり事業の委託料の大規模太陽光発電設備導入業務の1,000万円という減額の部分かと思っておりますが、これについては、今議員おっしゃったとおり、北海道ガスさんとの連携で、基本的には北ガスさんのほうで整備をしてもらおうというところでありまして。町有地を貸し出

すということで計画を組んできておりますが、町有地の選定については、今、候補地をいろいろと調査、検討している段階であります。

基本的には、建設費については、北ガスさんが国の環境省の補助、間接補助を受けてというところで、そこは北ガスさんもしっかり合意は取れていたところなんです、設計費については、まだ議論がちょっと残っていたというところで、その辺で場合によっては町のほうも必要かなというところで、1,000万円、6月に補正をさせていただいたところでもあります。

その後、いろいろ北ガスさんとも話を進めていきまして、設計費についても北ガスさんのほうでしっかり見てもらえるということが確認取れておりますので、この分については減額をさせていただいたという形になってございます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） もう一つ、マイクログリッドについても、やっぱりこれは、本町はどうしても庁舎関係等について導入したいという部分ですけれども、これは遅れたのはやっぱり国の制度の関係なのか、町のほうの準備なのか、この辺ちょっと再度確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 マイクログリッド構築業務についても、委託料1,000万円、今回減額提案をさせていただいております。先般の委員会でもご説明を申し上げましたが、このマイクログリッド構築の基本設計に係る発注で、実はプロポーザルの公募ということで10月に動いたところがございます。

全国公募を行ったんですが、結局、手が挙がってきたのが1社というところだったんですけれども、参加資格が書類等の不備であったというところで、プロポーザルをやむなく中止をしたというところがございます。

その後、プロポーザルを改めてまた発注を予定を検討したんですが、委託業務期間が十分に取れないというところがございますので、次年度、令和5年度に改めて、年度の早い段階でまたプロポーザルを実施していきたいというところで考えております。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 8ページの財政調整基金積立金の1,000万円の指定寄付というのは、どういう中身の指定寄付なのか、まず質問いたします。

もう一点なんです、資料も出ていますが、ドローンショーに開催する支援事業なんです、当初予算300万円組んで、今回補正で、町が独自に出すわけじゃないと思うん

ですけれども、決めていますけれども、これについて、今年度と来年度以降も、前にこの事業については説明があったんですけれども、来年度以降はどういう形に進められていくのか、このショーがどんどん規模が大きくなっていくものかどうか、町の持ち出しがどうなっていくものか、まず確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 まず、財政基金の1,000万円の部分については、先日も産業経済建設常任委員会でも説明させていただきました、来年度の北海道バルーンフェスティバル50回記念大会へのクラウドファンディングということで今年度開始をさせていただいて、その分を繰り越すということはできないので、一度財政調整基金に繰り入れて使わせていただきたいという内容のものでございます。

2点目のドローンショーの部分に関してでございますけれども、来年度以降の部分につきましては、今申し上げた熱気球の50回大会において、今のところ考えているのは、バルーングローだとかというところと共演できないかなというところを考えてございまして、ドローンショーを継続していくというよりは、来年度につきましては、50回大会を盛り上げるという意味で組み込めないかなというふうに考えてございます。

できれば、どういう形になるかはあれですけれども、ドローンショーについても大変好評をいただいておりますので、継続する形で続けていければなというふうに考えておりますけれども、来年度の部分については、こういう形で今検討しているというところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 今年度、それから来年度についても、一応目標があって、開催予定ということなんです、やっぱりいろんなメリットもあるかと思うんですが、町民の方にとってはどうなのかということも含めまして、なかなか、今回場所も変わりました、ちょっと行くのも大変だと、金額的に300万円とか、クラウドファンディングで500万円、あと気球の関係では、込みになったりしますから、結構持ち出しが出てくるのかもしれませんが、その辺も考えながら、十分メリットと、それから町民の意向も含めて、どんなふうにしたら、見るのはすごくいいんですけれども、お金の件でとても大変な負担になるのかなと、その辺も検討されまして、来年度は分かりましたけれども、それ以降についてもぜひ十分検証してほしいなと思っています。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 今、議員からお話ありましたように、今年、来年、それ以降も

続けていく場合には、その経費の部分も含めて十分検討して、継続に向けて検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 10ページのドローンショーの関係で確認させてください。

ドローンショーについては、昨年度は、この関係しているドローン実行委員会の体制のルイス・ミッシェルですか、この方が大枚を本町のために無償で提供してくれたと。今回は380万円から500万円のアップという形で、この会社に少しでも負担かけないという、本当に優しい気持ちなのか、ちょっと僕も分かりませんが、そういう形でガバメントクラウドファンディングを発行したいという形です。

ただ、その部分は、今、中でも町民も期待していたり、また、楽しみたいなという部分ありますし、条件よかったら、一つはドローンショーの町ということもあり得るかと思えますけれども、何せ非常に心配するのは、天候の関係でちょっと心配しているんですけども、余分なことかと思えますけれども、もし天候でできなかった場合、例えば、バルーングローとかでしたらリスクそんなにはないんですけども、今回かなり予算を持って、先般に資料として頂きましたけれども、やっぱり2,000万円の委託料という形になりますから、万一、天候が不順でできないということも想定した場合、この委託料の在り方というのはどうなるのかなという、余分な心配かもしれませんけれども、やはりこれ、きちっと町等も対応しているんだと思えますけれども、そこら辺だけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 ただいま議員から質問ありました天候の関係でございますけれども、一番影響するのは風だというふうに考えております。

ドローンショーについては、いろいろ条件がございますけれども、風に関して言いますと、風速5メートルぐらいが目安だというふうに伺っております。風の部分でいきますと、気球に関しても風速3メートル、4メートルが競技実施の目安になっているというところがございますので、気球よりもちょっと緩いのかなというところがございます。

実施時期が心配されているということでございますけれども、3月の過去の気象庁の上士幌測候所における風速の平均値、こういったところも調査させていただいております。それでいきますと、過去の上士幌の測候所の3月の平均風速としては2メートルということでございまして、昨年開催した12月の平均風速は2.1メートルということで、

ほぼ同じかなと。ただ、1年を通して見ますと、風は冬期間のほうが非常に高いというところがございますけれども、ただ、実施期間ですね、去年は10日間のうち9日開催できたというところで、かなり運がよかったのかなというふうに考えております。

天候については、3月の部分について現時点で何とも言えませんけれども、風速の部分については、そこを考えていきたいなというふうに思いますけれども、開催の予備日等についても検討させていただいております。

ただ、この経費において、現状において、もう一日また延長するとかというところは、今のところ考えてございません。そういった形で、その天候の部分等については、そういったことも考えてございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 商工観光課長については、天候のことは何とかなるだろうと言われるんですけども、僕、そこを聞いているわけじゃなくて、万一駄目になった場合、この委託関係が本当に2,000万円そのまま払ってしまっちゃうのかと、簡単に言えば。その確認で、何かリスクがあった場合はということがあるのか、ないのか、そこだけの確認だったんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 名波商工観光課長。

○名波 透商工観光課長 失礼しました。

これがキャンセルになったときの部分について、これに関しては、ただ、運行业者ともまだ契約をしていないので、そのキャンセル料だとかの部分については、この実行委員会の中でまた決定していきたいというふうに考えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第80号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論ありませんので、これより議案第80号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第4号及び監報告第5号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第20、監報告第4号例月出納検査報告について、日程第21、監報告第5号定期監査報告について、以上2件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

根本広実代表監査委員。

○根本広実代表監査委員 初めに、監報告第4号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、令和4年の9月分、10月分、11月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び5特別会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、係数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、監報告第5号定期監査報告について、その結果を報告申し上げます。

定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により実施しているものでございます。

監査の実施概要ですが、今回につきましては、定期監査として公共工事を対象に実施いたしました。

監査日時、監査対象等は、報告書に記載のとおりでございます。

監査に当たっては、適法で正確かつ効率的に執行されているかについて書類監査を行いました。また、事業内容等について、あらかじめ総務課、農林課、建設課から書類の提出をいただき、担当課長、担当主幹、主査から説明を受けるとともに、職員の協力によりまして実地調査を行いました。

定期監査の総合意見として、予算執行状況及び財務に関する事務について、関係規定、契約等に基づき適正に執行されており、特別指摘すべき点はありませんでした。

今後におきましても、公共工事の適正な執行をお願いし、定期監査の結果報告といたします。

以上、監報告第4号及び第5号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧願います。

以上で監報告第4号から監報告第5号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第22、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございます。

お諮りいたします

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和4年第8回上土幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が12月6日から18日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和4年第8回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時34分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員